

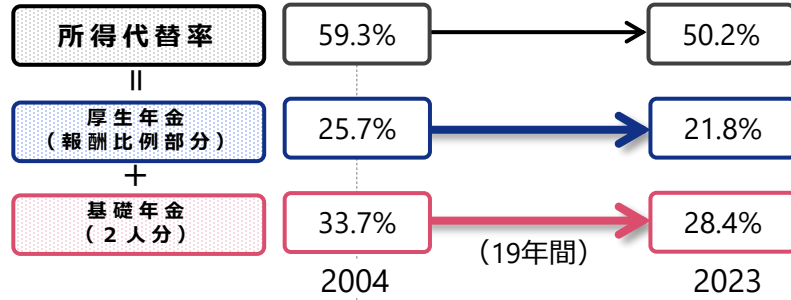
# 基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了 (マクロ経済スライドの調整期間の一致) について

## 基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了の背景・必要性

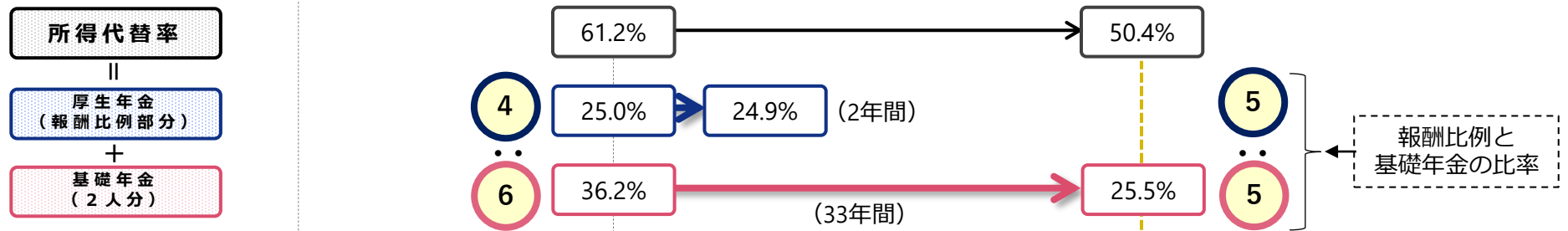
- 現行の年金制度では、マクロ経済スライドによる給付調整により、賃金や物価の伸びより年金額の伸びが抑えられている。これは、少子高齢化が進む中であっても持続可能性を確保(将来にわたり現役世代の保険料負担の上昇を抑えるとともに、将来の年金額を確保)するために必要な仕組み。
- 他方、デフレ経済が続いたことで、マクロ経済スライドによる給付調整の期間は長期化。特に、基礎年金(1階)の給付調整は、過去30年の状況を投影した経済前提では、30年以上にわたり続き、その水準は長期にわたって低下する見込み。これにより、将来においては、厚生年金の受給者を含めた年金額が低下するとともに、所得再分配機能が低下(低所得層ほど年金額が低下)。
- 今後継続的な賃金や物価の上昇も想定される中、年金制度の持続可能性を確保しつつ、将来の公的年金全体の給付水準の向上を図る観点から、基礎年金(1階)と報酬比例部分(2階)の調整期間を一致させることにより、公的年金全体としてマクロ経済スライドによる給付調整をできる限り早期に終了させ、年金額が賃金や物価に連動して伸びるようにしていくことが必要。

# 基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了(調整期間の一致)を行った場合 【過去30年投影ケース】

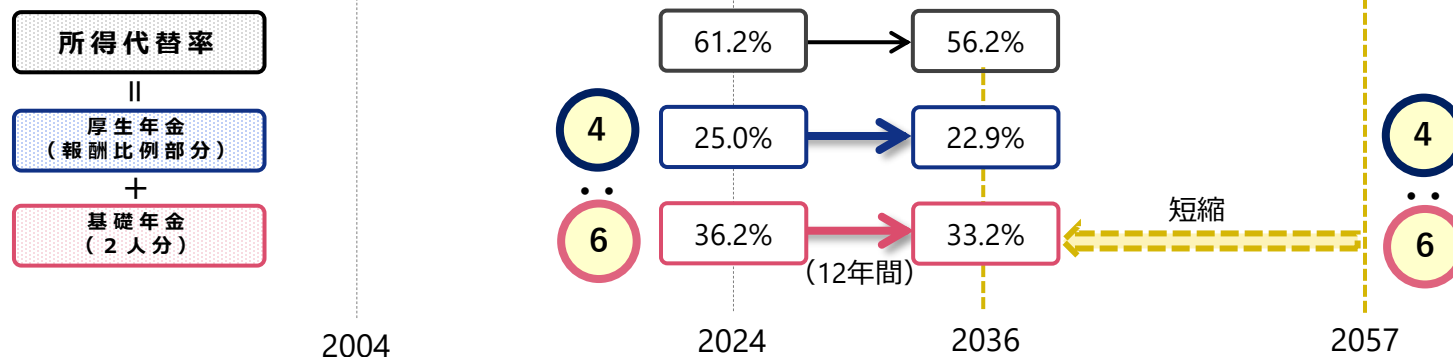
《平成16(2004)年財政再計算》【基本ケース】



《現行》



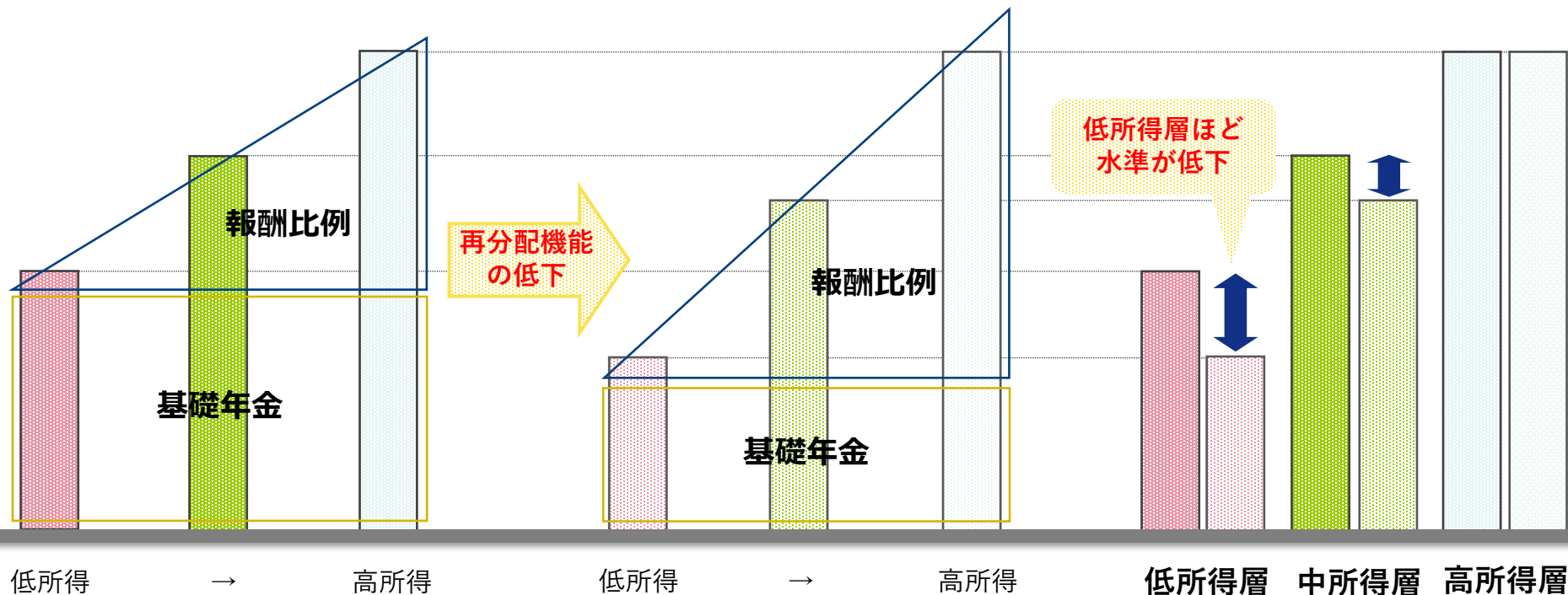
《基礎年金の給付調整の早期終了》



# 基礎年金の水準低下に伴う厚生年金の所得再分配機能の低下

## 厚生年金の所得再分配機能

基礎年金の水準低下により、基礎年金と報酬比例の比率が変化することで、低所得層ほど年金の水準が低下し、厚生年金の所得再分配機能が低下。



※ 基礎年金の水準が低下すると、国庫負担も低下し、基礎年金と報酬比例を合算した総給付費も低下

給付調整の早期終了による基礎年金の水準上昇により、再分配機能の低下を防ぐ

## 【基礎年金の給付水準・所得再分配機能の維持の必要性】

- 働き方の多様化が進んで増加したフリーランス・業務受託者や、働けない者、2号でも賃金が低い者にとって、基礎年金が果たす役割は大きい。就職氷河期世代・団塊ジュニア世代といった、就職が厳しかった時期を過ごした者の高齢期の生活を支えることが重要。調整期間の一致により、基礎年金のみの受給者の給付水準低下が大きく食い止められる。
- 基礎年金のみの受給者の給付水準の低下を抑える必要があり、今後、適用拡大により、比較的所得が低いと考えられる短時間労働者の厚生年金加入も見込まれる関係上、そういった者に対する所得再分配機能の維持が必要。
- 将来の年金額の低下に対して不安がある現役世代が多く、所得代替率上昇の方向に関して賛成。年金財政を改善し、将来世代の所得代替率を上げ、世代間格差を解消するため、調整期間の一致に取り組むべきであり、国民的合意を形成する必要がある。

## 【制度間の移動状況・加入履歴】

- 国年・厚年それぞれの被保険者集団の利益を考える際、基礎年金の仕組みにより各被保険者集団は連続的となっており、その利益も独立ではない。基礎年金の給付水準の著しい低下の阻止は、所得再分配の維持、ひいては基礎年金のみの者も含めた国民皆年金の実質を確保することに資する。これは、各被保険者集団の個別の利害を超えて、公的年金制度全体で実現すべき理念であり、この理念を維持するために、調整期間を一致させるという方法がある。
- 1号・2号・3号の間の移動のデータや、1号、2・3号期間の配分の分布をみると、国民年金族、厚生年金族とか、1号民族、2・3号民族といったものはおらず、誰もがライフステージに応じて行き来するものと考えべき。調整期間の一致を含め、各種施策を進めるに当たり、無用な損得論が起きないように周知を行う必要がある。
- 現在、基礎年金拠出金は1号被保険者と2号・3号被保険者の人数比で按分して決定されている。基礎年金拠出金単価が、国民年金保険料より高くなっており、その差額は積立金から賄っている。現在の受給権者や加入者の加入歴と照らし合わせると、全国民共通の基礎年金水準が、1号被保険者・国民年金の財政状況のみに依存して決まるやり方について、今後議論する必要がある。
- 厚年・国年の積立金は、必ずしもそれぞれの制度に現在加入する者が積み立てたものではないというのは事実だが、マクロ的に見ると、国年から厚年に移った者が、国年の積立金を積み立てている期間に積み立てた金額を残してきているというふうに解釈もできる。

## 【見直しを行った場合の給付への影響】

- 調整期間を一致させると、老齢年金については、報酬比例部分の所得代替率が下がるものの、基礎年金も含めて考えれば、大多数の方の給付水準は上がるということだったが、障害年金は、障害厚生年金3級のように、報酬比例部分の所得代替率の低下というマイナス影響だけを受ける場合もある。
- 報酬比例部分のマクロ経済スライドが長期化するため、2035年頃までに亡くなる者にはマイナスの影響がある。
- 将来世代が得られるメリットをさらに分かりやすく整理し、それを基に議論を深めるべき。
- どの程度の低下が誰に影響するのかを数値で把握し、その不利益の程度も踏まえて検討する必要。
- 厚生年金の独自給付を今後改正することによる基礎年金への影響などを丁寧に検証し、慎重に検討すべき。

## 【国庫負担】

- 基礎年金の半分は国庫負担。基礎年金を増やす財源を確保するために国民負担が増加することを念頭に置く必要。基礎年金の国庫負担を3分の1から2分の1に引き上げた際のように、財源の裏付けを確保した上で議論を進めて欲しい。
- 拠出期間の延長とともに、国庫負担の財源確保のため、税と社会保障の一体改革の議論を国民全体で進める必要がある。
- 調整期間の一致の議論を進めるに当たって、基礎年金の給付水準の低下や所得再分配機能の強化を理由として進めていくと、この改革を進めることで国庫負担が増えていくことから、基礎年金だけで生活するわけではない高年金者へのクローバックを主張された際に反論が難しくなる。
- 適用拡大以外は基礎年金の給付水準が上がるためには、2分の1国庫負担問題が出てくる。兆円単位の額を国庫に押さえられていたら、あとは政治に委ねられるのは仕方がない。果たしてこれから、今回の（財政検証）試算、投影どおりに進んでいくのか。政治の投影はできないので予測するしかないが、今後の年金に関する予測という意味ではどういう展開になっていくのか。

## 【現行の財政構造・国年財政と厚年財政の関わり】

- ・ 高齢化や、人口減少、労働力人口の減少がそれほどではなくとも、令和元年財政検証のケースⅢでは、厚生年金のマクロ経済スライドは2025年には終わる見込み。物価や賃金、就労形態の変化により、予期せず、マクロ経済スライドが国民年金に長く適用される問題が生じており、2段階の有限均衡方式に構造的な問題がある。
- ・ 財政均衡を2段階に分けて、最初に国民年金だけで均衡を図ることが問題の本質。基礎年金の有する所得再分配機能や最低保障機能を強化するため、基礎年金と厚生年金のパイプ役である基礎年金拠出金の算定方法は変更が必要。
- ・ 基礎年金拠出金の算定で、従来の頭割りだけではなく、財政力に応じた拠出を求める選択肢がありうる。
- ・ 厚生年金の積立金と国民年金との関係について、お金の複雑な流れも改めて確認し、なぜ積立金に応じた負担にするのか、必要性や説得的な根拠を含め、慎重な検討が必要。
- ・ 調整期間の一致に当たっては、2階から1階への財源の移転の公平性・必要性について、厚生年金の加入者にも納得性があるよう、より丁寧かつ慎重な説明が必要。
- ・ 厚生年金と国民年金に共通する守るべき価値観や理念が何かを考える必要がある。積立金の用途を調整する場合、それ以後、厚年や国年の独自給付の改正影響が、全体の基礎年金に及ぶことになるので、その影響も考える必要。
- ・ 労使が労働者の標準報酬等に応じて拠出した保険料からなる厚生年金勘定の財源と第1号被保険者の定額保険料による国民年金勘定の財源を同列に扱い、単に厚年勘定からの拠出を多くする仕組みへの見直しは行うべきではなく、拠出者全ての納得や合理性を踏まえた検討を行うべき。被用者年金一元化に伴い、厚生年金拠出金で積立金按分が行われているが、それを理由に国年勘定と厚年勘定からの拠出方法を類似させることは、国民の納得を広く得られるとは言いがたい。
- ・ 健康保険も積立金を持っており、社会保険における積立金の性格を整理した資料を事務局に用意していただきたい。
- ・ 調整期間の一致について、国民の中には、国民年金保険料の未納等によって国年財政が悪化しており、それを厚年財政で助けるものではないかと誤解している者がいると思われる。そういった誤解を解くための周知を行うべき。

## 【検討の順序について】

- ・ 適用拡大や、基礎年金の拠出期間延長、調整期間の一致は、財源の問題もあるため、検討できるものはそれぞれ議論を進めていくのがよい。2004年当時の見通しと乖離していることや、厚生年金の調整が停止することも含めて議論して、深めていければいいのではないか。
- ・ 2020年12月の追加試算を見ると、調整期間の一致により将来の国庫負担の相当な増加が懸念される。年金制度の仕組みにより給付水準の調整が進まず現状を招いたとの評価もありえるため、マクロ経済スライドの完全適用・適用拡大の徹底・45年化を優先して実施すべき。
- ・ 調整期間の一致は、報酬比例年金の調整終了前までに行えば、いつ決定しても同じ結果となる。報酬比例部分の調整期間が2030年以後まで延びるならば、2025年改正では調整期間の一致の判断を留保し、2025年の改正結果と改正後の経済状況を踏まえた上で、2030年改正での検討課題とすることも選択肢。
- ・ 積立金の使途を制度的に改正して調整期間の一致を行うより、適用拡大により結果的に調整期間の一致に近づく形の方が理解を得やすい。所得再分配機能の維持のため、適用拡大や45年化に優先的に取り組み、来年の財政検証に向けてそれらの方策による年金財政への影響を踏まえた試算を行った上で、その後に積立金の使い方を検討すべき。
- ・ 調整期間の一致や拠出期間の延長は、あくまで基礎年金の給付水準引上げの選択肢の一つである。これらに限定されることなく、資産課税の強化などを財源とする更なる国庫負担割合の引上げにより、財政基盤を抜本的に強化した上で、基礎年金をマクロ経済スライドの対象から外す等、広い視点で議論すべき。
- ・ 王道（適用拡大と45年化）の改革路線と比べて、調整期間の一致は政治論としては長所がある。王道の改革を進もうとすると、マクロ経済スライドは厚生年金ではすぐに終わって、基礎年金では続いていく。基礎年金のスライドはやめるべきという話が出てくるのが予想される。こうした政治問題を年金論に置き換えて論じてきた。

## 【調整期間の乖離の原因・名目下限措置の撤廃について】

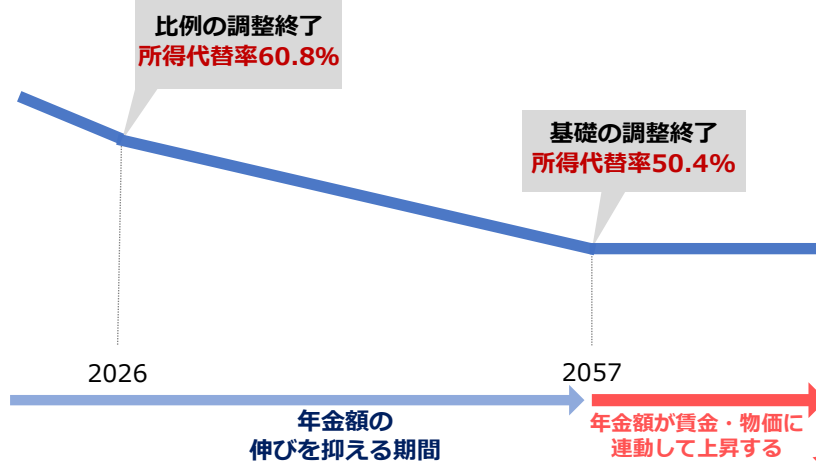
- ・ マクロ経済スライドによる給付調整の開始は、2004年当時の想定より8年ほど遅れ、現在の年金の所得代替率は当時の想定より高く、その分、現役世代・将来世代の所得代替率が当時の想定より低くなる見込み。調整期間の一致は、2004年当時の想定に戻す案とも評価できるが、基礎年金の給付調整の長期化の要因や改正による影響を分析する必要。
- ・ 調整期間の乖離は、デフレ経済の中でマクロ経済スライドが適切に発動されず、基礎年金の水準が高止まりしていたことが大きな要因。マクロ経済スライドが機能する限りは世代間の公平性はそれほど大きな問題にならないが、再びデフレが長期継続する場合、マクロ経済スライドが適用されず、現役世代・将来世代に痛みが押しつけられることになる。
- ・ マクロ経済スライドは年金制度の持続性を確保するために不可欠だが、名目下限措置でその効果を発揮できなくなっているため、速やかに名目下限措置を撤廃すべき。
- ・ 不確実な将来に向けたリスクマネジメントの観点から、また、キャリアオーバー実行時のショックを緩和するためにも、インフレに入った今こそ、名目下限措置の撤廃を次の改革の中に入れていいのではないか。



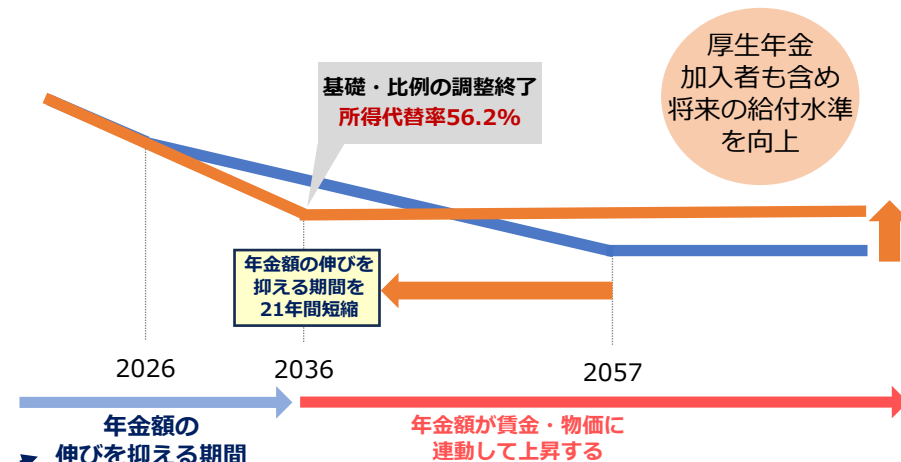
# 基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了

継続的な賃金や物価の上昇が想定される中、現行の年金制度はマクロ経済スライドによる調整(少子高齢化が進む中でも、持続可能性を確保する仕組み)により、賃金や物価の伸びより年金額の伸びが抑えられている。年金制度の持続可能性を確保しつつ、マクロ経済スライドを公的年金全体で早期終了した場合、年金額は賃金・物価に連動して上昇するようになる。

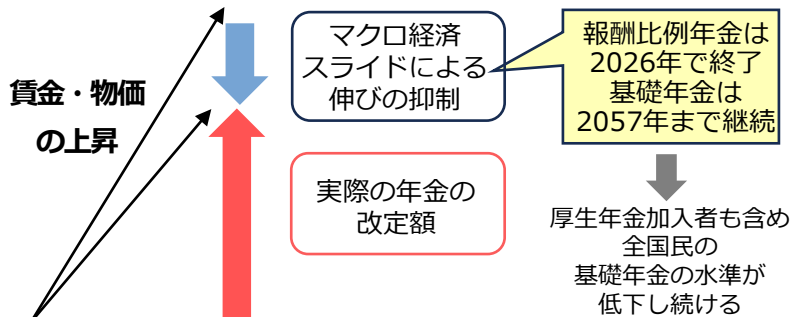
## 将来の年金水準 (現行制度の場合)



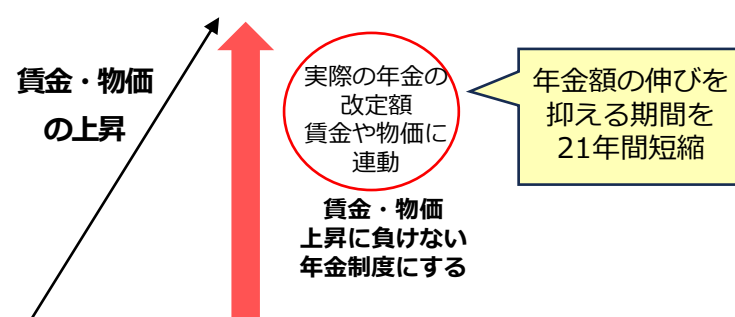
## 将来の年金水準 (基礎年金のマクロ経済スライドを早期終了した場合)



### 現行の年金額の改定のイメージ



### マクロ経済スライドの調整終了後のイメージ

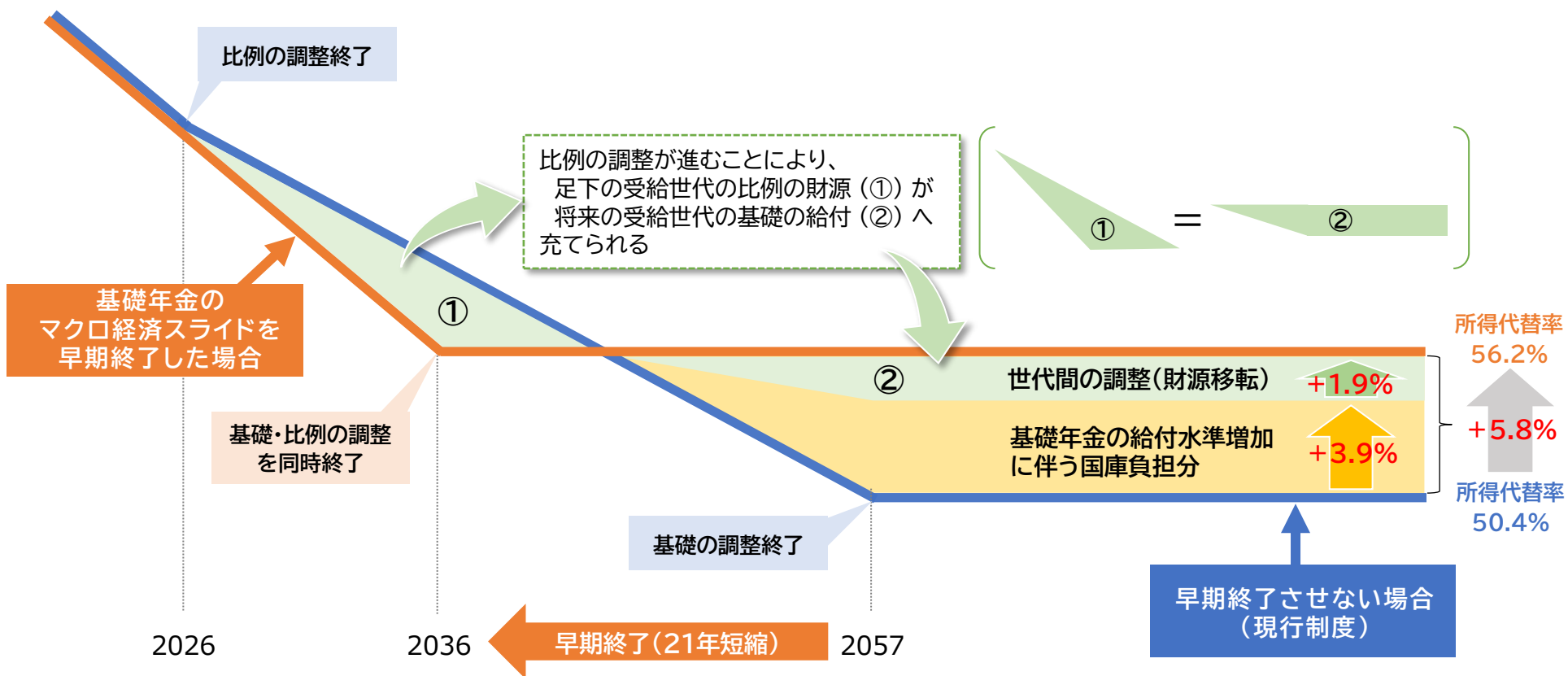


# 基礎年金のマクロ経済スライドの早期終了による将来の給付水準の上昇効果

基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了(マクロ経済スライドの調整期間の一致)により、

- ・ 基礎(1階)の水準上昇に伴う国庫負担の増加で給付が純増するとともに、
- ・ 比例(2階)の給付調整が進むことで足下の受給世代の比例(2階)の財源(①)が将来の受給世代の基礎(1階)の給付(②)に充てられ、世代間の財源移転も行われる。

これらの効果により、将来の給付水準が上昇。

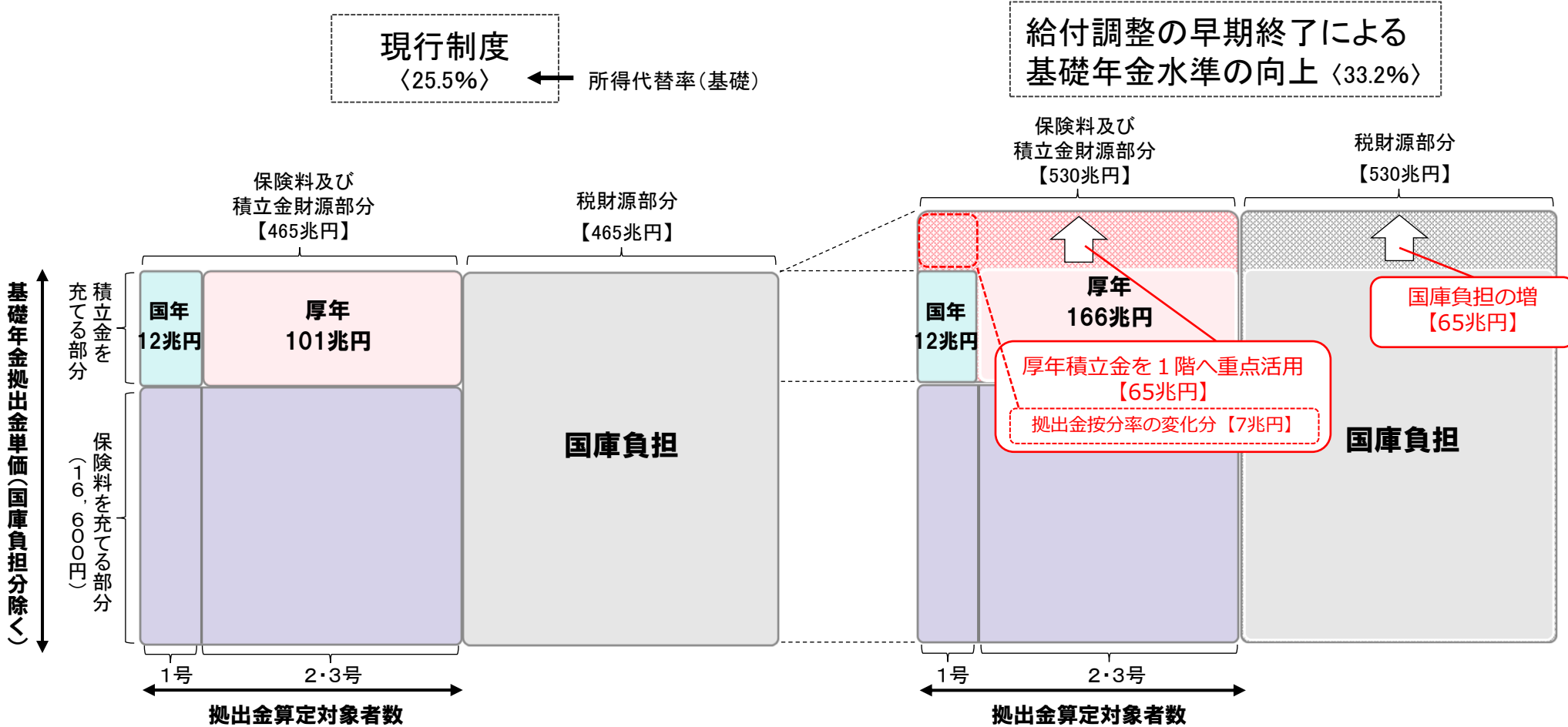


【出所】令和6年財政検証(過去30年投影ケース)

# 基礎年金の財政構造の変化(現行制度・基礎年金の給付調整の早期終了)

- 基礎年金の給付調整の早期終了(調整期間の一致)により、厚年積立金を1階に重点活用(+65兆円)。このうち、拠出金按分率の変化分は7兆円。
- 加えて、国庫負担の増により財源の総額が増加し、ほぼ全ての厚生年金受給者で2階も含めた給付水準が上昇。

《過去30年投影ケース》 概ね100年間にわたる基礎年金給付の財源を運用利回りで2024年度価格に換算して一時金で表示



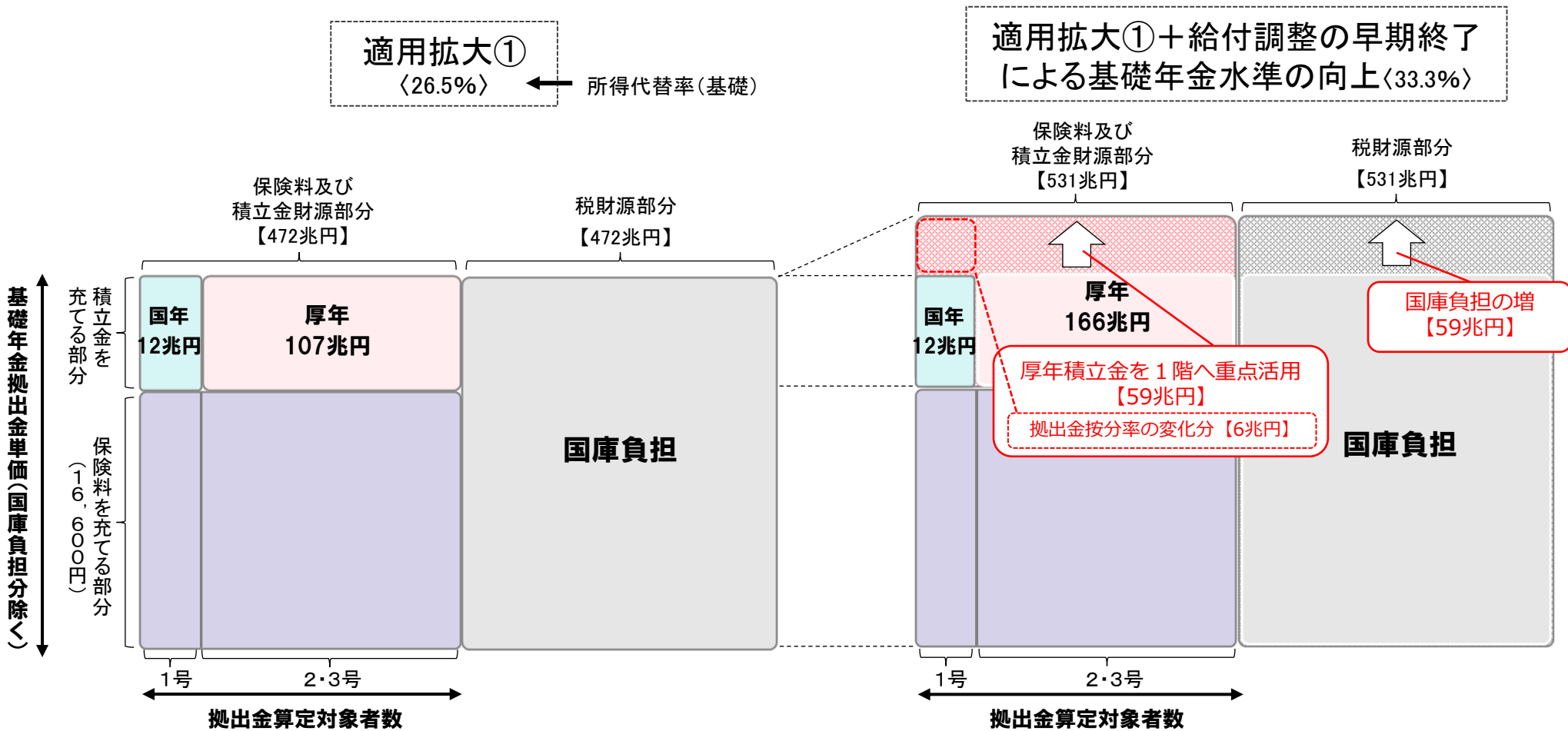
注1: 積立金は概ね100年間で基礎年金給付に充てる額であり、厚生年金(報酬比例部分)に充てる積立金や財政均衡期間の終了時に保有する給付費約1年分相当の積立金等が除かれている。  
 注2: 厚生年金保険料のうち1階(基礎年金)相当部分は、国民年金保険料(※)と同額とみなして計算している。  
 ※ 国民年金の独自給付及び産休免除相当分(約400円)を除いた月額16,600円(2004年度価格)としている。  
 注3: 国庫負担は特別国庫負担(保険料免除期間に係る給付費や20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費等)に対する国庫負担)を含まない。  
 特別国庫負担の額は、現行制度:28兆円、基礎年金の給付調整の早期終了:32兆円。

# 基礎年金の財政構造の変化(適用拡大①・基礎年金の給付調整の早期終了)

適用拡大①：企業規模要件の撤廃 + 5人以上個人事業所の非適用業種の解消（対象者90万人）

- 基礎年金の給付調整の早期終了（調整期間の一致）により、厚年積立金を1階に重点活用（+59兆円）。  
このうち、拠出金按分率の変化分は6兆円。
- 加えて、国庫負担の増により財源の総額が増加し、ほぼ全ての厚生年金受給者で2階も含めた給付水準が上昇。

《過去30年投影ケース》 概ね100年間にわたる基礎年金給付の財源を運用利回りで2024年度価格に換算して一時金で表示



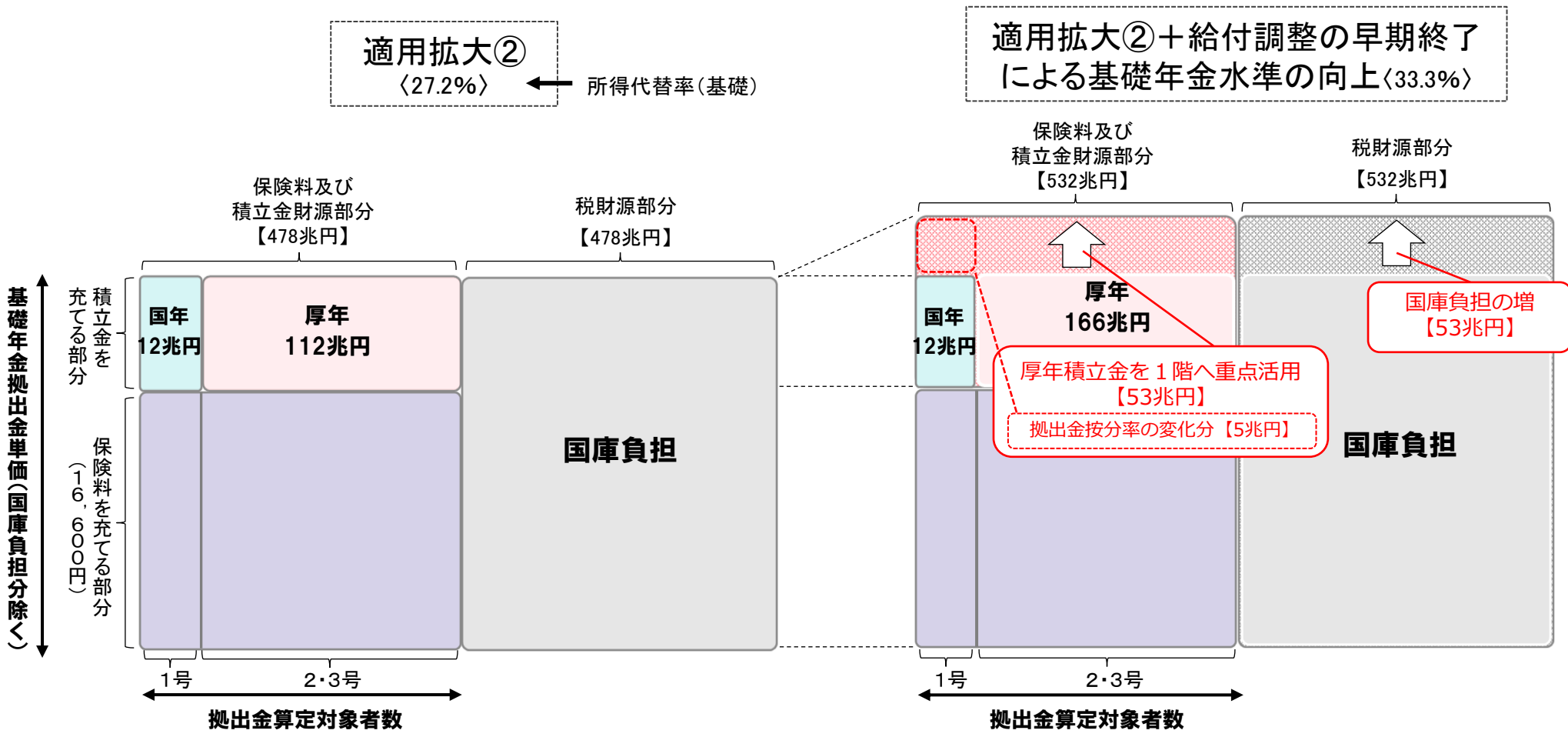
注1: 積立金は概ね100年間で基礎年金給付に充てる額であり、厚生年金(報酬比例部分)に充てる積立金や財政均衡期間の終了時に保有する給付費約1年分相当の積立金等が除かれている。  
 注2: 厚生年金保険料のうち1階(基礎年金)相当部分は、国民年金保険料(※)と同額とみなして計算している。  
 ※ 国民年金の独自給付及び産休免除相当分(約400円)を除いた月額16,600円(2004年度価格)としている。  
 注3: 国庫負担は特別国庫負担(保険料免除期間に係る給付費や20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費等に対する国庫負担)を含まない。特別国庫負担の額は、適用拡大①:28兆円、適用拡大①+基礎年金の給付調整の早期終了:32兆円。  
 注4: 適用拡大①  
 ・企業規模要件の撤廃  
 ・5人以上個人事業所の非適用業種の解消 } 対象者 90万人

# 基礎年金の財政構造の変化(適用拡大②・基礎年金の給付調整の早期終了)

適用拡大②：企業規模要件の撤廃 + 5人以上個人事業所の非適用業種の解消 + 賃金要件の撤廃又は最低賃金の引き上げ（対象者200万人）

- 基礎年金の給付調整の早期終了（調整期間の一致）により、厚年積立金を1階に重点活用（+53兆円）。  
このうち、拠出金按分率の変化分は5兆円。
- 加えて、国庫負担の増により財源の総額が増加し、ほぼ全ての厚生年金受給者で2階も含めた給付水準が上昇。

《過去30年投影ケース》 概ね100年間にわたる基礎年金給付の財源を運用利回りで2024年度価格に換算して一時金で表示



注1: 積立金は概ね100年間で基礎年金給付に充てる額であり、厚生年金(報酬比例部分)に充てる積立金や財政均衡期間の終了時に保有する給付費約1年分相当の積立金等が除かれている。  
 注2: 厚生年金保険料のうち1階(基礎年金)相当部分は、国民年金保険料(※)と同額とみなして計算している。  
 ※ 国民年金の独自給付及び産休免除相当分(約400円)を除いた月額16,600円(2004年度価格)としている。  
 注3: 国庫負担は特別国庫負担(保険料免除期間に係る給付費や20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費等)に対する国庫負担を含まない。特別国庫負担の額は、適用拡大②:28兆円、適用拡大②+基礎年金の給付調整の早期終了:32兆円。  
 注4: 適用拡大②  
 ・企業規模要件の撤廃  
 ・5人以上個人事業所の非適用業種の解消  
 ・賃金要件の撤廃又は最低賃金の引き上げ

対象者 200万人

# 積立金の性質

- 賦課方式の年金制度における積立金は、保険料を給付に充てて余った残余が積み立てられたもの
- このため、積立方式のように個人の持ち分という考え方はなく、被保険者が制度間を移動しても積立金は移動しない
- また、年金給付が大きくなった現在、保険料の残余はなく、現在の積立金は、過去の被保険者の保険料の残余が積み立てられ、運用により増大してきたもの
- したがって、厚生年金、国民年金の積立金は必ずしも今のそれぞれの制度の被保険者が積み立てたものではない

## 国民年金財政

※ 1号被保険者に係る財政である

## 厚生年金財政

前年度

1号被保険者

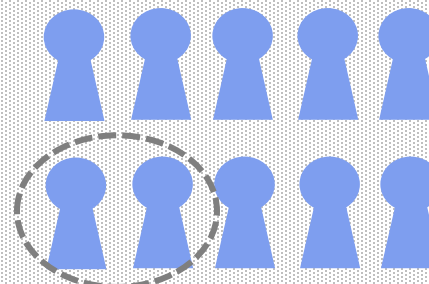
積立金



被保険者が増加しても  
積立金はそのまま

2・3号被保険者

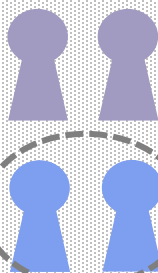
積立金



被保険者が移動しても  
積立金は移動しない

当年度

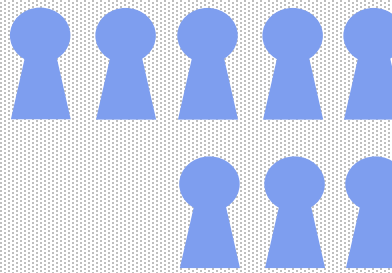
積立金



積立金は必ずしも今の被保険者  
が積み立てたものではない

被保険者は移動

1号被保険者が  
2・3号被保険者に  
移動した場合も同様



積立金は必ずしも今の被保険者  
が積み立てたものではない

積立金

# 老齢基礎年金の算定基礎となる加入履歴

- 老齢基礎年金の算定基礎となる期間が第1号被保険者期間のみである者は、65歳の受給権者の3.0%（全受給権者の場合 8.1%）
- 残りの 97.0%（全受給権者の場合 91.9%）は、第2号被保険者期間又は第3号被保険者期間（厚生年金の財政単位）の履歴がある者

## <老齢基礎年金の算定基礎となる加入履歴>

	65歳の受給権者数		受給権者数全体	
	人数	割合	人数	割合
1号期間のみ	3万人	3.0%	276万人	8.1%
2号期間又は3号期間のみ	31万人	28.8%	844万人	24.9%
1号期間と2号又は3号期間の両方を保有	74万人	68.2%	2,263万人	66.9%
計	108万人	100.0%	3,382万人	100.0%

（出典）令和3年度の基礎年金受給権者データを基に作成

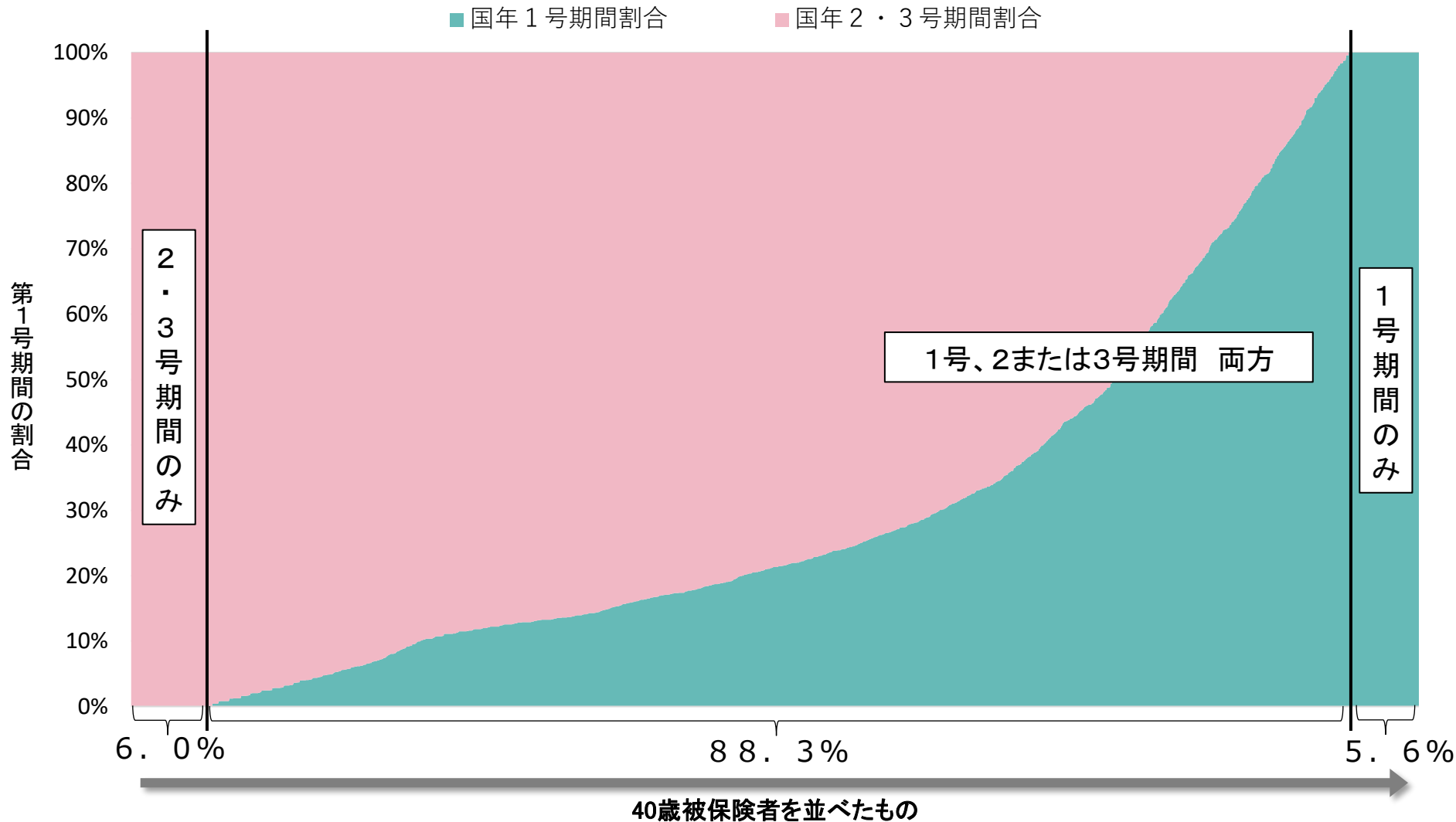
※ 未納期間及び納付猶予期間については、第1号期間に含めず集計している。また、共済期間は第2号期間としている。

また、昭和60年改正以前は、国民年金の被保険者期間は第1号期間、厚生年金及び共済年金の被保険者期間を第2号期間としている。

※ 昭和60年改正以前に国民年金に任意加入していた専業主婦は第1号期間に含まれていることに留意。

# 国年1号期間、国年2・3号期間配分別分布(40歳被保険者)

○ 40歳(1981年度生まれ)の被保険者について、過去の第1号期間、第2号(20~59歳に限る)・第3号期間を計算し、第1号期間の割合の低い順に並べると以下のとおり。



(出典)年金局調べ(令和3年度末時点)

※端数処理の関係で、内訳の合計は必ずしも100%とならない。

※未納期間及び納付猶予期間についても、第1号期間に含めて集計している。また、共済期間は第2号期間としている。



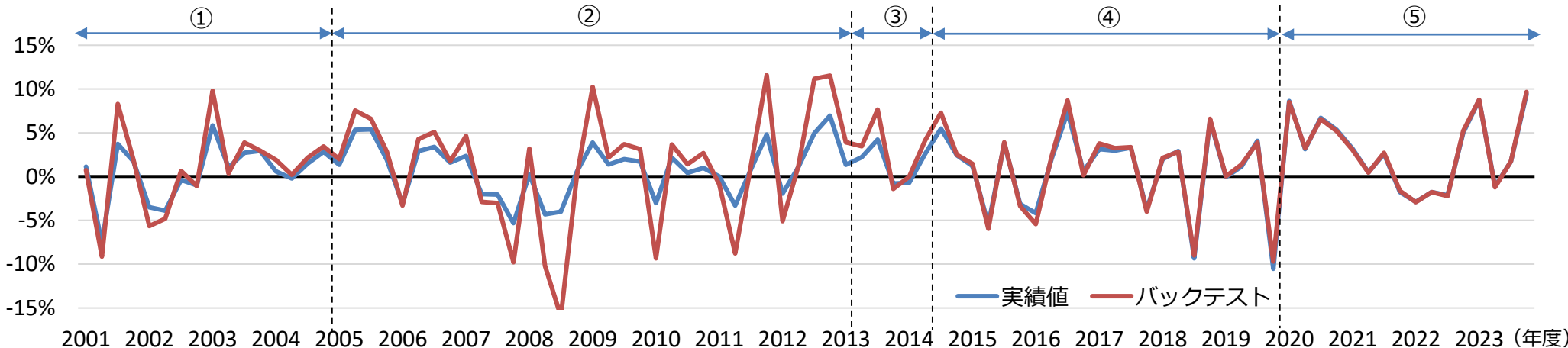
# GPIFの実質運用利回り(対物価)のバックテスト

○ GPIFの実質運用利回り(対物価)の10年移動平均の分布の上位80%タイル(※1)は、バックテストの方が実績よりも+0.2%高い。 ※1 令和6年財政検証の過去30年投影ケースにおける実質運用利回り(対物価)の仮定。

(参考) 仮に運用利回りが+0.2%改善すると、マクロ経済スライドの給付調整は更に3年程度早く終了すると見込まれる(※2)。

※2 過去30年投影ケースで基礎年金の給付調整の早期終了を前提とした場合。

GPIFの実質運用利回り(対物価)の推移



【基本ポートフォリオの推移】

	①	②	③	④	⑤
国内債券	68%	67%	60%	35%	25%
外国債券	7%	8%	11%	15%	25%
国内株式	12%	11%	12%	25%	25%
外国株式	8%	9%	12%	25%	25%
短期資産	5%	5%	5%	-	-

①2001年4月～2005年3月 ②2005年4月～2013年6月  
③2013年6月～2014年9月 ④2014年10月～2020年3月 ⑤2020年4月～

【GPIFの運用利回り】  
(10年移動平均)

GPIF実質運用利回り (上位80%タイル値)	
実績値	2.6%
バックテスト	2.8%

↓ +0.2%

【令和6年財政検証の前提となるスプレッド】  
(過去30年投影ケース)

$$\begin{array}{ccccc}
 \mathbf{2.6\%} & \times & 0.88 & = & \mathbf{2.2\%} \\
 \text{GPIFの実績} & & \text{利潤率倍率} & & \text{将来の} \\
 \text{上位80\%タイル値} & & & & \text{実質運用利回り(対物価)} \\
 & & \text{実質賃金上昇率} & \rightarrow & \mathbf{1.7\%} \\
 & & \text{(0.5\%)} \text{ 控除} & & \text{スプレッド}
 \end{array}$$

(注1) 運用利回りは、2007年度までは市場運用分、2008年度以降は資産全体に係る四半期の収益率(運用手数料控除前)。

(注2) 10年移動平均は、年率換算したものを幾何平均により算出している。

(注3) 直近のデータの分布及びパーセンタイル値は、2012年度以降の手数料の最大値が0.04%(2020年度)であることに鑑み、手数料として0.04%を控除した値としている。

(注4) 実績については、業務概況書(GPIF)及び「消費者物価指数」(総務省)における四半期平均の前期比を基に作成。また、バックテストは、各資産のベンチマーク収益率に基づき作成。

(注5) 利潤率倍率は、マクロ経済モデルから推計される将来の利潤率に対するGPIFの運用実績期間の利潤率の実績の比率であり、スプレッドは実質運用利回り(対物価)から実質賃金上昇率(過去30年投影ケースでは0.5%)を控除したもの。

# 基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了（調整期間の一致）について（案）

## 1. 改正の必要性

- 公的年金は、本来、賃金や物価の伸びで改定し、実質的な価値を維持。現在は、長期の財政安定のためマクロ経済スライドにより改定幅を抑制。
- 過去30年の状況を投影した保守的な経済前提でも、マクロ経済スライドによる給付調整は、報酬比例部分は2026年度に終了する一方、基礎年金の給付調整は30年以上継続の見込み。現行の仕組みを前提にすると、基礎年金のみ給付調整が続き、基礎年金の給付水準が長期にわたって低下。この結果、厚生年金の所得再分配機能も低下。

## 2. 改正の意義

- 年金制度の持続可能性を確保しつつ、将来の公的年金全体の給付水準の向上を図る観点から、基礎年金の給付調整を早期に終了させ（基礎年金と報酬比例部分の給付調整期間を一致させ）、賃金や物価に連動した年金額を実現。同時に将来の基礎年金の給付水準も向上。
- 加えて、基礎年金水準の向上により、将来においては、厚生年金の受給者を含め、ほぼ全ての受給者の年金水準が上昇。特に、基礎年金の再分配機能が強化されることにより低所得層への効果が大きい。

## 3. 見直しの方向性

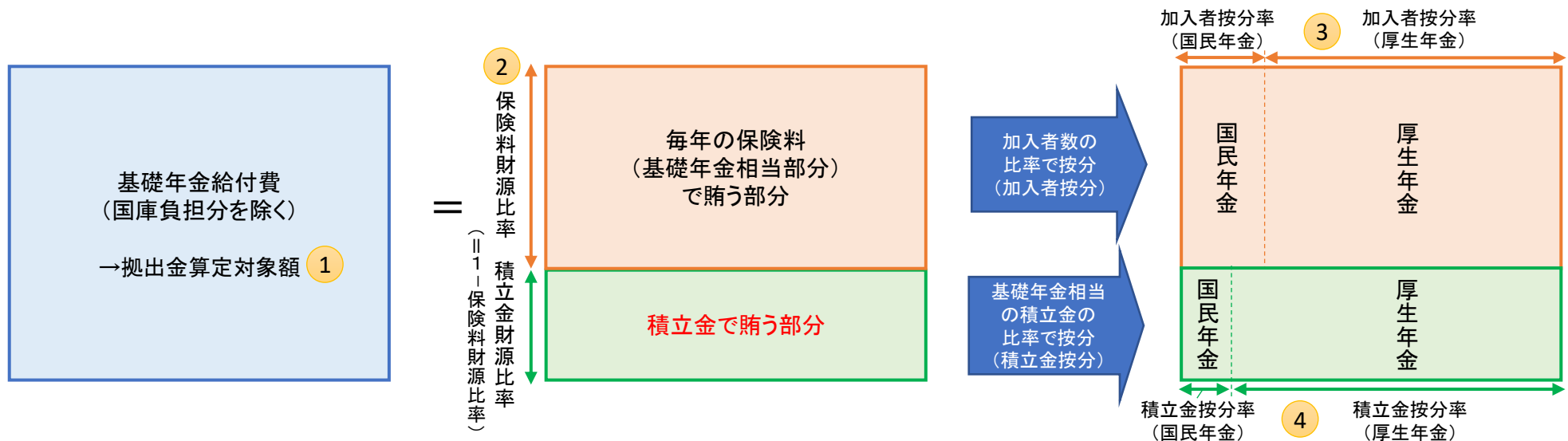
- 国民年金と厚生年金それぞれの財政均衡を維持した上で、報酬比例部分（2階）のマクロ経済スライドを継続し、基礎年金（1階）と報酬比例部分（2階）の調整期間を一致させることで、公的年金全体として給付調整を早期に終了させることについてどう考えるか。
  - ※ 基礎年金の給付調整の早期終了により、調整終了後の年金水準は、ほぼ全ての厚生年金受給者で上昇する見込み。一方、報酬比例部分（2階）の調整期間が現行制度よりも長くなることにより、この期間中に厚生年金を受給する者は、一時的に年金水準が低下することについてどう考えるか。
  - ※ 将来の基礎年金水準が上昇する結果、現行制度と比べて国庫負担が増加。一方、増加が始まるのは基礎年金のマクロ経済スライド調整終了後（過去30年投影ケースで2036年）であることも踏まえ、将来的な財源の確保についてどう考えるか。
- そのため、基礎年金拠出金の算定方法を、現行の被保険者数の人数割に加え、積立金も勘案して計算する仕組みに変更することについてどう考えるか。
  - ※ この場合、現行の人数割による拠出と比べて、厚生年金の基礎年金拠出金が増加することとなるが、どう考えるか。

# 基礎年金拠出金の仕組みの見直しについて（案）

- 基礎年金の給付調整の早期終了(マクロ経済スライドの調整期間の一致)には、基礎年金拠出金の算定方法の見直しが必要。
- 各制度からの基礎年金拠出金の額は、毎年の保険料で賄う部分については現行と同じ加入者割としつつ、積立金で賄う部分については各制度の積立金の額により按分して計算。※被用者年金一元化後の厚生年金拠出金の計算と同様の仕組み

$$\text{基礎年金拠出金} = \text{拠出金算定対象額} \times \{ \text{保険料財源比率} \times \text{加入者按分率} + \text{積立金財源比率} \times \text{積立金按分率} \}$$

①
②
③
④
↳ 1 - 保険料財源比率



① 「拠出金算定対象額」は、基礎年金給付費から特別国庫負担(国年免除者への給付費等)を除いた額

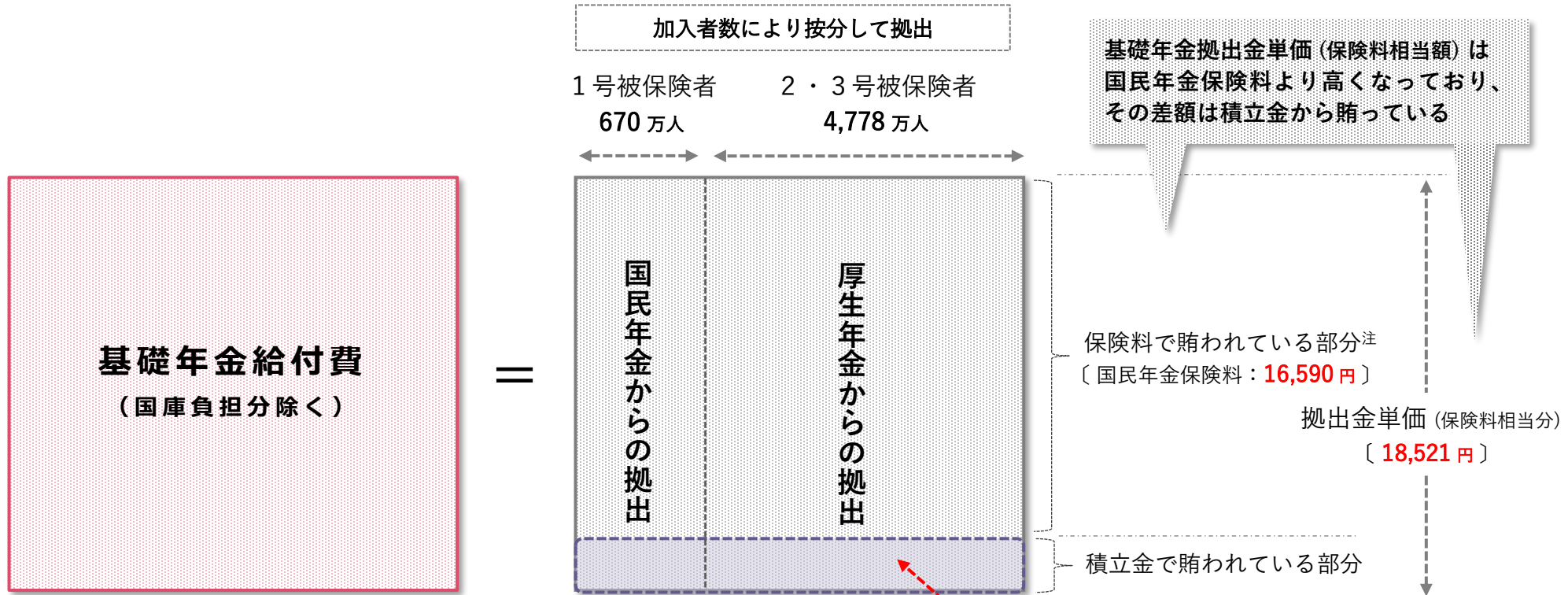
② **保険料財源比率**は、国庫負担を除いた支出のうち、保険料で賄う部分の比率。  
→ 財政均衡期間(概ね100年)における保険料財源分と積立金財源分の関係に応じ、財政検証毎に設定。

③ **加入者按分率** =  $\frac{\text{各制度の拠出金算定対象者数}}{\text{全制度の拠出金算定対象者数の合計}}$  ※ 現行の基礎年金拠出金按分率と同じ  
「拠出金算定対象者数」は、1号保険料納付者数及び2号・3号被保険者数

④ **積立金按分率** =  $\frac{\text{各制度の前年度末積立金(1階相当)} \text{ ⑤}}{\text{全制度の前年度末積立金(1階相当)の合計}}$  ※ 厚生年金については財政検証における見直しをもとに1階相当分の積立金を算出

# 現行の仕組みの課題 – 基礎年金拠出金の仕組み –

- 2000年代以降、基礎年金拠出金単価（保険料相当額）が国民年金保険料を上回り、基礎年金拠出金の一部が積立金で賄われるようになってきているが、現行の基礎年金拠出金の仕組みでは、積立金で賄われる部分についても、現時点の1号被保険者数と2・3号被保険者数の比で按分した額が拠出されている



注1：数値はいずれも2022年度の実績。なお、加入者按分に用いる1号被保険者670万人は免除者等を除いた人数であり、2・3号被保険者4,778万人のうち2号被保険者(4,040万人)は20歳以上60歳未満の者の人数である

注2：厚生年金保険料については基礎年金に充てる部分が定まっているものではないが、仮に厚生年金保険料についても国民年金保険料相当が基礎年金に充てられているものとして、概念図として示したものの

※ 厚生年金、国民年金の積立金は、必ずしもそれぞれの制度の現在の加入者が積み立てたものではない。

# 保険料財源比率の設定(案) (基礎年金給付費を保険料財源部分と積立金財源部分に分割する方法)

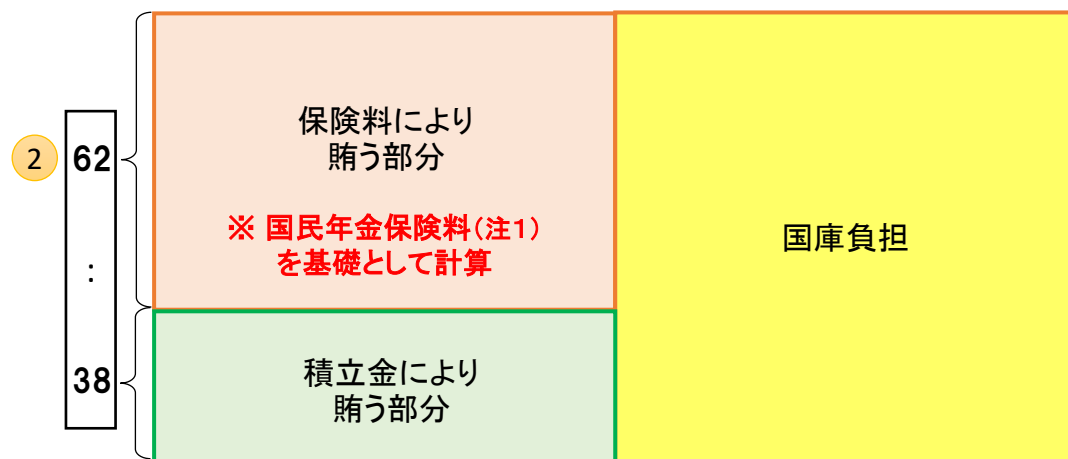
○ 保険料財源比率は、財政検証における見通しをもとに、基礎年金給付費(国庫負担分除く)に対する基礎年金相当の保険料収入の割合により設定。(財政検証ごとに、財政均衡期間(概ね100年間)の平均により設定)

○ 基礎年金相当の保険料収入は、国民年金保険料を基礎として計算。

※1: 第2号被保険者及び第3号被保険者についても、国民年金保険料を基礎に計算。

※2: 国民年金保険料17,000円(平成16年度価格)のうち、国民年金の独自給付分及び産休免除相当分(400円)を除く16,600円。

<イメージ> 基礎年金拠出金<国年+厚年>



注1: 第2号被保険者及び第3号被保険者についても、国民年金保険料を基礎に計算。

国民年金保険料17,000円(平成16年度価格)のうち、国民年金の独自給付及び産休免除相当分(400円)を除く16,600円。

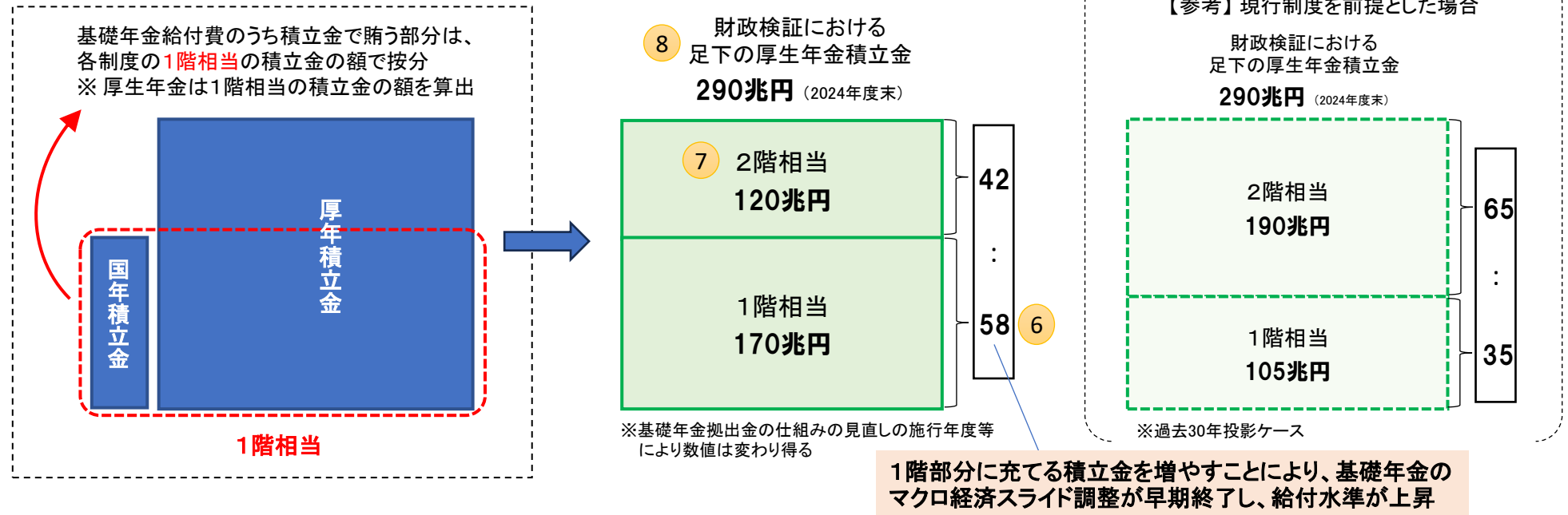
注2: 基礎年金拠出金の仕組みの見直しの施行年度等により保険料財源比率は変わり得る。

$$\begin{aligned}
 \text{② 保険料財源比率} &= \frac{\text{基礎年金相当の保険料収入}}{\text{基礎年金給付費(国庫負担分を除く)}} \quad \leftarrow \text{分母、分子とも厚生年金・国民年金の合計} \\
 &= \frac{\text{国民年金保険料(注1)} \times \text{拠出金算定対象者数(1号～3号の計)}}{\text{基礎年金給付費(国庫負担分を除く)}}
 \end{aligned}$$

# 基礎年金部分比率の設定(案)(厚生年金の積立金を1階と2階に分割する方法)

- 基礎年金部分比率は、財政検証における見直しをもとに、厚生年金の積立金のうち、1階に充てる額と2階に充てる額の比率により設定。(財政検証ごとに設定)

## <イメージ>



- 5 前年度末積立金(厚生年金の1階相当) = 前年度末積立金(厚生年金の1, 2階計) × 6 **基礎年金部分比率**
- 6 **基礎年金部分比率** = 
$$\frac{8 \text{ 財政検証における足下の厚生年金積立金} - 7 \text{ 厚生年金(2階)への積立金充当必要額}}{8 \text{ 財政検証における足下の厚生年金積立金}}$$
- 7 厚生年金(2階)への積立金充当必要額  
= 各年度の「9 厚生年金の支出(2階)のうち積立金により賄う部分」の財政均衡期間(概ね100年間)における合計額(現在価格)
- 9 厚生年金の支出(2階)のうち積立金により賄う部分  
= 厚生年金の支出(2階) - (厚生年金の保険料収入 - 厚生年金の保険料収入のうち基礎年金相当額)

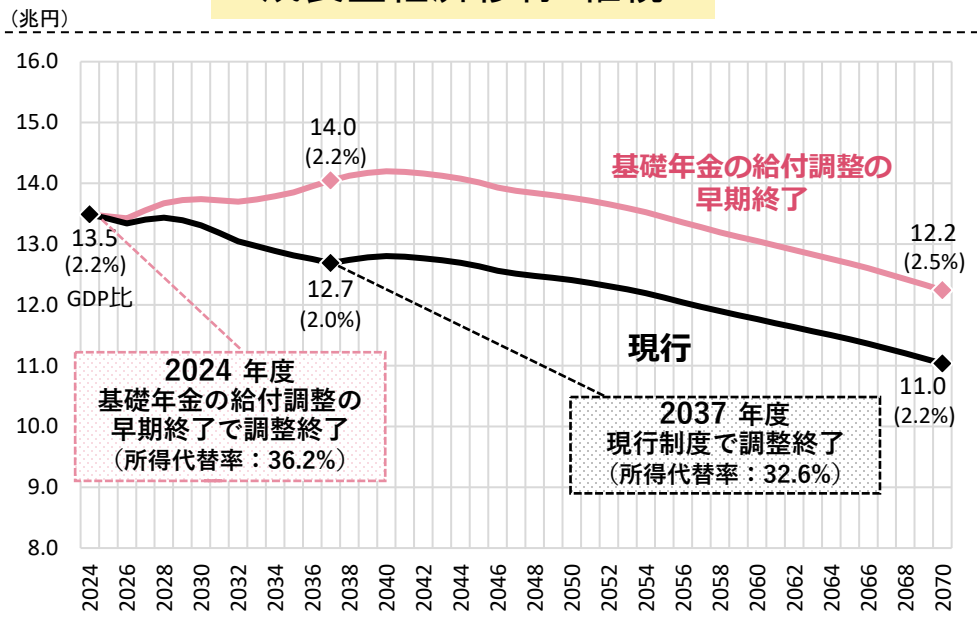
注: 上式の支出は、国庫負担分を除く。

# 基礎年金の給付調整の早期終了による国庫負担の見通しの変化（現行制度との比較）

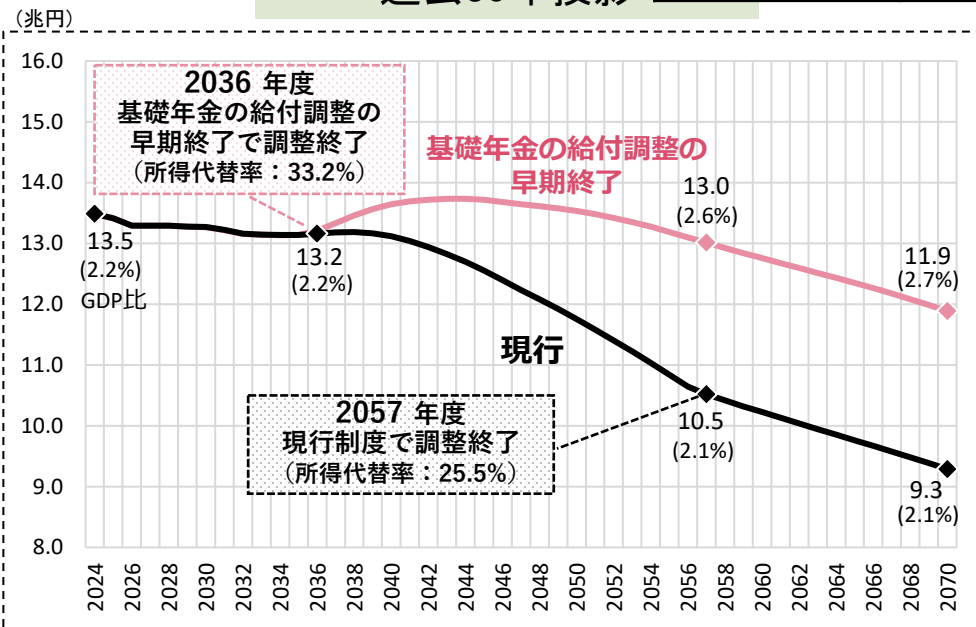
第16回社会保障審議会年金部会  
2024年7月3日  
※一部改変

資料3-1

## 成長型経済移行・継続



## 過去30年投影



	現行制度		基礎年金の給付調整の早期終了		基礎年金の給付調整の早期終了による影響
	2024年度価格	(GDP比)	2024年度価格	(GDP比)	
2024	13.5	(2.2%)	13.5	(2.2%)	-
2025	13.4	(2.2%)	13.5	(2.2%)	【+0.0】
2030	13.3	(2.1%)	13.7	(2.2%)	【+0.4】
2037	12.7	(2.0%)	14.0	(2.2%)	【+1.4】
2040	12.8	(2.0%)	14.2	(2.2%)	【+1.4】
2050	12.4	(2.1%)	13.8	(2.4%)	【+1.4】
2060	11.8	(2.2%)	13.0	(2.4%)	【+1.3】
2070	11.0	(2.2%)	12.2	(2.5%)	【+1.2】

(単位:兆円)

基礎年金の給付調整の早期終了で調整終了

現行制度で調整終了

	現行制度		基礎年金の給付調整の早期終了		基礎年金の給付調整の早期終了による影響
	2024年度価格	(GDP比)	2024年度価格	(GDP比)	
2024	13.5	(2.2%)	13.5	(2.2%)	-
2025	13.4	(2.2%)	13.4	(2.2%)	-
2030	13.3	(2.2%)	13.3	(2.2%)	-
2037	13.2	(2.3%)	13.3	(2.3%)	【+0.2】
2040	13.1	(2.3%)	13.6	(2.4%)	【+0.5】
2050	11.8	(2.2%)	13.5	(2.6%)	【+1.8】
2057	10.5	(2.1%)	13.0	(2.6%)	【+2.5】
2060	10.2	(2.1%)	12.8	(2.7%)	【+2.5】
2070	9.3	(2.1%)	11.9	(2.7%)	【+2.6】

(単位:兆円)

基礎年金の給付調整の早期終了で調整終了

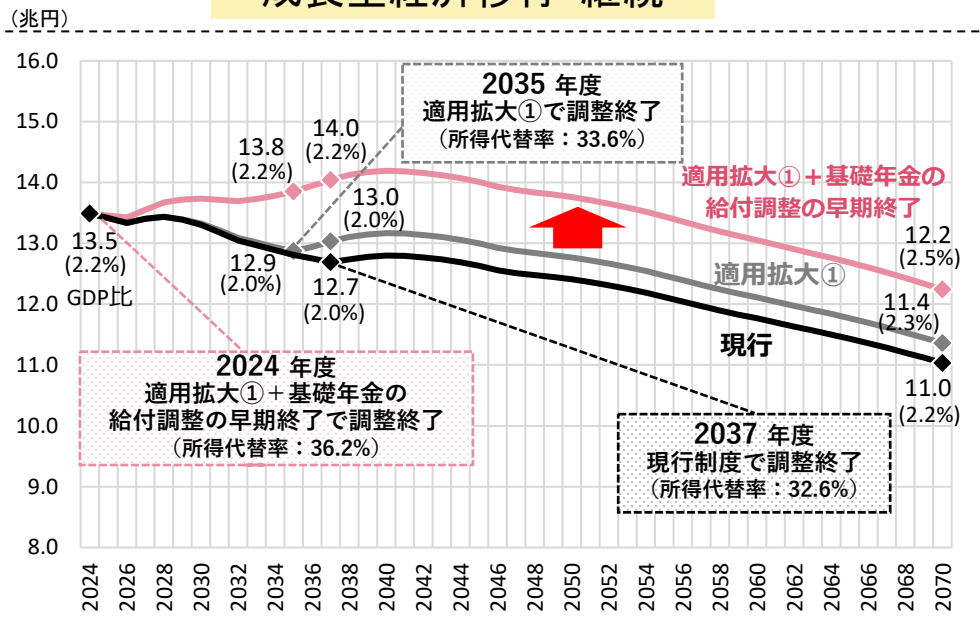
現行制度で調整終了

- ・「2024年度価格」とは、賃金上昇率（国民年金の保険料改定率）により、2024年度の価格に換算したものである。
- ・「所得代替率」は基礎年金2人分である。
- ・国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。
- ・（ ）内は、2024年財政検証におけるGDPの見通しを分母として算出したGDP比の見通しである。

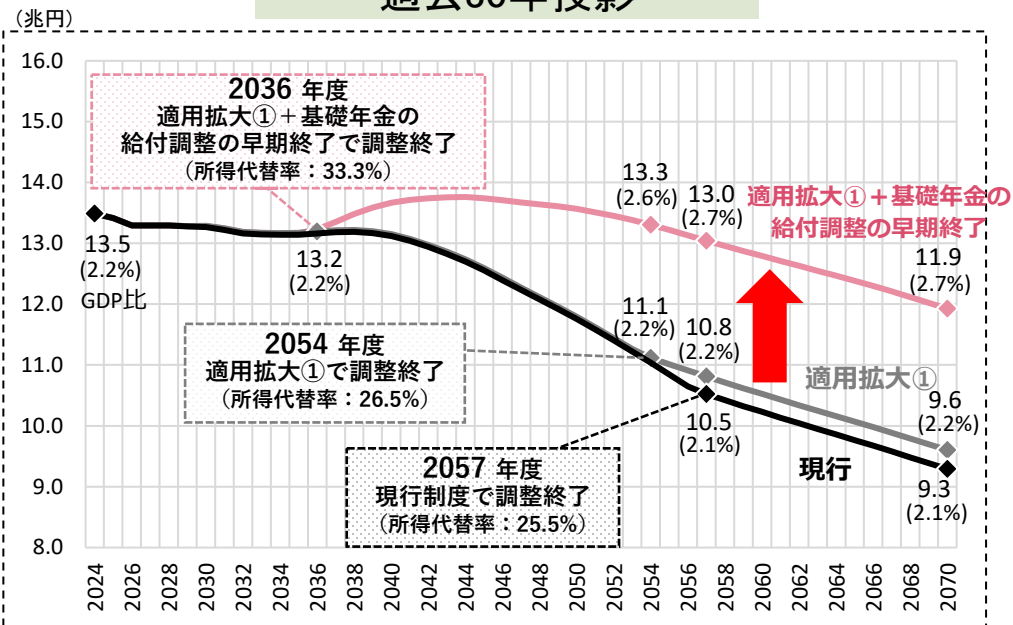
# 基礎年金の給付調整の早期終了による国庫負担の見通しの変化（適用拡大①との比較）

適用拡大①：企業規模要件の撤廃 + 5人以上個人事業所の非適用業種の解消（対象者90万人）

## 成長型経済移行・継続



## 過去30年投影



	適用拡大①		適用拡大①+基礎年金の給付調整の早期終了		基礎年金の給付調整の早期終了による影響※
	2024年度価格	(GDP比)	2024年度価格	(GDP比)	
2024	13.5	(2.2%)	13.5	(2.2%)	-
2025	13.4	(2.2%)	13.5	(2.2%)	【+0.0】
2030	13.3	(2.1%)	13.7	(2.2%)	【+0.4】
2035	12.9	(2.0%)	13.8	(2.2%)	【+1.0】
2040	13.2	(2.1%)	14.2	(2.2%)	【+1.0】
2050	12.8	(2.2%)	13.8	(2.4%)	【+1.0】
2060	12.1	(2.3%)	13.1	(2.4%)	【+0.9】
2070	11.4	(2.3%)	12.2	(2.5%)	【+0.9】

(単位:兆円)

適用拡大①+基礎年金の給付調整の早期終了で調整終了

適用拡大①で調整終了

	適用拡大①		適用拡大①+基礎年金の給付調整の早期終了		基礎年金の給付調整の早期終了による影響※
	2024年度価格	(GDP比)	2024年度価格	(GDP比)	
2024	13.5	(2.2%)	13.5	(2.2%)	-
2025	13.4	(2.2%)	13.4	(2.2%)	-
2030	13.3	(2.2%)	13.3	(2.2%)	-
2037	13.2	(2.3%)	13.4	(2.3%)	【+0.1】
2040	13.2	(2.3%)	13.7	(2.4%)	【+0.5】
2050	11.8	(2.2%)	13.6	(2.6%)	【+1.8】
2054	11.1	(2.2%)	13.3	(2.6%)	【+2.2】
2060	10.5	(2.2%)	12.8	(2.7%)	【+2.3】
2070	9.6	(2.2%)	11.9	(2.7%)	【+2.3】

(単位:兆円)

適用拡大①+基礎年金の給付調整の早期終了で調整終了

適用拡大①で調整終了

※ 適用拡大により基礎年金に係る国庫負担は増加する一方、国保の国庫負担は減少することを踏まえ、適用拡大による国庫負担の増に財源を要しないと仮定した場合の影響額。

- ・「2024年度価格」とは、賃金上昇率（国民年金の保険料改定率）により、2024年度の価格に換算したものである。
- ・「所得代替率」は基礎年金2人分である。
- ・国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。
- ・（ ）内は、2024年財政検証におけるGDPの見通しを分母として算出したGDP比の見通しである。

注：適用拡大①

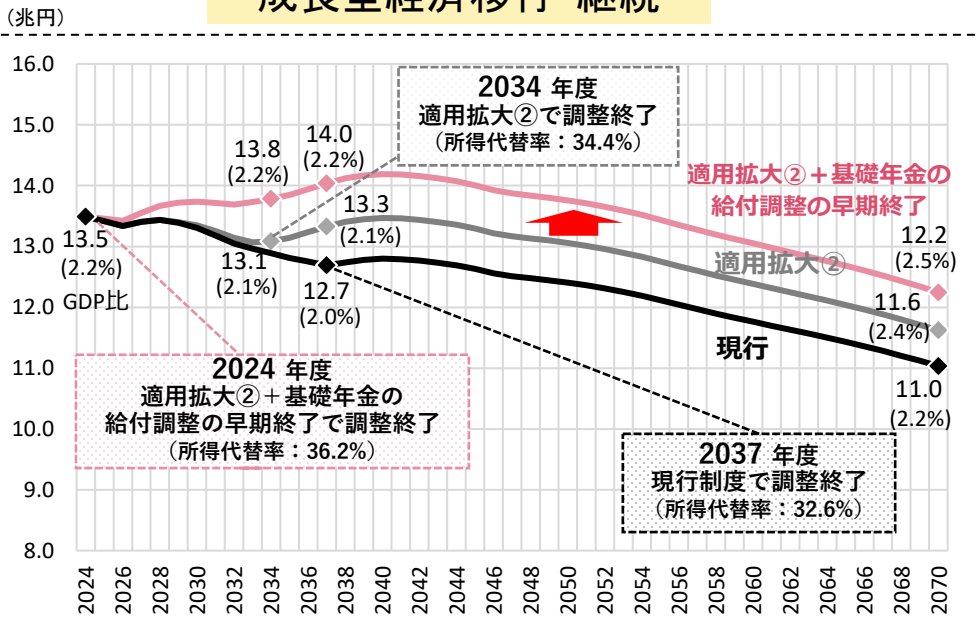
- ・企業規模要件の撤廃
  - ・5人以上個人事業所の非適用業種の解消
- 対象者 90万人



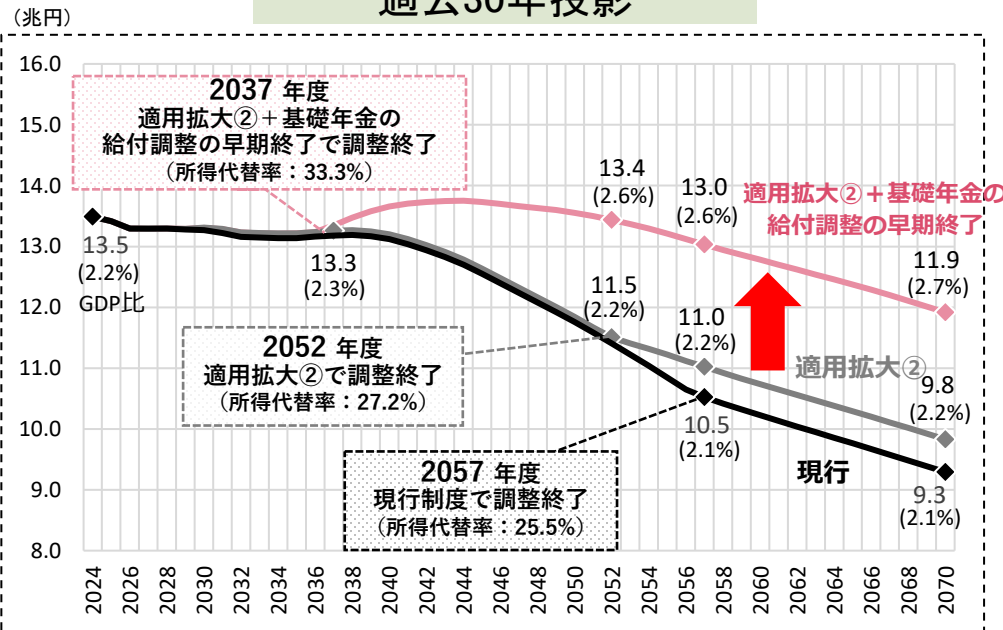
# 基礎年金の給付調整の早期終了による国庫負担の見通しの変化（適用拡大②との比較）

適用拡大②：企業規模要件の撤廃 + 5人以上個人事業所の非適用業種の解消 + 賃金要件の撤廃又は最低賃金の引き上げ（対象者200万人）

## 成長型経済移行・継続



## 過去30年投影



	適用拡大②		適用拡大②+基礎年金の給付調整の早期終了		基礎年金の給付調整の早期終了による影響※
	2024年度価格	(GDP比)	2024年度価格	(GDP比)	
2024	13.5	(2.2%)	13.5	(2.2%)	-
2025	13.4	(2.2%)	13.5	(2.2%)	【+0.0】
2030	13.3	(2.1%)	13.7	(2.2%)	【+0.4】
2034	13.1	(2.1%)	13.8	(2.2%)	【+0.7】
2040	13.5	(2.1%)	14.2	(2.2%)	【+0.7】
2050	13.1	(2.2%)	13.8	(2.4%)	【+0.7】
2060	12.4	(2.3%)	13.1	(2.4%)	【+0.7】
2070	11.6	(2.4%)	12.2	(2.5%)	【+0.6】

	適用拡大②		適用拡大②+基礎年金の給付調整の早期終了		基礎年金の給付調整の早期終了による影響※
	2024年度価格	(GDP比)	2024年度価格	(GDP比)	
2024	13.5	(2.2%)	13.5	(2.2%)	-
2025	13.4	(2.2%)	13.4	(2.2%)	-
2030	13.3	(2.2%)	13.3	(2.2%)	-
2038	13.3	(2.3%)	13.5	(2.3%)	【+0.2】
2040	13.2	(2.3%)	13.7	(2.4%)	【+0.5】
2050	11.8	(2.3%)	13.6	(2.6%)	【+1.7】
2052	11.5	(2.2%)	13.4	(2.6%)	【+1.9】
2060	10.7	(2.2%)	12.8	(2.7%)	【+2.0】
2070	9.8	(2.2%)	11.9	(2.7%)	【+2.1】

※ 適用拡大により基礎年金に係る国庫負担は増加する一方、国保の国庫負担は減少することを踏まえ、適用拡大による国庫負担の増に財源を要しないと仮定した場合の影響額。

- ・「2024年度価格」とは、賃金上昇率（国民年金の保険料改定率）により、2024年度の価格に換算したものである。
- ・「所得代替率」は基礎年金2人分である。
- ・国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。
- ・（ ）内は、2024年財政検証におけるGDPの見通しを分母として算出したGDP比の見通しである。

注：適用拡大②  
 ・企業規模要件の撤廃  
 ・5人以上個人事業所の非適用業種の解消  
 ・賃金要件の撤廃又は最低賃金の引き上げ  
 対象者 200万人

(参考資料)

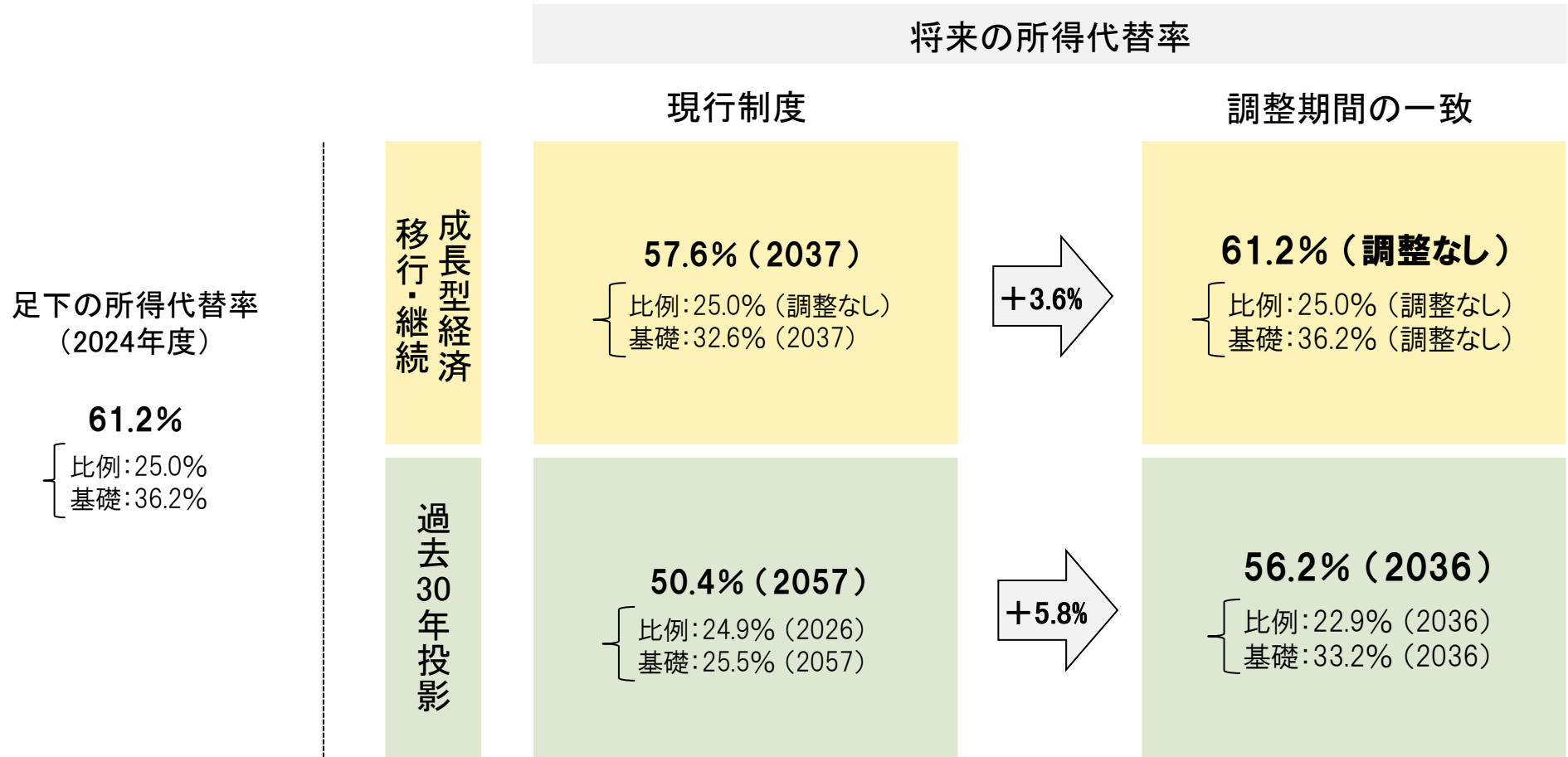


### 3. マクロ経済スライドの調整期間の一致を行った場合

#### ○ 基礎年金(1階)と報酬比例部分(2階)に係るマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

※ マクロ経済スライドの調整終了年度の決定方法(2段階方式)を見直し、公的年金全体の財政均衡で決定する方法に変更。

なお、基礎・比例のマクロ経済スライドの調整期間を一致させるために必要となる基礎年金拠出金の仕組みの見直しについては、具体的な前提をおいていないが、どのように見直した場合でもマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合の給付と負担への影響は同じ。



注1: 給付水準調整終了後の所得代替率であり、( )内は給付水準の調整終了年度である。

注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

# 将来の年金額への影響(マクロ経済スライドの調整期間一致)

— 令和6(2024)年財政検証 成長型経済移行・継続ケース、過去30年投影ケース

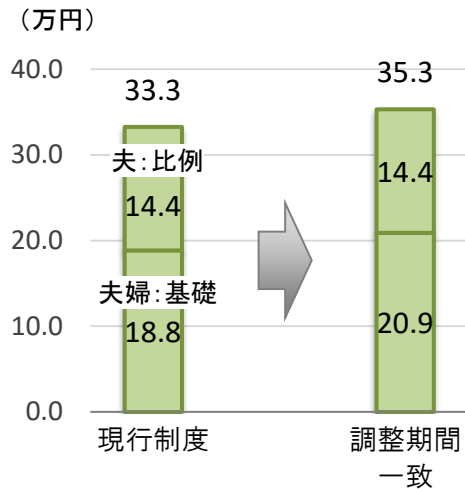
第16回社会保障審議会年金部会  
2024年7月3日

資料3-1

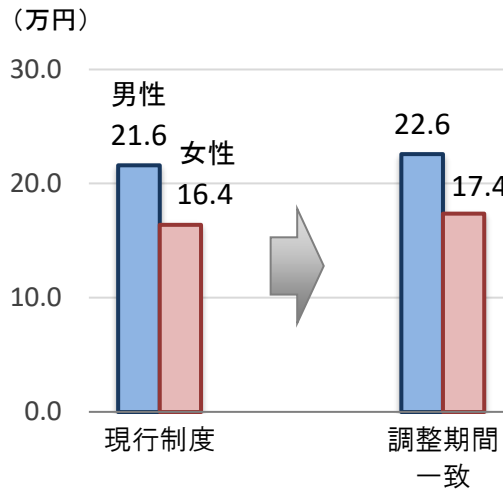
○マクロ経済スライドの調整期間の一致は、将来(2059)の年金水準の確保に効果あり。(特に基礎年金や低年金)

※年金額は、物価上昇率で2024年度に割り戻した実質額

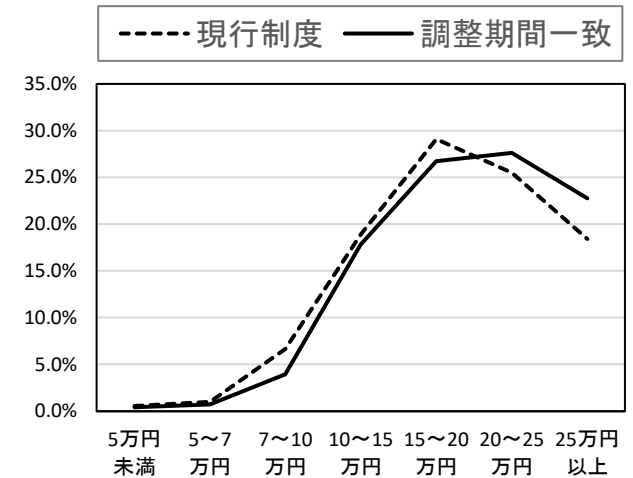
モデル年金(2059年)  
【夫婦2人】



平均年金額(2059年に65歳)  
【1人分】 1994生<30歳>

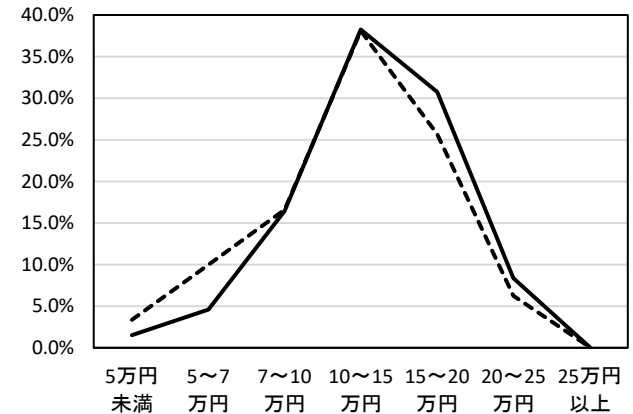
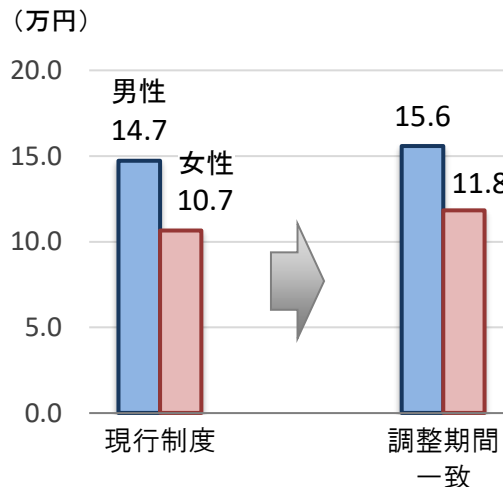
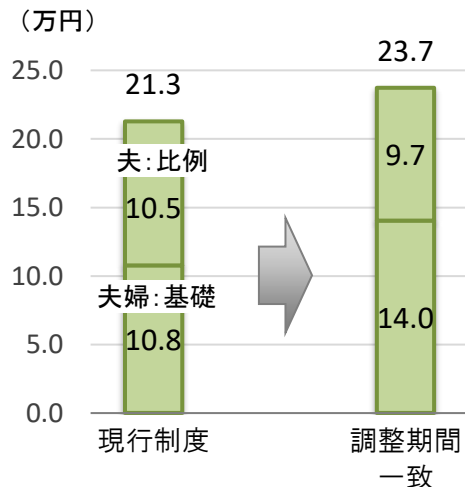


年金額分布(2059年に65歳)  
1994生<30歳>



成長型経済移行・継続

過去30年投影

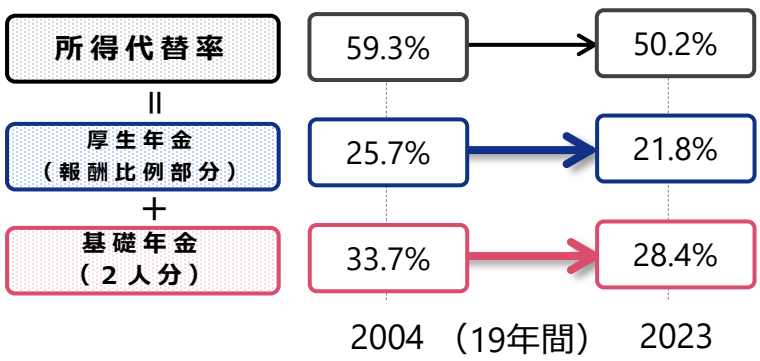


注1: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

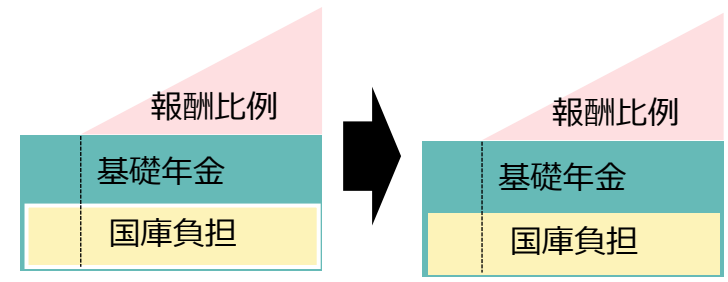
注2: <>内は2024年時点の年齢

# (参考) マクロ経済スライドの調整期間の一致について

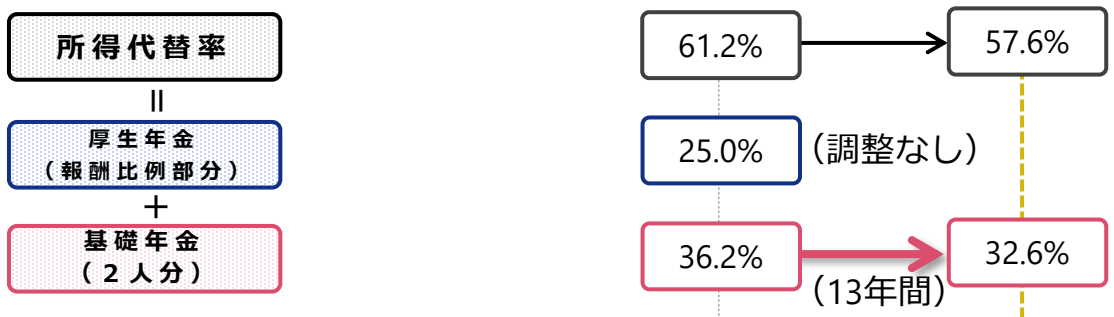
## 《平成16(2004)年財政再計算》 ※ 基本ケース



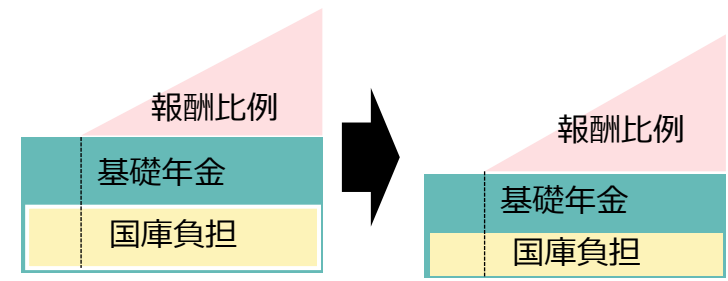
## ＜バランスの維持＞



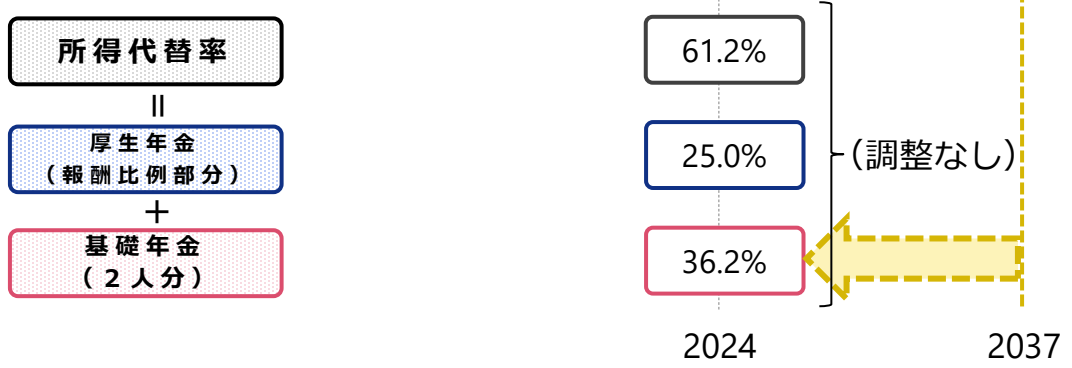
## 《令和6(2024)年財政検証》 ※ 成長型経済移行・継続ケース



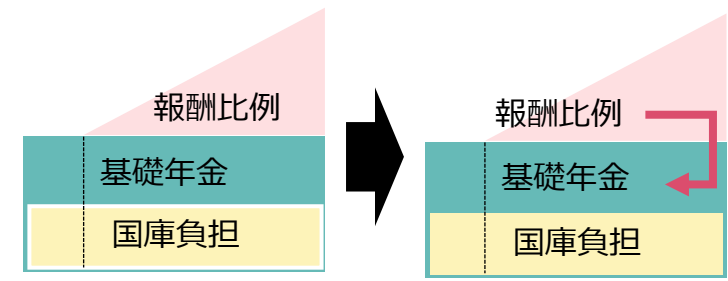
## ＜バランスの偏り＞ (基礎年金の割合の低下)



## 《調整期間の一致》

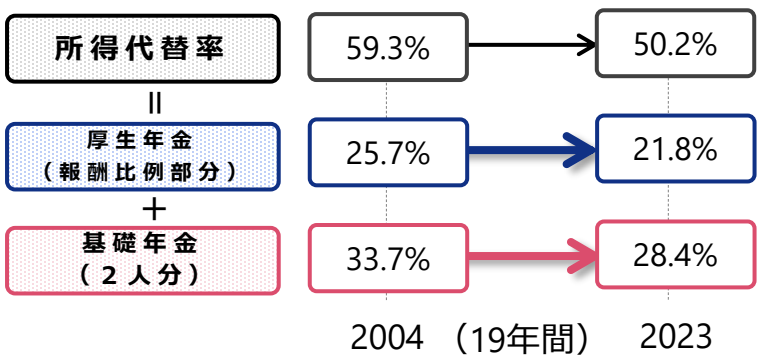


## ＜バランスの維持＞

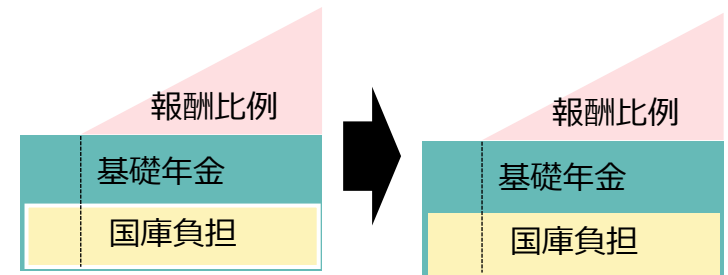


# (参考) マクロ経済スライドの調整期間の一致について

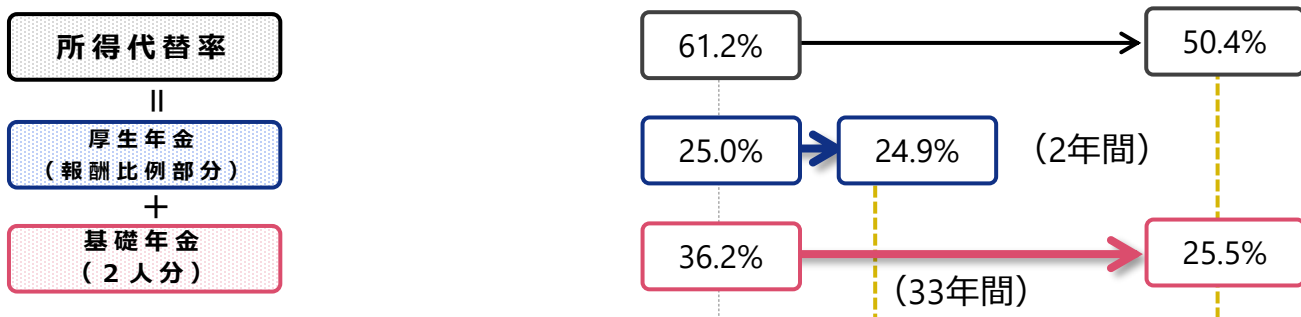
## 《平成16(2004)年財政再計算》 ※ 基本ケース



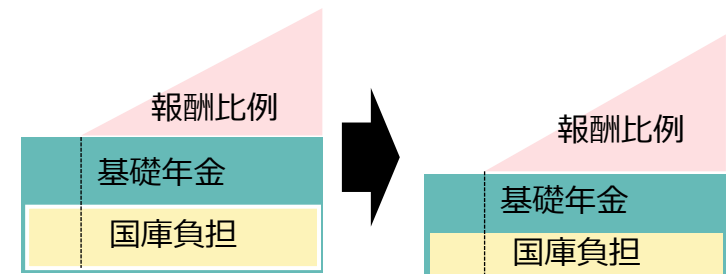
## ＜バランスの維持＞



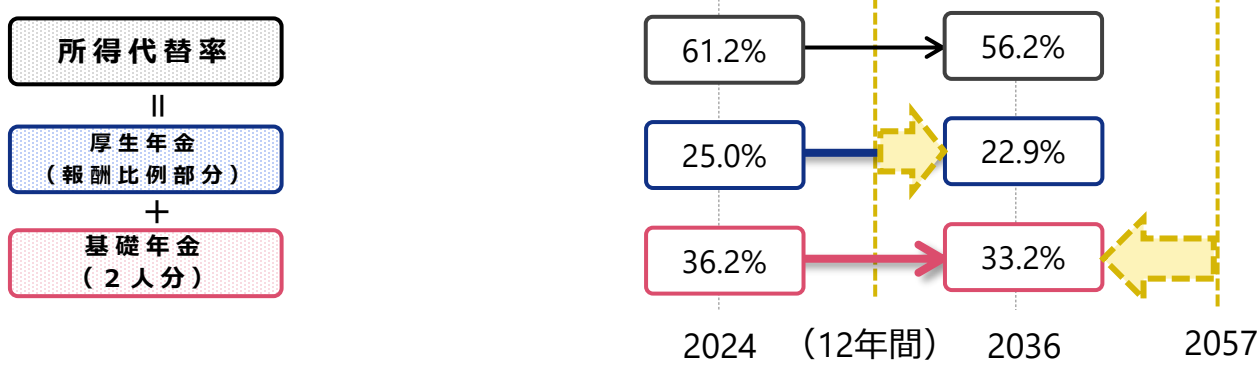
## 《令和6(2024)年財政検証》 ※ 過去30年投影ケース



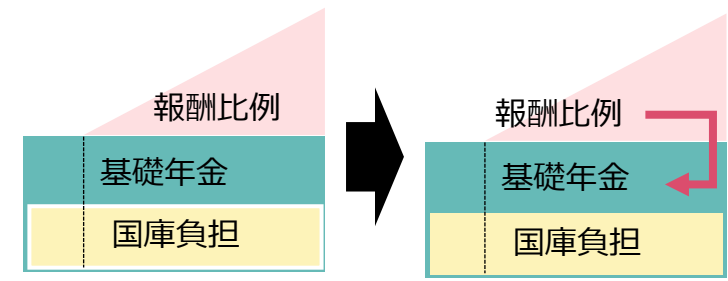
## ＜バランスの偏り＞ (基礎年金の割合の低下)



## 《調整期間の一致》



## ＜バランスの維持＞



# (参考) マクロ経済スライドの調整期間を一致させる場合における調整終了年度の決定方法

○ 現行制度の「2段階方式」ではなく「1段階方式」を仮定し、公的年金全体の財政均衡で調整終了年度を決定することで調整期間を一致。

第16回社会保障審議会年金部会  
2024年7月3日

資料3-1

## 現行制度（2段階方式）

**第1段階 国民年金の財政均衡**  
(⇒ 基礎年金水準の決定)

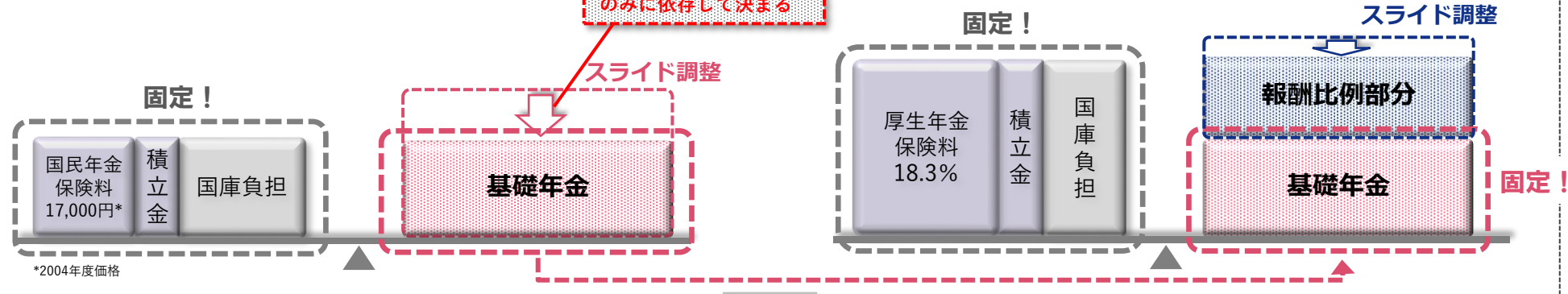
※ 1号被保険者に係る財政である

全国民共通の基礎年金  
の水準が国民年金（第1  
号被保険者）の財政状況  
のみに依存して決まる

**第2段階 厚生年金の財政均衡**  
(⇒ 報酬比例水準の決定)

※ 2・3号被保険者に係る財政である

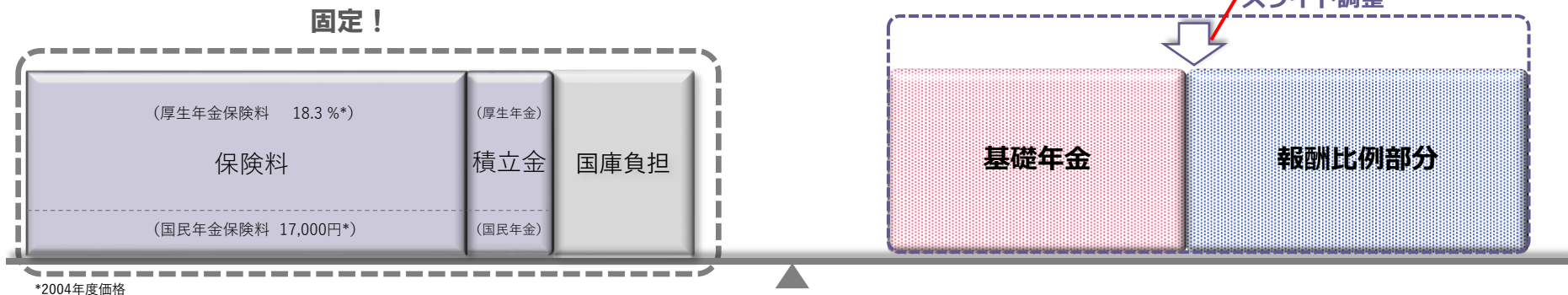
基礎年金低下  
⇒  
報酬比例上昇



## 調整期間の一致（1段階方式）

**公的年金全体の財政均衡**  
(⇒ 基礎年金水準と報酬比例水準の同時決定)

公的年金全体の財政均衡  
で年金水準が決定



# 【組合せ試算】適用拡大、調整期間の一致を行った場合

## 《 適用拡大 》

- ① 90万人 … 企業規模要件撤廃＋非適用業種の解消
- ② 200万人 … ①＋賃金要件撤廃又は最低賃金の引上げ
- ③ 270万人 … ②＋5人未満個人事業所
- ④ 860万人 … 週10時間以上の全ての被用者へ適用拡大

## 《 調整期間の一致 》

+

基礎年金と報酬比例部分に係るマクロ経済スライドの調整期間を一致

## 将来の所得代替率

### 現行制度

### 適用拡大 + 調整期間の一致

足下の所得代替率  
(2024年度)

61.2%

{ 比例:25.0%  
基礎:36.2%

移行・  
成長型  
継続  
経済

57.6% (2037)

{ 比例:25.0% (調整なし)  
基礎:32.6% (2037)

過去  
30年  
投影

50.4% (2057)

{ 比例:24.9% (2026)  
基礎:25.5% (2057)

適用拡大①  
(90万人拡大)

適用拡大②  
(200万人拡大)

適用拡大③  
(270万人拡大)

適用拡大④  
(860万人拡大)

61.2% (調整なし)

{ 比例:25.0% (調整なし)  
基礎:36.2% (調整なし)

+3.6%

56.3% (2036)

{ 比例:23.0%(2036)  
基礎:33.3%(2036)

+5.9%

56.2% (2037)

{ 比例:23.0%(2037)  
基礎:33.3%(2037)

+5.9%

56.5% (2036)

{ 比例:23.1%(2036)  
基礎:33.4%(2036)

+6.1%

56.4% (2038)

{ 比例:23.0%(2038)  
基礎:33.4%(2038)

+6.0%

注1: 給付水準調整終了後の所得代替率であり、( )内は給付水準の調整終了年度である。

注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。



# 【組合せ試算】適用拡大、基礎年金45年化、調整期間の一致を全て行った場合

第16回社会保障審議会年金部会  
2024年7月3日

資料3-1

## 《適用拡大》

- ① 90万人 … 企業規模要件撤廃＋非適用業種の解消
- ② 200万人 … ①＋賃金要件撤廃又は最低賃金の引上げ
- ③ 270万人 … ②＋5人未満個人事業所
- ④ 860万人 … 週10時間以上の全ての被用者へ適用拡大

## 《基礎年金45年化》

基礎年金の保険料拠出期間を40年から45年に延長し、その分給付を増額

## 《調整期間の一致》

基礎年金と報酬比例部分に係るマクロ経済スライドの調整期間を一致

## 将来の所得代替率

### 適用拡大 + 基礎年金45年化 + 調整期間の一致 (45年加入モデル)

足下の所得代替率  
(2024年度)

61.2%

〔 比例:25.0%  
基礎:36.2% 〕

移行・  
成長型  
継続  
経済

57.6% (2037)  
〔 比例:25.0% (調整なし)  
基礎:32.6% (2037) 〕

過去  
30年  
投影

50.4% (2057)  
〔 比例:24.9% (2026)  
基礎:25.5% (2057) 〕

	適用拡大① (90万人拡大)	適用拡大② (200万人拡大)	適用拡大③ (270万人拡大)	適用拡大④ (860万人拡大)
将来の所得代替率 (45年加入モデル)	<p>68.8% (調整なし)</p> <p>〔 比例:28.1% (調整なし) 基礎:40.7% (調整なし) 〕</p> <p>+11.2%</p> <p>うち40年分 61.2% 〔 比例:25.0% 基礎:36.2% 〕</p>			
過去30年投影	<p>63.3% (2036)</p> <p>〔 比例:25.8% (2036) 基礎:37.5% (2036) 〕</p> <p>+12.9%</p> <p>うち40年分 56.2% 〔 比例:23.0% 基礎:33.3% 〕</p>	<p>63.2% (2037)</p> <p>〔 比例:25.8% (2037) 基礎:37.4% (2037) 〕</p> <p>+12.9%</p> <p>56.2% 〔 比例:22.9% 基礎:33.3% 〕</p>	<p>63.5% (2036)</p> <p>〔 比例:25.9% (2036) 基礎:37.6% (2036) 〕</p> <p>+13.1%</p> <p>56.5% 〔 比例:23.0% 基礎:33.4% 〕</p>	<p>63.5% (2038)</p> <p>〔 比例:25.9% (2038) 基礎:37.6% (2038) 〕</p> <p>+13.1%</p> <p>56.5% 〔 比例:23.0% 基礎:33.4% 〕</p>

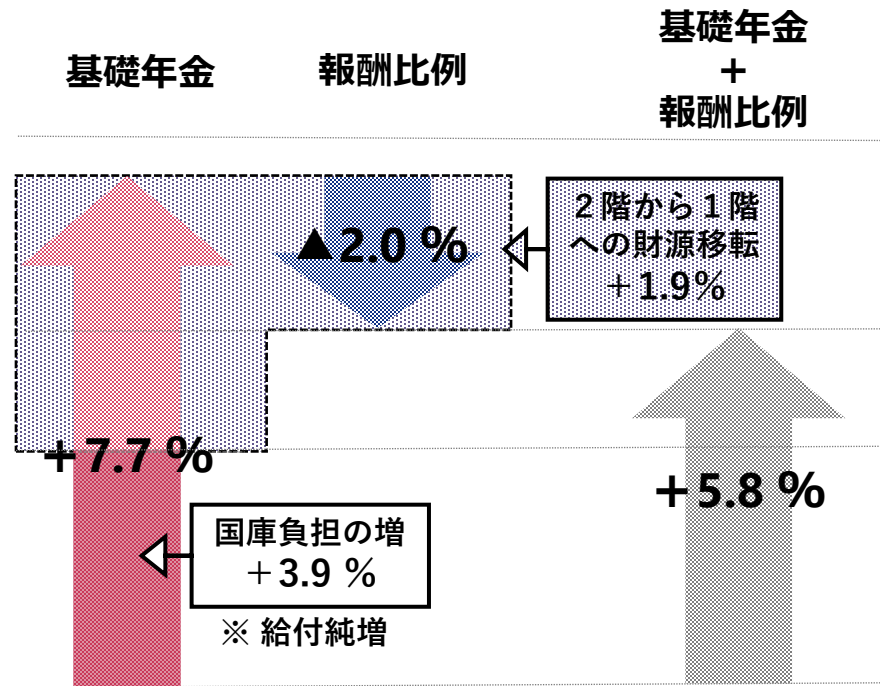
注1: 給付水準調整終了後の所得代替率であり、( )内は給付水準の調整終了年度である。

注2: 試算における人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。

## 所得代替率の変化（給付水準調整終了後）

※ 令和6（2024）年財政検証 過去30年投影ケース

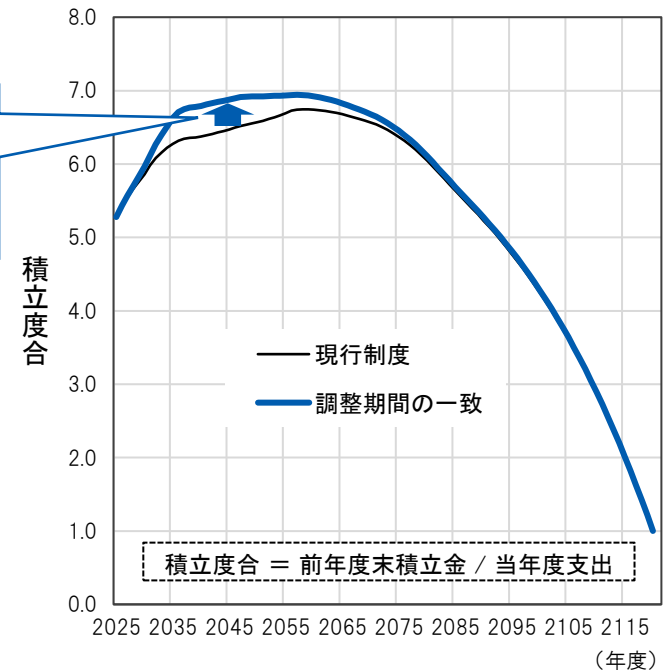
	現行制度		調整期間一致	
報酬比例	50.4 %	→	56.2 %	[ + 5.8 % ]
基礎年金	24.9 %	→	22.9 %	[ ▲ 2.0 % ]
基礎年金	25.5 %	→	33.2 %	[ + 7.7 % ]



足下世代の2階の財源が将来世代の1階の給付へ移転される影響により、積立度合は現行制度より上昇

世代間の分配の調整により将来の給付水準を確保

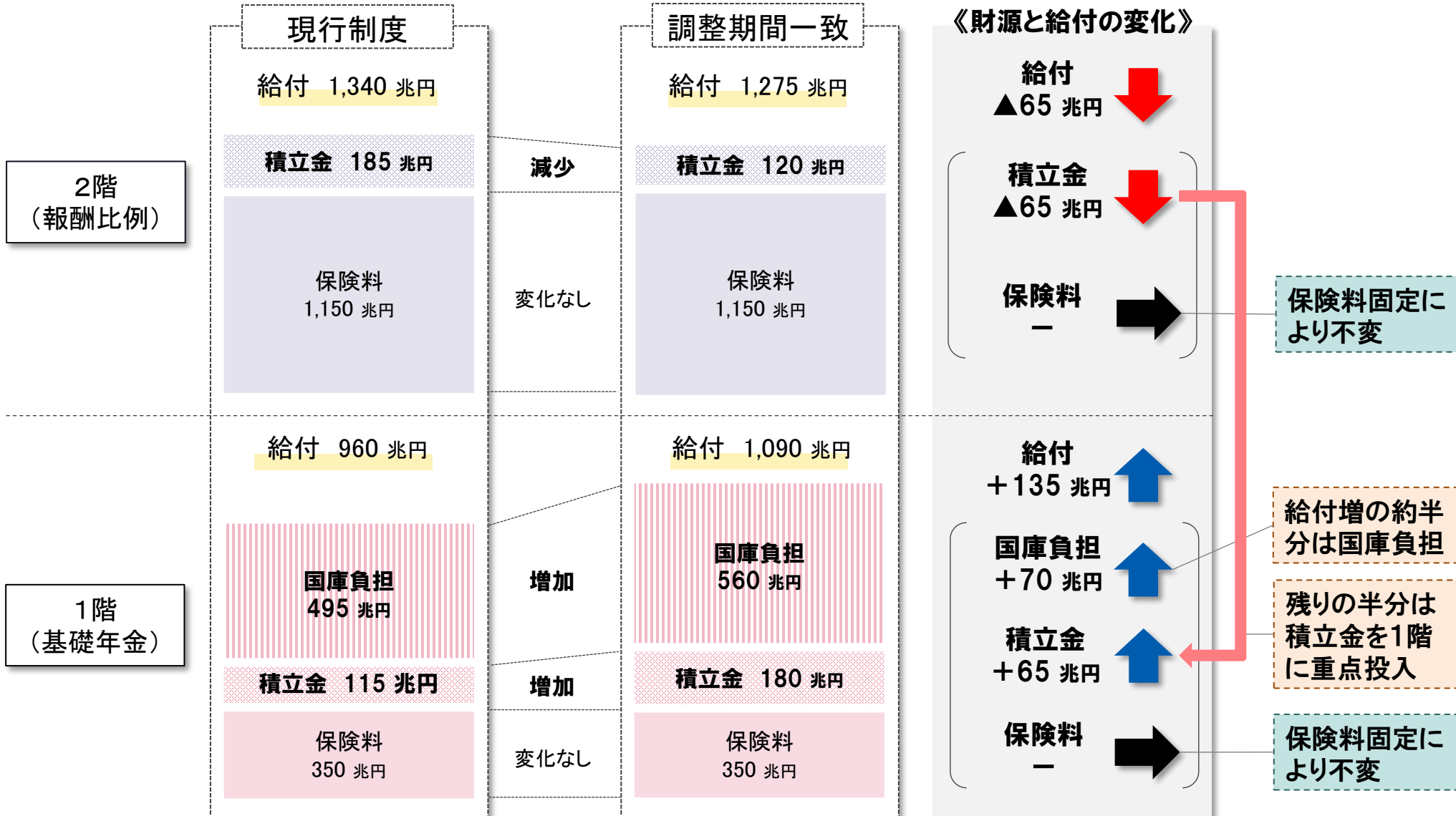
【積立度合の変化（国民年金+厚生年金）】



# マクロ経済スライドの調整期間の一致による財源と給付の変化

## 《過去30年投影ケース》

概ね100年間にわたる財源と給付を運用利回りで2024年度価格に換算して一時金で表示



保険料固定により不変

給付増の約半分は国庫負担

残りの半分は積立金を1階に重点投入

保険料固定により不変

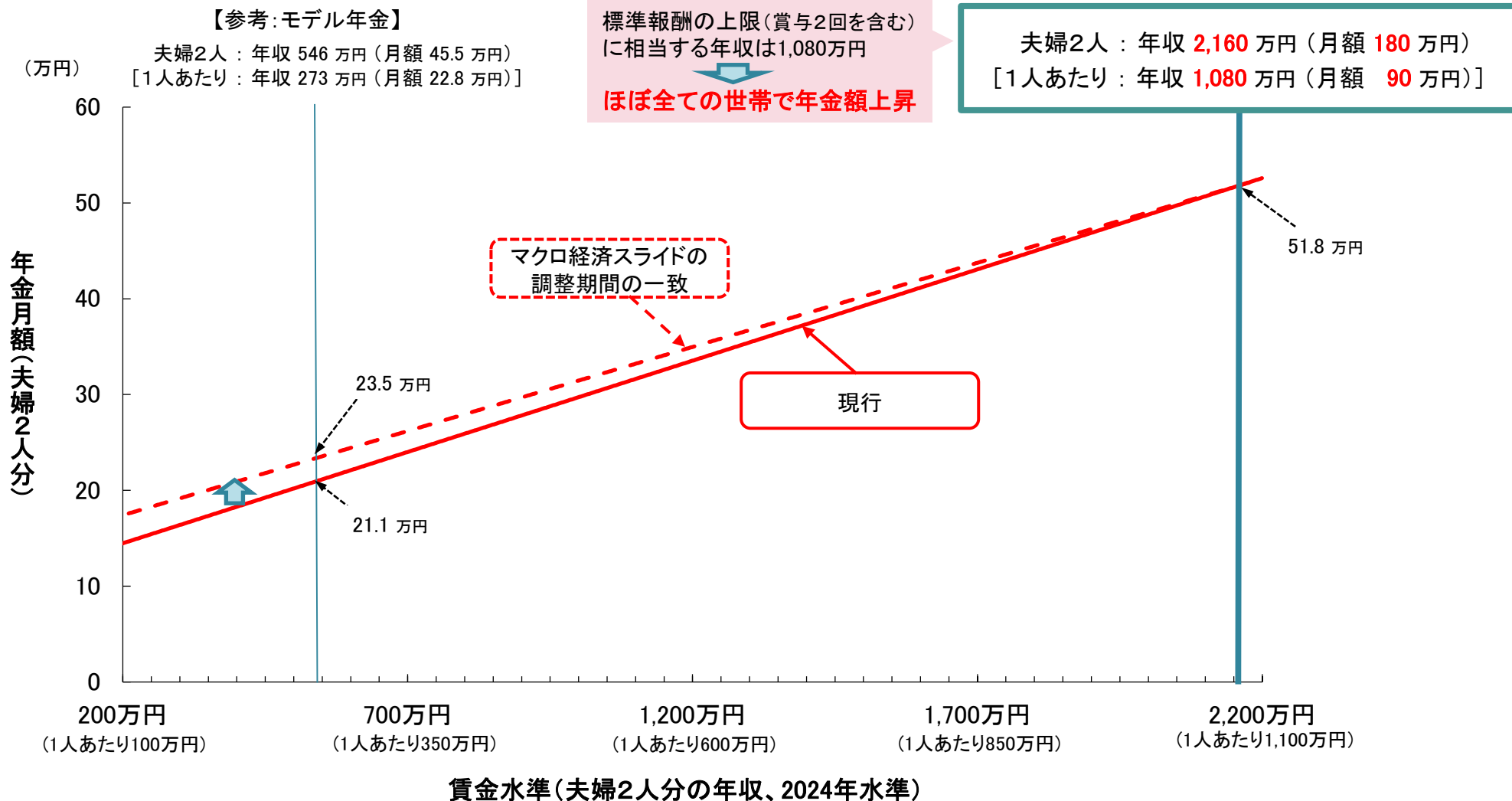
注1: 厚生年金保険料のうち1階(基礎年金)相当部分は、国民年金保険料(\*)と同額とみなして計算している。

\* 国民年金の独自給付及び産休免除相当分(約400円)を除いた月額16,600円(2004年度価格)としている。

注2: 国庫負担の増(+70兆円)には、特別国庫負担(保険料免除期間に係る給付費や20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費等に対する国庫)の増が含まれるため、給付増の半分を上回る。

# (参考) 賃金水準別に見た調整期間一致による年金額への影響

## 過去30年投影ケース：2057年度



※ 成長型経済移行・継続ケースの場合、報酬比例の低下がないため全ての世帯で年金額が上昇。

注1：マクロ経済スライドによる給付水準調整終了後の新規裁定者の年金月額（物価で2024年度に割り戻した実質額）であり、厚生年金に40年加入した場合のものである。  
注2：厚生年金の加入期間が40年を超える場合、より低い年収でも年金額が低下する場合がある。ただし、年金額が低下するのは、生涯年収（標準報酬ベース）約4.3億円（=1080万円×40年）を超える者であり、その割合は厚生年金受給者の0.1%未満。（2022年度末の厚生年金（共済分除く）の受給権者に基づく試算）

# 制度改革による経歴類型別割合や平均年金額への影響

女性

65歳

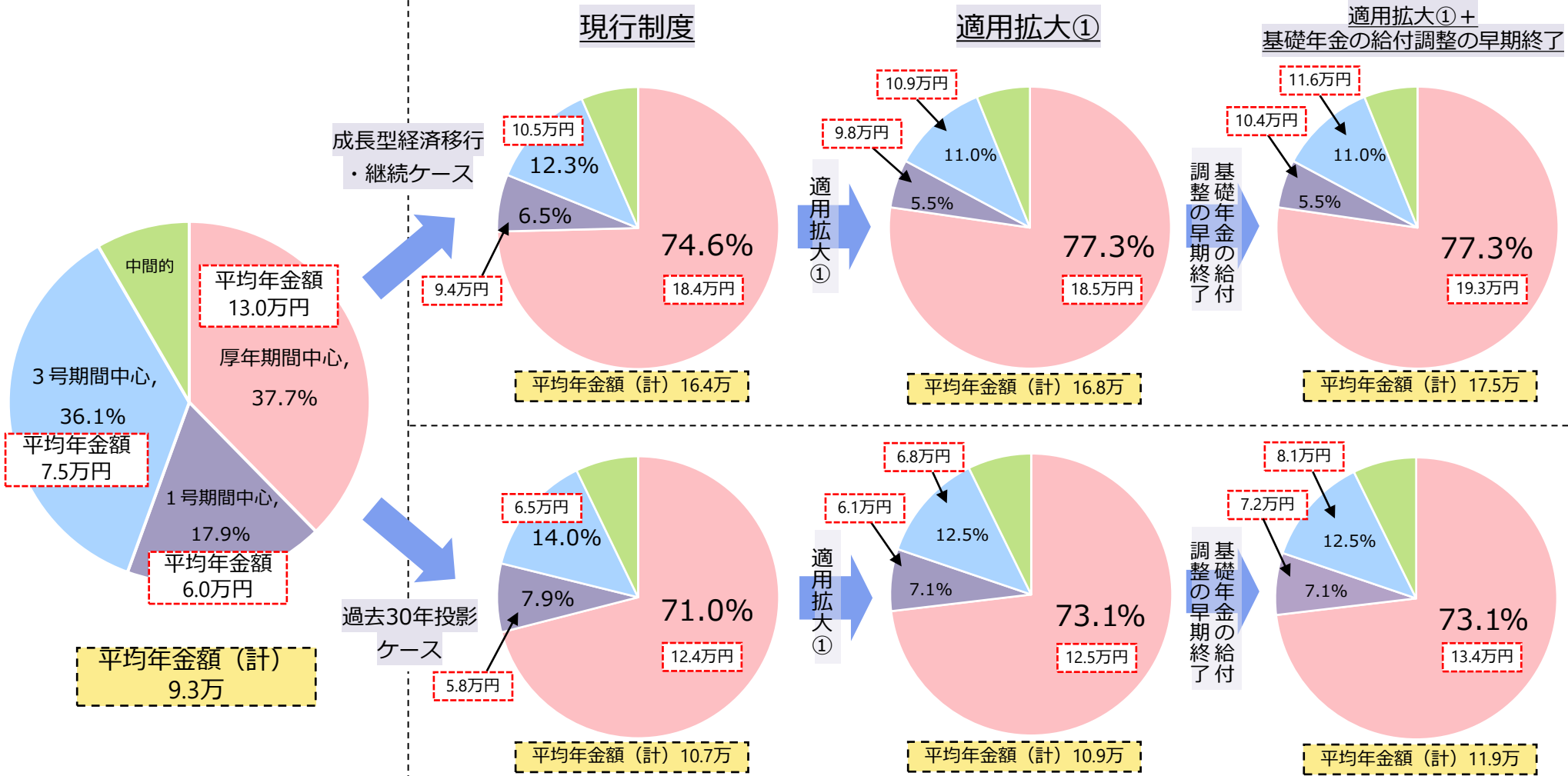
(1959年度生)

将来の年金額は、物価上昇率で  
2024年度に割り戻した実質額。

30歳

(1994年度生、2059年度に65歳)

適用拡大①：  
・企業規模要件の撤廃  
・5人以上個人事業所の非適用業種の解消 } 対象  
90万人



※現行制度及び改正後の制度(30歳世代について)のもとで、それぞれの世代の65歳時点における、現役時代にどの公的年金制度に加入してきたかの経歴類型がどのような構成割合であるかを推計。将来の人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人)。労働参加の前提は、「成長型経済移行・継続ケース」の場合は「労働参加進展」、「過去30年投影ケース」の場合は「労働参加漸進」。  
 ※経歴類型の「厚年期間中心」は厚生年金の被保険者期間が20年以上、「1号期間中心」は1号被保険者期間が20年以上の者、「3号期間中心」は3号被保険者期間が20年以上の者、「中間的」はそれらいずれでもない者をさす(厚生年金・国民年金1号・国民年金3号のうち複数で20年以上の被保険者期間を有する場合は、より長い方の制度で分類)。

# 制度改革による経歴類型別割合や平均年金額への影響

男性

65歳

(1959年度生)

将来の年金額は、物価上昇率で  
2024年度に割り戻した実質額。

30歳

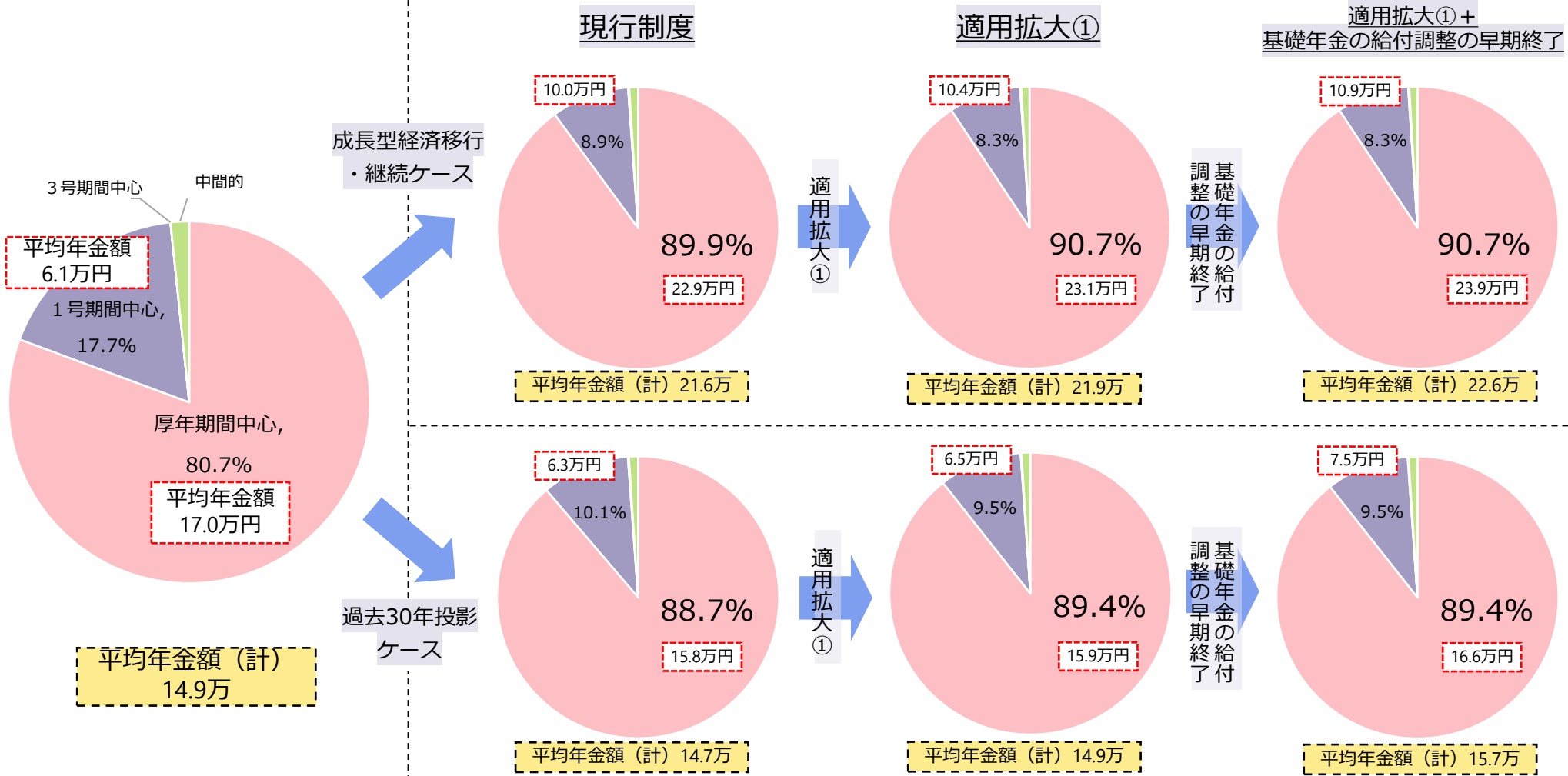
(1994年度生、2059年度に65歳)

適用拡大①:

- ・企業規模要件の撤廃
- ・5人以上個人事業所の非適用業種の解消

対象

90万人



※現行制度及び改正後の制度（30歳世代について）のもとで、それぞれの世代の65歳時点における、現役時代にどの公的年金制度に加入してきたかの経歴類型がどのような構成割合であるかを推計。将来の人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。労働参加の前提は、「成長型経済移行・継続ケース」の場合は「労働参加進展」、「過去30年投影ケース」の場合は「労働参加漸進」。  
 ※経歴類型の「厚年期间中心」は厚生年金の被保険者期間が20年以上、「1号期间中心」は1号被保険者期間が20年以上の者、「3号期间中心」は3号被保険者期間が20年以上の者、「中間的」はそれらいずれでもない者をさす（厚生年金・国民年金1号・国民年金3号のうち複数で20年以上の被保険者期間を有する場合は、より長い方の制度で分類）。

# 制度改革による経歴類型別割合や平均年金額への影響

女性

65歳

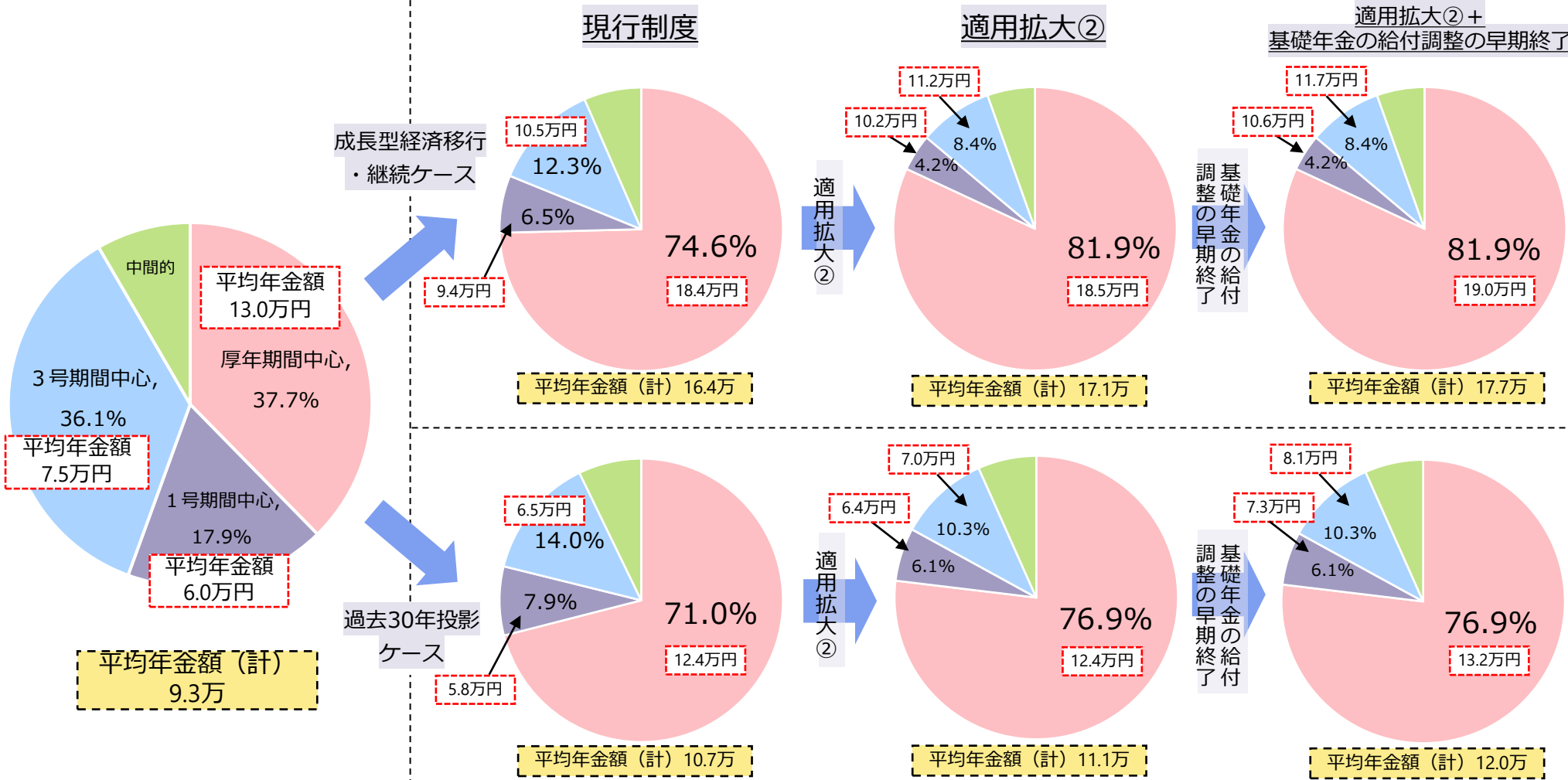
(1959年度生)

将来の年金額は、物価上昇率で  
2024年度に割り戻した実質額。

30歳

(1994年度生、2059年度に65歳)

適用拡大②：  
・企業規模要件の撤廃  
・5人以上個人事業所の非適用業種の解消  
・賃金要件の撤廃又は最低賃金の引き上げ  
対象 200万人



※現行制度及び改正後の制度（30歳世代について）のもとで、それぞれの世代の65歳時点における、現役時代にどの公的年金制度に加入してきたかの経歴類型がどのような構成割合であるかを推計。将来の人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。労働参加の前提は、「成長型経済移行・継続ケース」の場合は「労働参加進展」、「過去30年投影ケース」の場合は「労働参加漸進」。  
※経歴類型の「厚年期間中心」は厚生年金の被保険者期間が20年以上、「1号期間中心」は1号被保険者期間が20年以上の者、「3号期間中心」は3号被保険者期間が20年以上の者、「中間的」はそれらいずれでもない者をさす（厚生年金・国民年金1号・国民年金3号のうち複数で20年以上の被保険者期間を有する場合は、より長い方の制度で分類）。

# 制度改革による経歴類型別割合や平均年金額への影響

男性

65歳

(1959年度生)

将来の年金額は、物価上昇率で  
2024年度に割り戻した実質額。

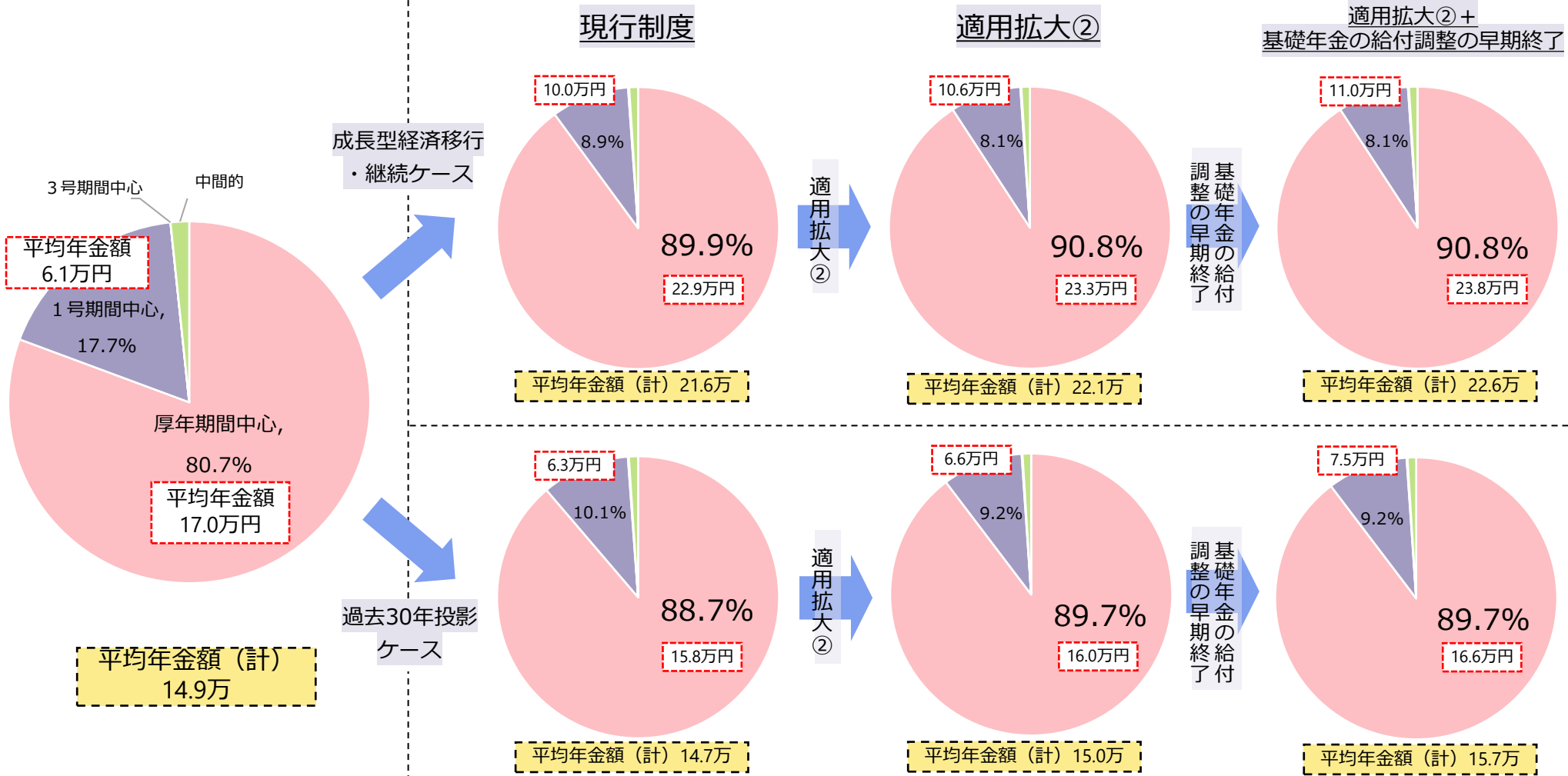
30歳

(1994年度生、2059年度に65歳)

適用拡大②：

- ・企業規模要件の撤廃
- ・5人以上個人事業所の非適用業種の解消
- ・賃金要件の撤廃又は最低賃金の引き上げ

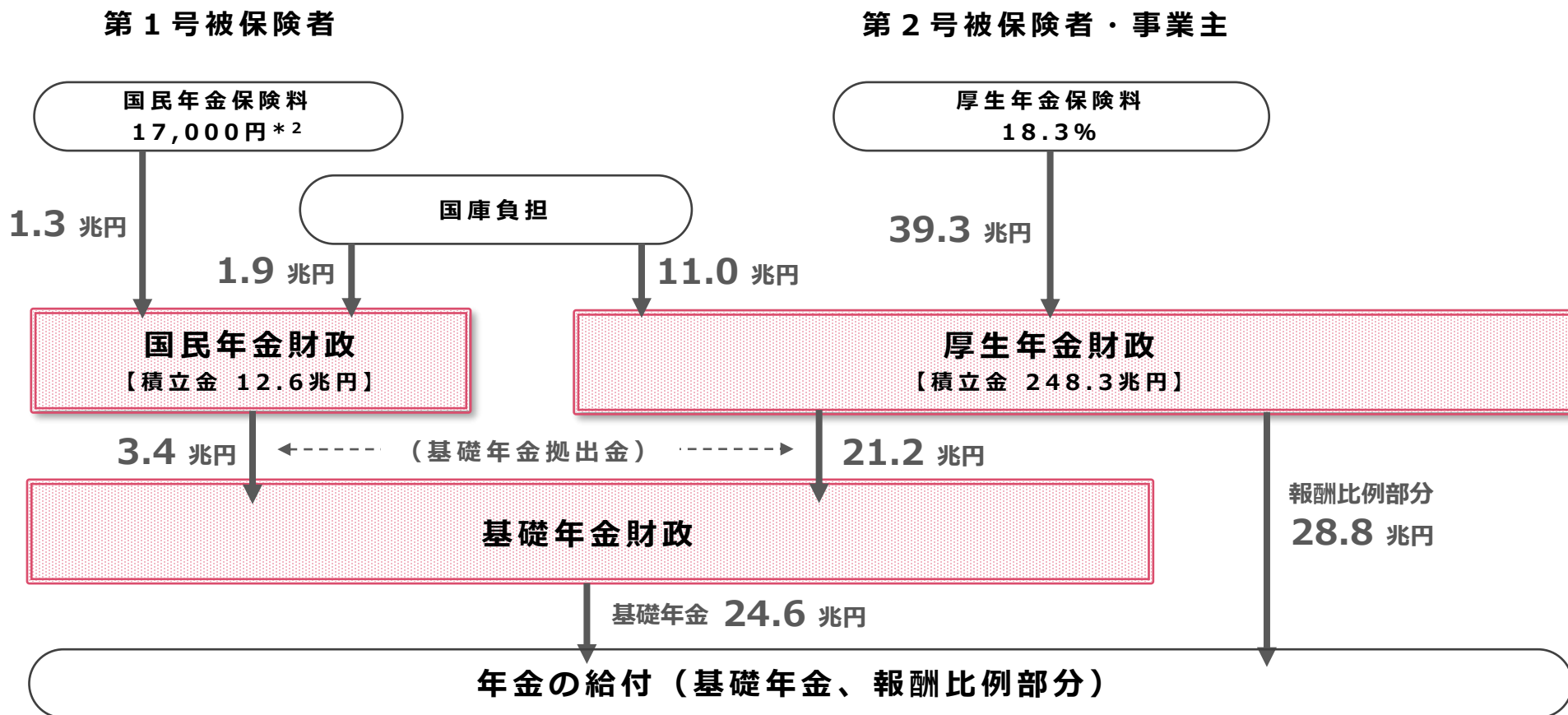
対象  
200万人



※現行制度及び改正後の制度（30歳世代について）のもとで、それぞれの世代の65歳時点における、現役時代にどの公的年金制度に加入してきたかの経歴類型がどのような構成割合であるかを推計。将来の人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。労働参加の前提は、「成長型経済移行・継続ケース」の場合は「労働参加進展」、「過去30年投影ケース」の場合は「労働参加漸進」。  
 ※経歴類型の「厚年期间中心」は厚生年金の被保険者期間が20年以上、「1号期间中心」は1号被保険者期間が20年以上の者、「3号期间中心」は3号被保険者期間が20年以上の者、「中間的」はそれらいずれでもない者をさす（厚生年金・国民年金1号・国民年金3号のうち複数で20年以上の被保険者期間を有する場合は、より長い方の制度で分類）。



- 国民年金財政は、1号被保険者からの保険料と国庫負担を主な収入とし、基礎年金拠出金を主な支出とする財政単位<sup>\*1</sup>
- 厚生年金財政は、2号被保険者・事業主からの保険料と国庫負担を主な収入とし、報酬比例部分の給付と基礎年金拠出金を主な支出とする財政単位
- 基礎年金の給付費は、国民年金財政及び厚生年金財政から基礎年金財政への拠出（基礎年金拠出金）により賄われる



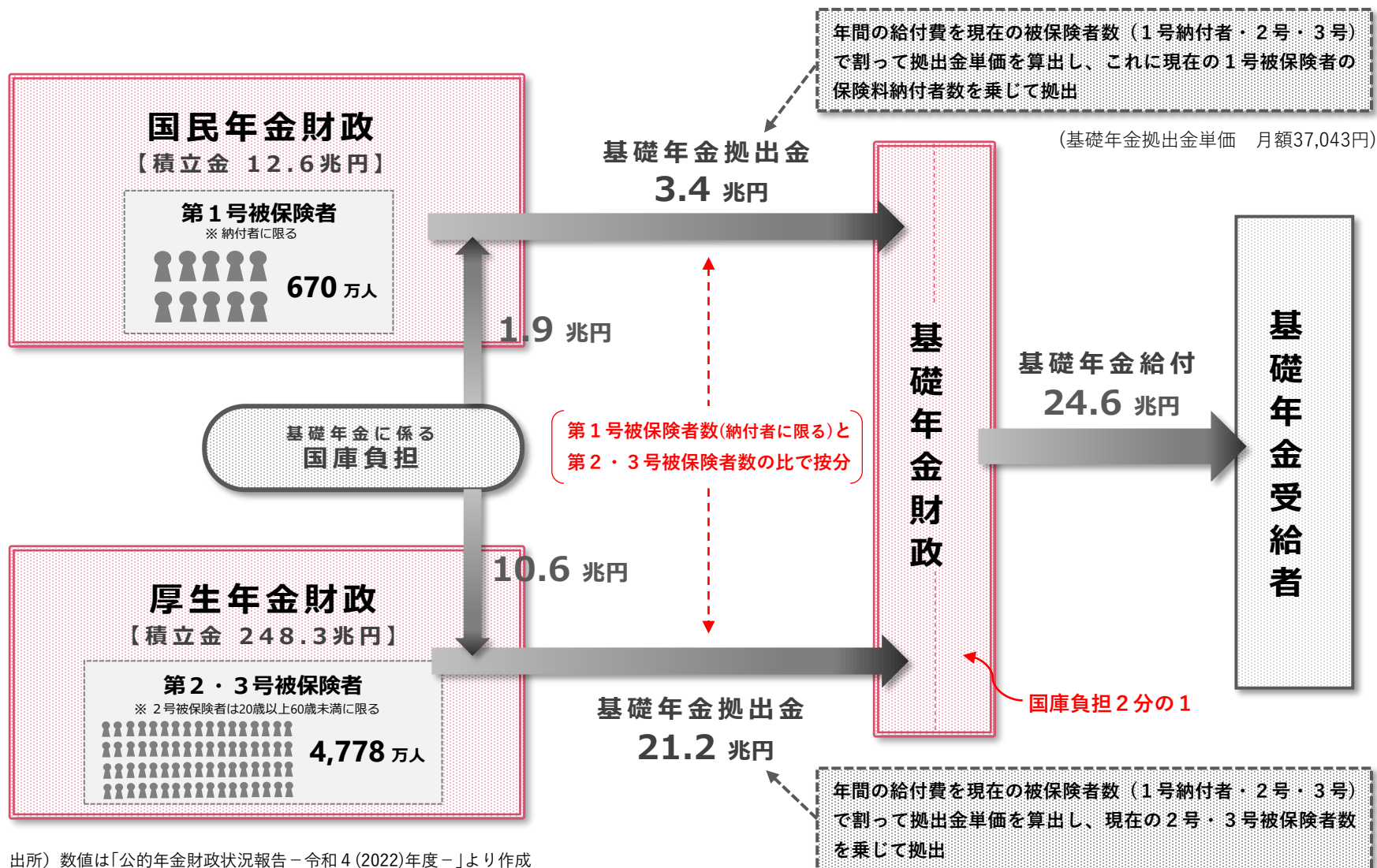
出所) 数値は「公的年金財政状況報告－令和4(2022)年度－」より作成。一部の収支項目は省略し、概略を示したものである。

\*1 「国民年金」という用語については、全国民共通の1階部分全体を指す場合と、第1号被保険者に係る部分のみを指す場合があるが、本資料のように、財政単位としての「国民年金」を考える場合は、第1号被保険者に係る部分のみを指していることに留意する必要がある。

\*2 平成16年度価格である

# 基礎年金の財政構造

- 国民年金財政及び厚生年金財政からの基礎年金拠出金の額は、「1号被保険者」と「2・3号被保険者」の人数比により按分して決定
- 基礎年金の2分の1は、国庫負担により賄われる

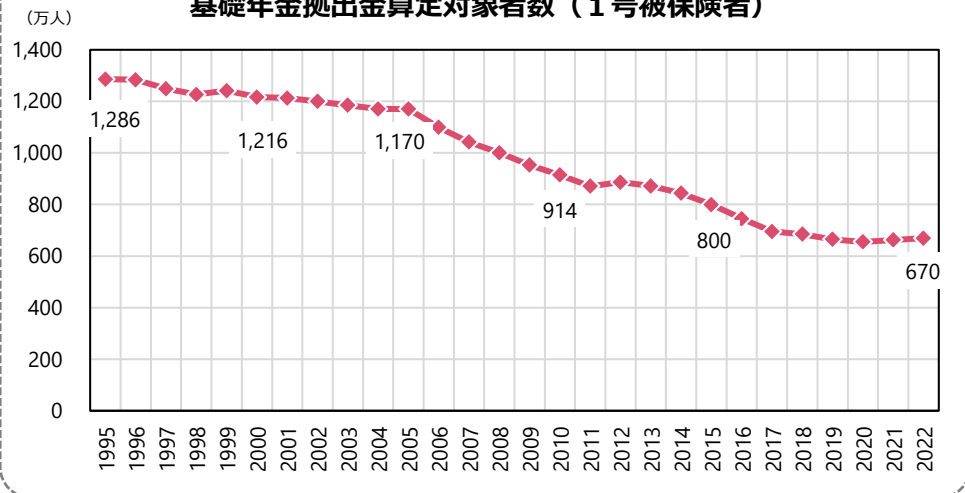


出所) 数値は「公的年金財政状況報告-令和4(2022)年度-」より作成  
一部の収支項目は省略し、概略を示したものである

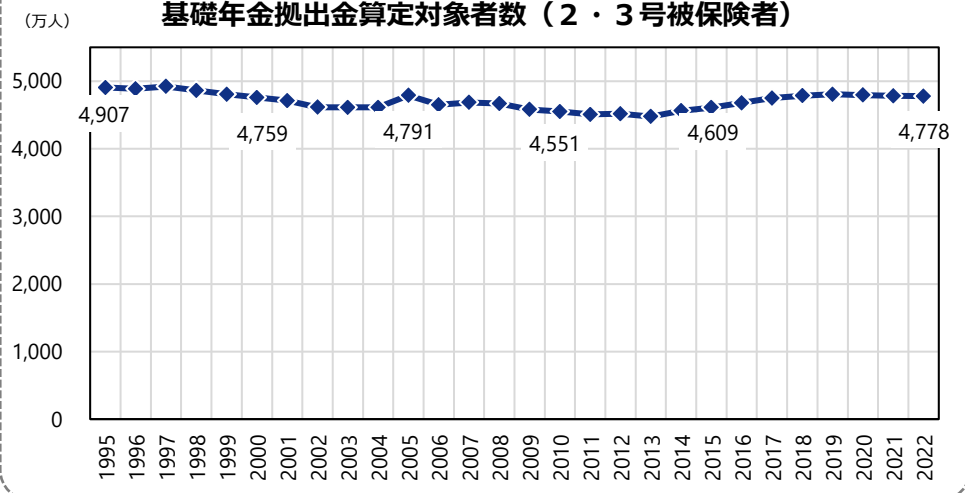
# 【参考】基礎年金拠出金按分率の推移

- 1号被保険者は減少、2・3号被保険者は2号被保険者の増加により近年増加
- この結果、国民年金財政の拠出金按分率は減少、厚生年金財政の拠出金按分率は増加

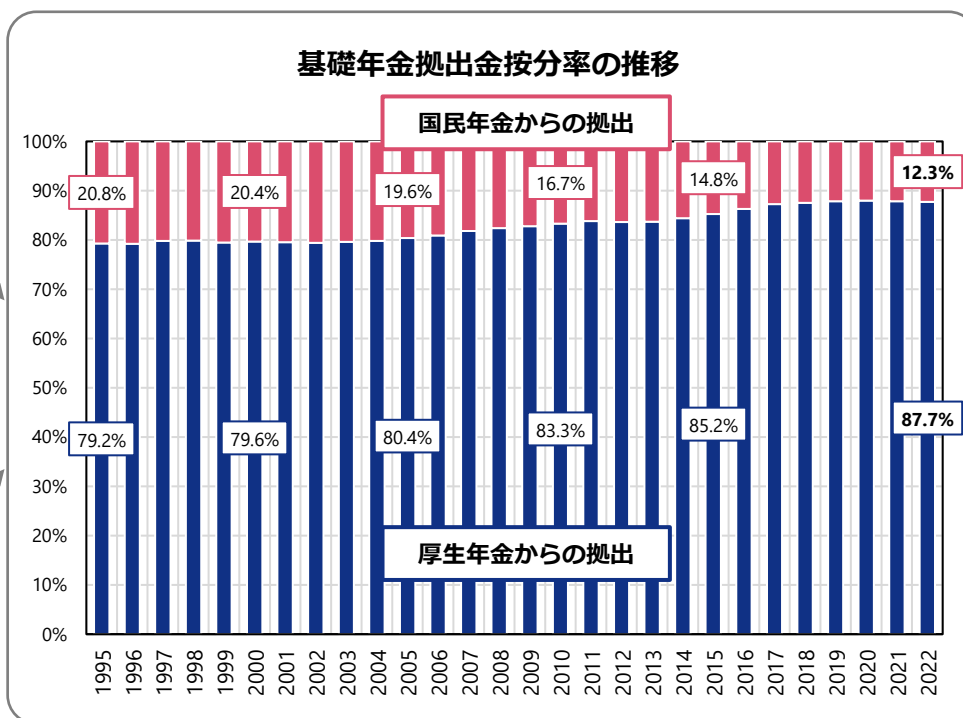
### 基礎年金拠出金算定対象者数（1号被保険者）



### 基礎年金拠出金算定対象者数（2・3号被保険者）



### 基礎年金拠出金按分率の推移



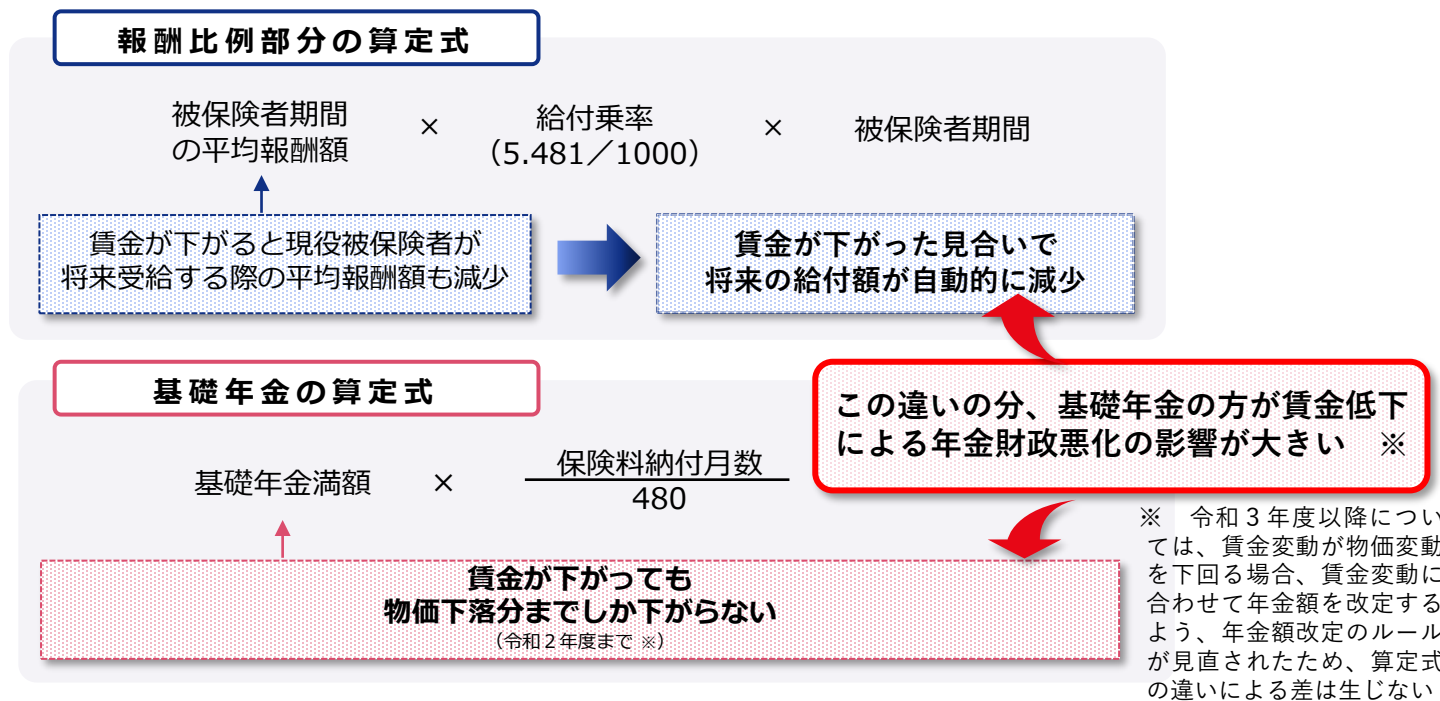
※「公的年金財政状況報告－令和4(2022)年度－」より作成

- ① デフレ下で賃金が下がっても基礎年金の水準は物価水準に合わせたことから下がらなかった → 国民年金の財政が悪化
- ② 女性や高齢者の労働参加の進展により、想定より厚生年金被保険者の増加や第3号被保険者の減少が進む → 厚生年金の財政が改善

## マクロ経済スライドの終了年度

	2004年 財政再計算	2024年 財政検証 (過去30年 投影期入)
報酬 比例	2023年度	2026年度 + 3年
基礎	2023年度	2057年度 + 34年

## ① 報酬比例部分と基礎年金の算定式の違い - デフレ下で基礎年金の水準が高止まり -

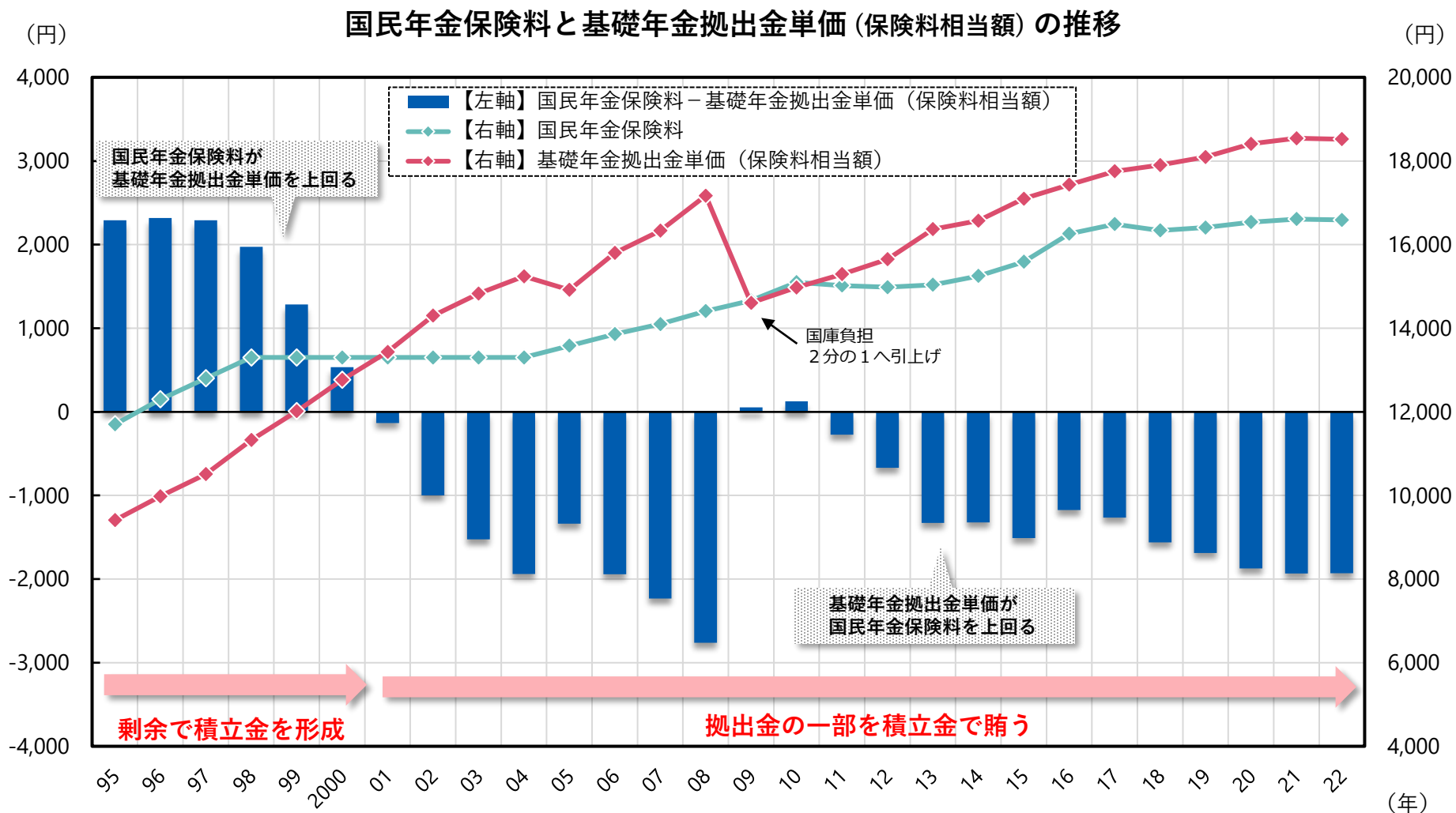


## ② 被保険者の構成の変化 - 厚生年金被保険者の増加と第3号被保険者の減少 -

	第1号被保険者数		厚生年金被保険者数		第3号被保険者数	
	実績	2004年財政再計算	実績	2004年財政再計算	実績	2004年財政再計算
2005	2,180 万人	2,189 万人	3,772 万人	3,699 万人	1,094 万人	1,117 万人
2020	1,427 万人	1,857 万人	4,534 万人 ← 増加	3,458 万人	803 万人 ← 減少	1,017 万人

# 【参考】国民年金保険料と基礎年金拠出金単価の推移

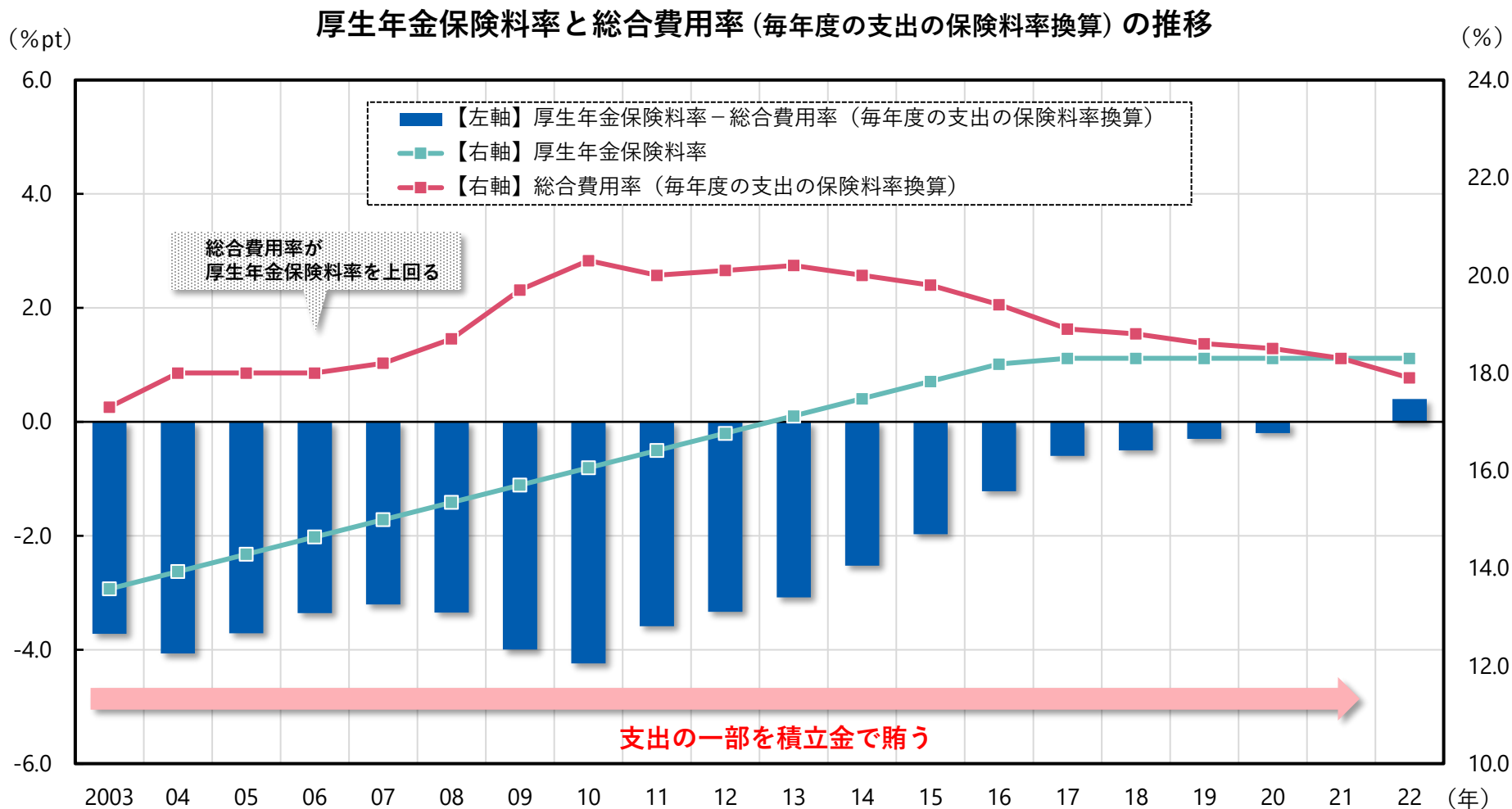
- 2000年代以降、基礎年金拠出金単価（保険料相当額）が国民年金保険料を上回っている



※「公的年金財政状況報告 - 令和4(2022)年度 -」より作成

# 【参考】厚生年金保険料率と総合費用率の推移

- 厚生年金における総合費用率（毎年度の支出の保険料率換算）は、厚生年金保険料率を上回っている



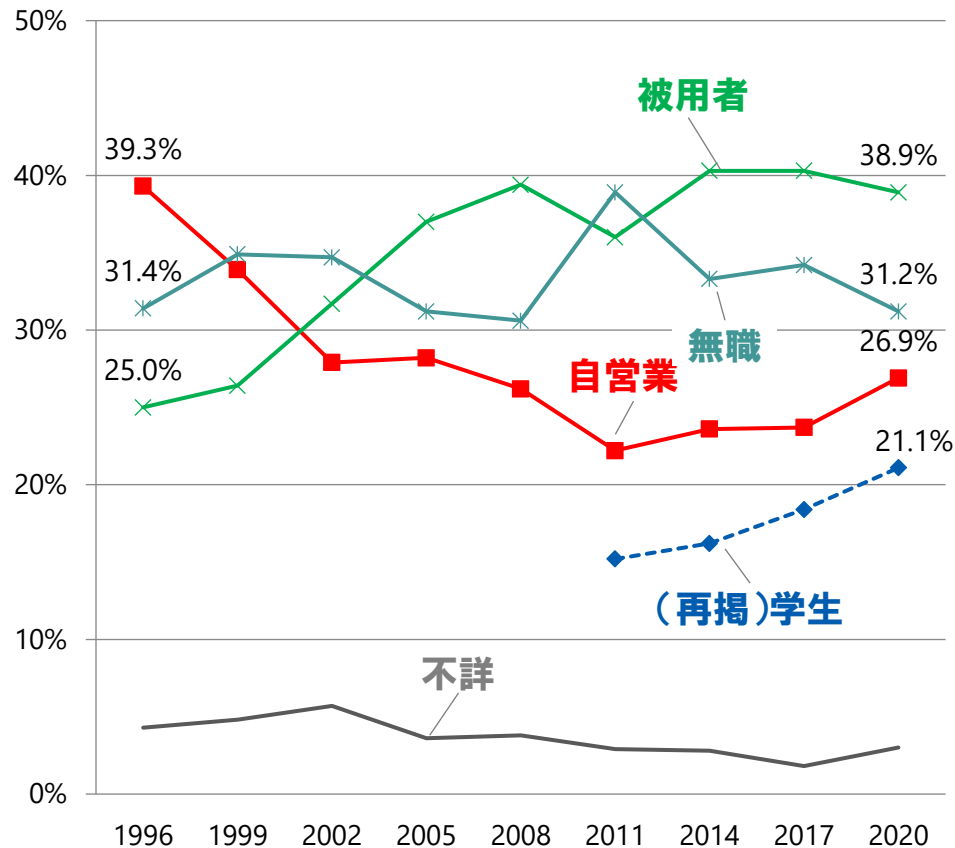
※「公的年金財政状況報告－令和4(2022)年度－」より作成

- 総合費用率は、実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出－国庫・公経済負担」の標準報酬総額に対する比率であり、毎年度の支出を保険料率換算したものに相当する
- 厚生年金保険料率は、各年度末における旧厚生年金のものである

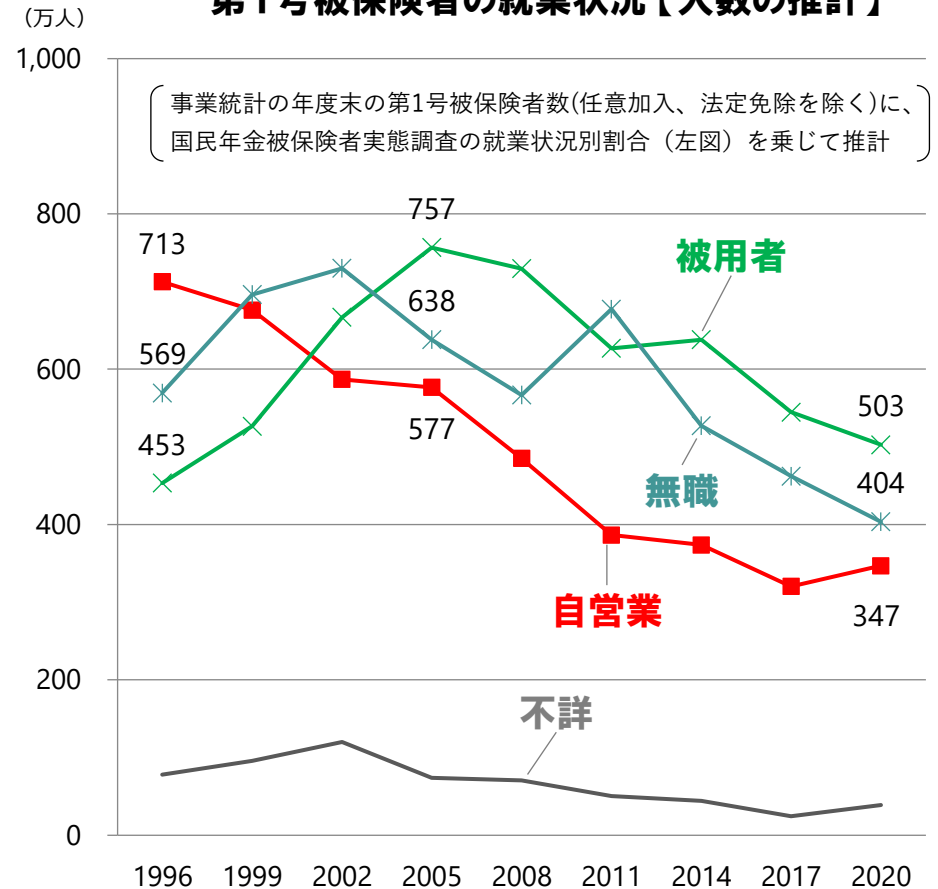
# 【参考】第1号被保険者の就業状況

- 第1号被保険者のうち自営業の割合は低下傾向。2000年代以降、被用者や無職より少ない。
- 第1号被保険者の就業状況別の人数を推計すると、2005年以降、被用者数は減少傾向にあるものの自営業、無職も減少傾向にあり、割合で見れば被用者は高い水準を維持している。

## 第1号被保険者の就業状況【構成割合】



## 第1号被保険者の就業状況【人数の推計】

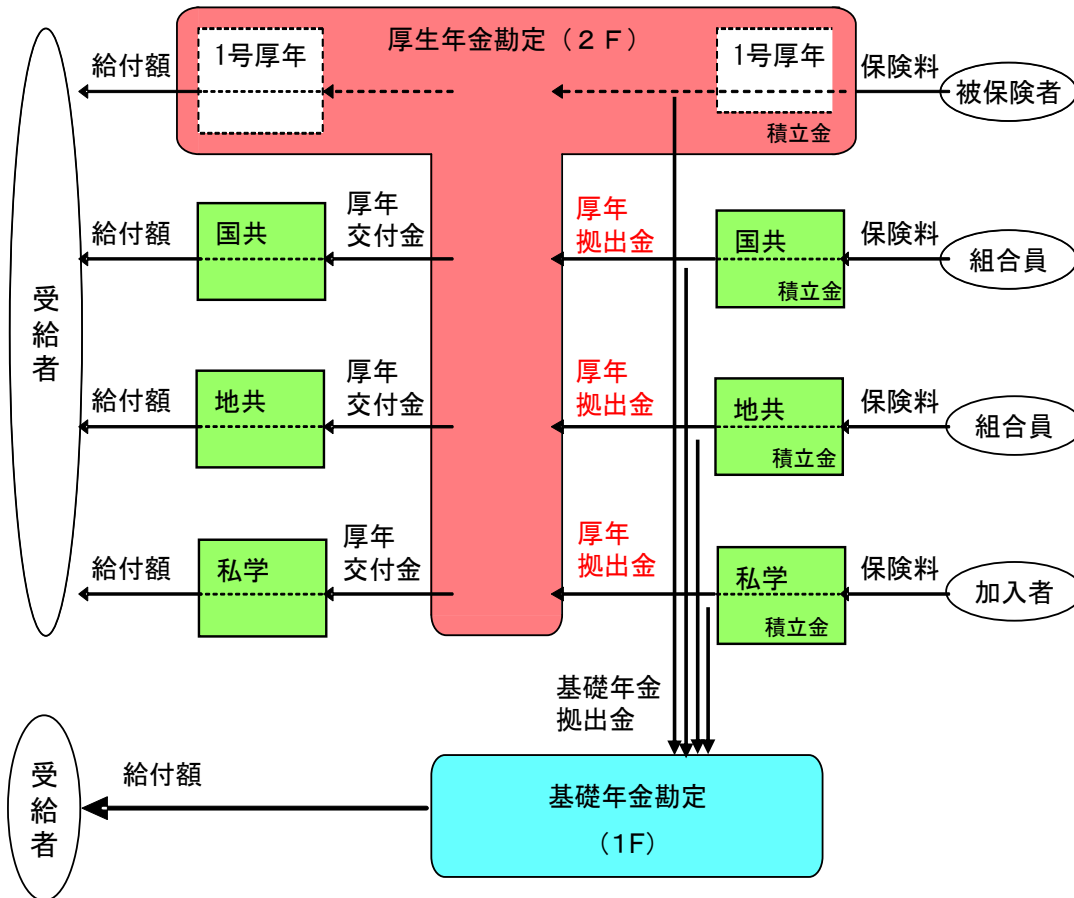


(出所) 国民年金被保険者実態調査、厚生年金保険・国民年金事業年報 より作成

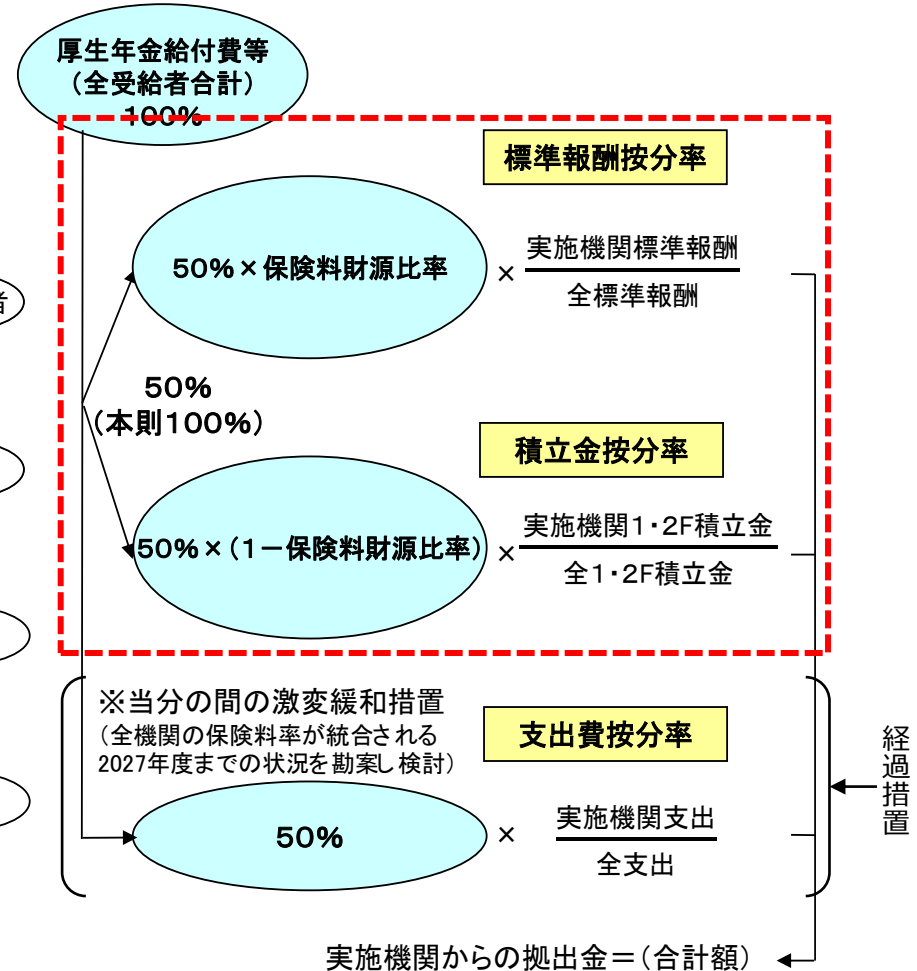
※「自営業」は自営業主、家族従業者の計、「被用者」は常用雇用、パート・アルバイト・臨時の計

## ＜拠出金・交付金の算定方法＞

- ①各年度における給付金全体を、国及び共済組合等が負担  
原則として応能負担（各主体の標準報酬総額及び積立金残高で按分）
- ②共済組合等の負担分は、拠出金として特別会計の厚生年金勘定に計上
- ③国は1号厚年分を支給。公務員等分は共済組合等に交付金を交付  
（見込み額をもとに算定し、翌年度に実績値で清算）



## 厚生年金拠出金の計算方法



保険料財源比率は、財政均衡期間(概ね100年間)における給付総額に占める保険料財源部分と積立金財源部分の比の平均値(現在は85%:15%)で仕分ける(5年毎の財政計算時に設定)



# 国民年金及び厚生年金の財政見直し

(令和6(2024)年財政検証 オプション試算)

オプション: 基礎年金の給付調整の早期終了

○ 人口: 出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数16.4万人

○ 経済: 過去30年投影ケース

(参考)

年度	収入合計					支出合計			収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (2024年度 価格)	積立 度合	所得代替率		
	保険料収入			運用収入	国庫負担	基礎年金	報酬比例	基礎					比例		
	国年	厚年	兆円												
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円			兆円	兆円	兆円		%	%	%
2024	70.6	1.3	41.6	14.1	13.5	56.4	26.0	30.1	14.2	304.7	304.7	5.2	61.2	36.2	25.0
2025	69.7	1.3	42.6	12.0	13.8	57.7	26.7	30.7	12.0	316.8	307.2	5.3	61.0	36.1	24.9
2026	69.4	1.3	43.2	10.9	14.0	58.3	27.1	30.9	11.2	327.9	311.1	5.4	60.8	36.0	24.8
2027	69.4	1.3	43.7	10.2	14.1	58.9	27.4	31.2	10.5	338.4	318.1	5.6	60.5	35.8	24.7
2028	69.8	1.3	44.0	10.2	14.3	59.3	27.6	31.4	10.4	348.9	325.4	5.7	60.0	35.5	24.5
2029	70.5	1.2	44.3	10.5	14.4	59.9	27.9	31.7	10.7	359.5	332.6	5.8	59.6	35.3	24.3
2030	71.2	1.2	44.6	10.9	14.5	60.3	28.1	31.9	10.9	370.5	340.0	6.0	59.1	35.0	24.1
2035	74.0	1.2	45.2	12.5	15.0	62.7	29.2	33.2	11.2	426.8	373.7	6.6	56.4	33.4	23.0
2040	77.7	1.1	46.0	14.0	16.5	68.9	32.1	36.5	8.8	476.7	394.3	6.8	56.2	33.2	22.9
2050	82.5	1.1	46.7	16.0	18.6	77.5	36.1	41.1	5.0	541.4	393.4	6.9	56.2	33.2	22.9
2060	86.9	1.2	48.4	17.3	20.0	83.6	38.6	44.7	3.3	581.9	371.5	6.9	56.2	33.2	22.9
2070	89.7	1.2	49.5	17.8	21.2	89.5	40.9	48.3	0.2	598.2	335.5	6.7	56.2	33.2	22.9
2080	90.6	1.2	49.7	17.2	22.4	95.0	43.2	51.6	-4.5	576.2	283.8	6.1	56.2	33.2	22.9
2090	90.3	1.2	50.7	15.3	23.0	98.1	44.5	53.3	-7.8	509.5	220.5	5.3	56.2	33.2	22.9
2100	89.0	1.3	51.7	12.5	23.4	99.9	45.2	54.5	-11.0	416.4	158.3	4.3	56.2	33.2	22.9
2110	85.7	1.3	52.0	8.5	23.9	102.0	46.2	55.6	-16.3	278.8	93.1	2.9	56.2	33.2	22.9
2120	81.0	1.3	52.6	2.7	24.3	103.7	46.9	56.5	-22.7	81.0	23.8	1.0	56.2	33.2	22.9

長期の経済前提	
物価上昇率	0.8%
賃金上昇率(実質<対物価>)	0.5%
運用利回り	実質<対物価> 2.2%
	スプレッド<対賃金> 1.7%
経済成長率(実質) 2034年度以降20~30年 <small>※括弧内の数値は人口1人当たり実質経済成長率</small>	-0.1% (0.7%)

所得代替率	所得代替率 (給付水準の 調整終了後)	
	給付水準の 調整終了年度	
所得代替率	56.2%	2036
比例	22.9%	2036
基礎	33.2%	2036

厚生年金の保険料率	18.3%
国民年金の保険料月額 (2004年度価格)	17,000円

(注1) 実際の国民年金の保険料の額は、2004年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、2024年度における保険料の額は月額16,980円である。

(注2) 存続厚生年金基金の代行部分を含む、国民年金及び厚生年金全体の財政見直しである。

(注3) 「2024年度価格」とは、賃金上昇率により、2024年度の価格に換算したものである。

(注4) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注5) 報酬比例には、厚生年金の独自給付(定額、加給、加算)及び国民年金の独自給付(付加年金、寡婦年金、死亡一時金)を含む。

(注6) 所得代替率の計算に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものである。

# 厚生年金の財政見通し

(令和6(2024)年財政検証 オプション試算)

オプション: 基礎年金の給付調整の早期終了

- 人口: 出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数16.4万人
- 経済: 過去30年投影ケース

- ・ 基礎年金拠出金の仕組みの見直し: 2027年度以降
- ・ 基礎年金相当部分の保険料: 月額16,600円 (2004年度価格)
- ・ 保険料財源比率: 61%
- ・ 基礎年金部分比率: 57%

(参考)

年度	収入合計				支出合計			収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (2024年度 価格)	積立 度合	所得代替率		
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円					%	%	%
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円				
2024	66.7	41.6	13.5	11.5	52.8	22.5	30.0	13.9	290.7	290.7	5.2	61.2	36.2	25.0
2025	65.9	42.6	11.5	11.8	54.1	23.2	30.6	11.8	302.5	293.4	5.4	61.0	36.1	24.9
2026	65.6	43.2	10.4	12.0	54.6	23.6	30.8	11.0	313.5	297.4	5.5	60.8	36.0	24.8
2027	65.8	43.7	9.8	12.3	55.6	24.2	31.1	10.2	323.7	304.3	5.6	60.5	35.8	24.7
2028	66.2	44.0	9.8	12.4	56.1	24.5	31.3	10.1	333.8	311.4	5.8	60.0	35.5	24.5
2029	66.9	44.3	10.1	12.5	56.6	24.7	31.6	10.4	344.2	318.4	5.9	59.6	35.3	24.3
2030	67.6	44.6	10.4	12.5	56.9	24.9	31.8	10.7	354.9	325.7	6.0	59.1	35.0	24.1
2035	70.2	45.2	12.0	13.0	59.2	25.8	33.1	11.0	409.9	358.8	6.7	56.4	33.4	23.0
2040	73.7	46.0	13.5	14.2	65.1	28.4	36.4	8.7	458.8	379.5	6.9	56.2	33.2	22.9
2050	78.0	46.7	15.5	15.9	73.1	31.7	41.1	4.9	522.4	379.6	7.1	56.2	33.2	22.9
2060	82.0	48.4	16.7	16.9	78.7	33.8	44.6	3.3	562.6	359.1	7.1	56.2	33.2	22.9
2070	84.6	49.5	17.2	17.9	84.3	35.8	48.3	0.2	579.2	324.8	6.9	56.2	33.2	22.9
2080	85.3	49.7	16.7	18.9	89.6	37.9	51.5	-4.3	558.5	275.1	6.3	56.2	33.2	22.9
2090	85.0	50.7	14.8	19.5	92.5	39.0	53.3	-7.6	494.2	213.9	5.4	56.2	33.2	22.9
2100	83.7	51.7	12.2	19.8	94.4	39.7	54.4	-10.6	404.0	153.6	4.4	56.2	33.2	22.9
2110	80.6	52.0	8.3	20.3	96.4	40.6	55.6	-15.8	270.6	90.4	3.0	56.2	33.2	22.9
2120	75.9	52.6	2.7	20.6	97.9	41.2	56.5	-22.0	78.5	23.0	1.0	56.2	33.2	22.9

長期の経済前提	
物価上昇率	0.8%
賃金上昇率(実質<対物価>)	0.5%
運用 利回り	実質<対物価> 2.2%
	スプレッド<対賃金> 1.7%
経済成長率(実質) 2034年度以降20~30年 <small>※括弧内の数値は人口1人当たり実質経済成長率</small>	-0.1% (0.7%)

所得代替率	給付水準の 調整終了年度
調整終了後	
56.2%	2036
22.9%	2036
33.2%	2036

厚生年金の保険料率	18.3%
国民年金の保険料月額 (2004年度価格)	17,000円

(注1) 存続厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。  
(注2) 「2024年度価格」とは、賃金上昇率により、2024年度の価格に換算したものである。  
(注3) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。  
(注4) 報酬比例には、厚生年金の独自給付(定額、加給、加算)を含む。  
(注5) 所得代替率の計算に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。  
(注6) 保険料財源比率及び基礎年金部分比率は、5年(財政検証)毎に見直す前提で試算している。

# 国民年金の財政見直し

## (令和6(2024)年財政検証 オプション試算)

オプション: 基礎年金の給付調整の早期終了

- 人口: 出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数16.4万人
- 経済: 過去30年投影ケース

- ・ 基礎年金拠出金の仕組みの見直し: 2027年度以降
- ・ 基礎年金相当部分の保険料: 月額16,600円 (2004年度価格)
- ・ 保険料財源比率: 61%
- ・ 基礎年金部分比率: 57%

(参考)

年度	収入合計				支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (2024年度 価格)	積立 度合	所得代替率			長期の経済前提	
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円					兆円	兆円	兆円	基礎	比例
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	%	%	%		
2024	3.9	1.3	0.7	2.0	3.6	3.5	0.3	14.0	14.0	3.8	61.2	36.2	25.0		0.8%
2025	3.8	1.3	0.5	2.0	3.6	3.5	0.2	14.2	13.8	3.9	61.0	36.1	24.9		0.5%
2026	3.8	1.3	0.5	2.0	3.6	3.5	0.2	14.4	13.6	3.9	60.8	36.0	24.8		0.5%
2027	3.6	1.3	0.4	1.8	3.3	3.1	0.3	14.7	13.8	4.4	60.5	35.8	24.7		0.5%
2028	3.6	1.3	0.4	1.9	3.3	3.2	0.3	15.0	14.0	4.5	60.0	35.5	24.5		0.5%
2029	3.6	1.2	0.5	1.9	3.3	3.2	0.3	15.3	14.2	4.6	59.6	35.3	24.3		0.5%
2030	3.6	1.2	0.5	1.9	3.3	3.2	0.3	15.6	14.3	4.6	59.1	35.0	24.1		0.5%
2035	3.7	1.2	0.5	2.0	3.5	3.4	0.3	17.0	14.9	4.8	56.4	33.4	23.0		0.5%
2040	4.0	1.1	0.5	2.3	3.8	3.7	0.2	18.0	14.9	4.7	56.2	33.2	22.9		0.5%
2050	4.5	1.1	0.6	2.8	4.4	4.3	0.1	19.0	13.8	4.3	56.2	33.2	22.9		0.5%
2060	4.9	1.2	0.6	3.1	4.9	4.8	0.0	19.3	12.3	4.0	56.2	33.2	22.9		0.5%
2070	5.1	1.2	0.6	3.3	5.2	5.1	-0.1	19.0	10.7	3.7	56.2	33.2	22.9		0.5%
2080	5.2	1.2	0.5	3.5	5.4	5.3	-0.2	17.7	8.7	3.3	56.2	33.2	22.9		0.5%
2090	5.3	1.2	0.5	3.5	5.5	5.4	-0.2	15.4	6.6	2.8	56.2	33.2	22.9		0.5%
2100	5.2	1.3	0.4	3.6	5.6	5.5	-0.3	12.4	4.7	2.3	56.2	33.2	22.9		0.5%
2110	5.2	1.3	0.3	3.6	5.7	5.6	-0.5	8.2	2.7	1.5	56.2	33.2	22.9		0.5%
2120	5.1	1.3	0.1	3.7	5.7	5.7	-0.7	2.4	0.7	0.5	56.2	33.2	22.9		0.5%

長期の経済前提		
物価上昇率		0.8%
賃金上昇率(実質<対物価>)		0.5%
運用 利回り	実質<対物価>	2.2%
	スプレッド<対賃金>	1.7%
経済成長率(実質) 2034年度以降20~30年 <small>※括弧内の数値は人口1人当たり実質経済成長率</small>		-0.1% (0.7%)

	所得代替率 (給付水準の 調整終了後)	給付水準の 調整終了年度
所得代替率	56.2%	2036
比例	22.9%	2036
基礎	33.2%	2036

厚生年金の保険料率	18.3%
国民年金の保険料月額 (2004年度価格)	17,000円

(注1) 実際の保険料の額は、2004年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、2024年度における保険料の額は月額16,980円である。

(注2) 「2024年度価格」とは、賃金上昇率により、2024年度の価格に換算したものである。

(注3) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注4) 所得代替率の計算に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものの。

(注5) 保険料財源比率及び基礎年金部分比率は、5年(財政検証)毎に見直す前提で試算している。

(注6) 2120年度における積立度合は0.5であるが、厚生年金と合わせた公的年金全体では1.0となる。

# 基礎年金の財政見通し及び基礎年金拠出金算定対象者数の見通し

(令和6(2024)年財政検証 オプション試算)

厚生年金の保険料率	18.3%
国民年金の保険料月額 (2004年度価格)	17,000円

オプション:基礎年金の給付調整の早期終了

- 人口:出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数16.4万人
- 経済:過去30年投影ケース

長期の経済前提		所得代替率						
物価上昇率		基礎						
0.8%		比例						
賃金上昇率(実質<対物価>)		所得代替率 (給付水準の 調整終了後)	56.2%	33.2%	22.9%			
運用 利回り	実質<対物価>					2036	2036	2036
	2.2%							
スプレッド<対賃金>								
1.7%								
経済成長率(実質) 2034年度以降20~30年 <small>※括弧内の数値は人口1人当たり実質経済成長率</small>								
-0.1% (0.7%)								

年度	① 基礎年金 給付費	② 基礎年金 国庫負担	③ 拠出金 算定 対象額 <small>(2004年度 価格)</small>	④ 拠出金 算定 対象者数	⑤ 拠出金単価 (月額) $(③ \div ④) \div 12$ <small>(2004年度 価格)</small>	⑥ 保険料相当額 (月額) $⑤ \times (1 - \text{国庫負担割合})$ <small>(2004年度 価格)</small>	年度 (西暦)	拠出金算定対象者数								
								計	第1号 被保険者	被用者年金計				共済組合		
										第2号 被保険者	第3号 被保険者	厚生年金		第2号 被保険者	第3号 被保険者	
												第2号 被保険者	第3号 被保険者			第2号 被保険者
西暦	兆円	兆円	兆円	百万人	円	円	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	
2024	26.0	13.2	25.6 (25.6)	54.2	(39,319)	(19,660)	2024	54.2	6.4	41.1	6.7	36.9	6.0	4.2	0.7	
2025	26.7	13.6	26.2 (25.5)	53.9	(39,399)	(19,699)	2025	53.9	6.2	41.2	6.5	37.0	5.9	4.2	0.7	
2026	27.1	13.8	26.6 (25.3)	53.6	(39,274)	(19,637)	2026	53.6	6.1	41.2	6.4	37.0	5.7	4.2	0.6	
2027	27.4	13.9	26.9 (25.3)	53.2	(39,590)	(19,795)	2027	53.2	6.0	41.1	6.2	36.9	5.5	4.2	0.6	
2028	27.6	14.1	27.1 (25.3)	52.7	(40,052)	(20,026)	2028	52.7	5.9	40.8	6.0	36.6	5.4	4.2	0.6	
2029	27.9	14.2	27.3 (25.3)	52.1	(40,482)	(20,241)	2029	52.1	5.8	40.5	5.7	36.4	5.2	4.1	0.6	
2030	28.1	14.3	27.5 (25.3)	51.4	(40,953)	(20,476)	2030	51.4	5.7	40.2	5.5	36.1	5.0	4.1	0.6	
2035	29.2	14.9	28.5 (25.0)	47.7	(43,656)	(21,828)	2035	47.7	5.2	37.8	4.7	33.8	4.3	4.0	0.5	
2040	32.1	16.5	31.2 (25.9)	44.9	(47,967)	(23,983)	2040	44.9	4.7	36.1	4.2	32.3	3.8	3.8	0.5	
2050	36.1	18.6	35.0 (25.4)	40.5	(52,279)	(26,140)	2050	40.5	4.2	32.5	3.8	29.0	3.4	3.5	0.4	
2060	38.6	20.0	37.3 (23.8)	36.8	(53,986)	(26,993)	2060	36.8	3.9	29.4	3.5	26.2	3.1	3.2	0.4	
2070	40.9	21.2	39.4 (22.1)	32.8	(56,292)	(28,146)	2070	32.8	3.4	26.3	3.1	23.4	2.7	2.9	0.3	
2080	43.2	22.4	41.6 (20.5)	28.9	(59,281)	(29,640)	2080	28.9	3.0	23.1	2.7	20.5	2.4	2.6	0.3	
2090	44.5	23.0	42.9 (18.6)	26.1	(59,279)	(29,639)	2090	26.1	2.7	20.9	2.5	18.5	2.2	2.3	0.3	
2100	45.2	23.4	43.6 (16.6)	23.2	(59,678)	(29,839)	2100	23.2	2.4	18.6	2.2	16.5	1.9	2.1	0.3	
2110	46.2	23.9	44.5 (14.9)	20.4	(60,657)	(30,329)	2110	20.4	2.1	16.4	1.9	14.5	1.7	1.9	0.2	
2120	46.9	24.3	45.3 (13.3)	18.3	(60,608)	(30,304)	2120	18.3	1.9	14.6	1.7	13.0	1.5	1.7	0.2	

(注1) ②の基礎年金国庫負担額には、基礎年金拠出金に係る地方負担分を含む。

(注2) ⑥の保険料相当額は、基礎年金給付(国庫負担相当額を除く。)を完全な賦課方式で賄うとした場合に必要となる保険料に相当する。

(注3) 国民年金は、賦課方式を基本としつつ積立金を保有し活用することにより、保険料水準を2017年度以降16,900円(2004年度価格)に固定し、おおむね100年間の財政の均衡を図っている。このため保険料相当額等は、2004年度価格で( )内に表示している。また、1号被保険者に対して産前産後期間の保険料免除制度が2019年4月より施行されたことに伴い、2019年度以降2004年度価格で100円引き上がる。このため、2024年度において、国民年金法第87条第3項に規定されている国民年金の保険料は2004年度価格で月額17,000円であり、実際の保険料の額は2004年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであるため月額16,980円となっている。

# 国民年金及び厚生年金の財政見直し

(令和6(2024)年財政検証 オプション試算)

適用拡大①:

- ・企業規模要件の撤廃
  - ・5人以上個人事業所の非適用業種の解消
- 対象 90万人

適用拡大①(約90万人)+基礎年金の給付調整の早期終了

○ 人口: 出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数16.4万人

○ 経済: 過去30年投影ケース

(参考)

年度	収入合計					支出合計			収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (2024年度 価格)	積立 度合	所得代替率		
	保険料収入			運用収入	国庫負担	基礎年金	報酬比例	基礎					比例		
	国年	厚年	兆円												
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円			兆円	兆円	兆円		%	%	%
2024	70.6	1.3	41.6	14.1	13.5	56.4	26.0	30.1	14.2	304.7	304.7	5.2	61.2	36.2	25.0
2025	69.7	1.3	42.6	12.0	13.8	57.7	26.7	30.7	12.0	316.8	307.2	5.3	61.0	36.1	24.9
2026	69.4	1.3	43.2	10.9	14.0	58.3	27.1	30.9	11.2	327.9	311.1	5.4	60.8	36.0	24.8
2027	69.5	1.2	43.8	10.2	14.1	58.9	27.4	31.2	10.6	338.6	318.3	5.6	60.5	35.8	24.7
2028	70.2	1.2	44.4	10.2	14.3	59.3	27.6	31.4	10.8	349.4	325.9	5.7	60.0	35.5	24.5
2029	70.9	1.2	44.8	10.5	14.4	59.9	27.9	31.7	11.0	360.4	333.4	5.8	59.6	35.3	24.3
2030	71.6	1.2	45.1	10.9	14.5	60.4	28.1	31.9	11.3	371.6	341.1	6.0	59.2	35.0	24.2
2035	74.5	1.1	45.7	12.6	15.0	62.9	29.3	33.3	11.5	429.4	376.0	6.6	56.6	33.5	23.1
2040	78.3	1.1	46.5	14.2	16.5	69.1	32.1	36.6	9.1	481.0	397.9	6.8	56.3	33.3	23.0
2050	83.1	1.1	47.1	16.2	18.7	77.9	36.2	41.4	5.2	548.3	398.4	7.0	56.3	33.3	23.0
2060	87.6	1.1	48.9	17.5	20.0	84.1	38.7	45.1	3.4	590.8	377.1	7.0	56.3	33.3	23.0
2070	90.5	1.2	49.9	18.1	21.3	90.2	41.0	48.9	0.2	608.2	341.0	6.7	56.3	33.3	23.0
2080	91.3	1.1	50.2	17.5	22.5	95.9	43.4	52.2	-4.5	586.2	288.8	6.2	56.3	33.3	23.0
2090	91.0	1.2	51.2	15.5	23.1	99.0	44.6	54.1	-7.9	518.6	224.4	5.3	56.3	33.3	23.0
2100	89.7	1.2	52.2	12.8	23.5	100.9	45.4	55.2	-11.2	423.6	161.0	4.3	56.3	33.3	23.0
2110	86.4	1.2	52.5	8.7	24.0	103.0	46.4	56.4	-16.6	283.2	94.6	2.9	56.3	33.3	23.0
2120	81.5	1.2	53.1	2.8	24.4	104.7	47.1	57.3	-23.1	81.5	23.9	1.0	56.3	33.3	23.0

長期の経済前提	
物価上昇率	0.8%
賃金上昇率(実質<対物価>)	0.5%
運用利回り	
実質<対物価>	2.2%
スプレッド<対賃金>	1.7%
経済成長率(実質) 2034年度以降20~30年 <small>※括弧内の数値は人口1人当たり実質経済成長率</small>	-0.1% (0.7%)

所得代替率	所得代替率 (給付水準の 調整終了後)	
	給付水準の 調整終了年度	
所得代替率	56.3%	2036
比例	23.0%	2036
基礎	33.3%	2036

厚生年金の保険料率	18.3%
国民年金の保険料月額 (2004年度価格)	17,000円

(注1) 実際の国民年金の保険料の額は、2004年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、2024年度における保険料の額は月額16,980円である。

(注2) 存続厚生年金基金の代行部分を含む、国民年金及び厚生年金全体の財政見直しである。

(注3) 「2024年度価格」とは、賃金上昇率により、2024年度の価格に換算したものである。

(注4) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注5) 報酬比例には、厚生年金の独自給付(定額、加給、加算)及び国民年金の独自給付(付加年金、寡婦年金、死亡一時金)を含む。

(注6) 所得代替率の計算に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

# 厚生年金の財政見通し

(令和6(2024)年財政検証 オプション試算)

適用拡大①:

- ・企業規模要件の撤廃
  - ・5人以上個人事業所の非適用業種の解消
- 対象 90万人

適用拡大①(約90万人)＋基礎年金の給付調整の早期終了

- 人口:出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数16.4万人
- 経済:過去30年投影ケース

- ・基礎年金拠出金の仕組みの見直し:2028年度以降
- ・基礎年金相当部分の保険料:月額16,600円(2004年度価格)
- ・保険料財源比率:61%
- ・基礎年金部分比率:56%

(参考)

年度	収入合計				支出合計			収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (2024年度 価格)	積立 度合	所得代替率		
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円					基礎	比例	%
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円		%	%	%
2024	66.7	41.6	13.5	11.5	52.8	22.5	30.0	13.9	290.7	290.7	5.2	61.2	36.2	25.0
2025	65.9	42.6	11.5	11.8	54.1	23.2	30.6	11.8	302.5	293.4	5.4	61.0	36.1	24.9
2026	65.6	43.2	10.4	12.0	54.6	23.6	30.8	11.0	313.5	297.4	5.5	60.8	36.0	24.8
2027	65.8	43.8	9.8	12.1	55.3	23.9	31.1	10.5	324.0	304.6	5.7	60.5	35.8	24.7
2028	66.7	44.4	9.8	12.4	56.2	24.6	31.3	10.5	334.6	312.1	5.8	60.0	35.5	24.5
2029	67.4	44.8	10.1	12.5	56.7	24.8	31.6	10.7	345.3	319.4	5.9	59.6	35.3	24.3
2030	68.1	45.1	10.4	12.6	57.1	25.0	31.9	11.0	356.3	327.0	6.0	59.2	35.0	24.2
2035	70.8	45.7	12.1	13.0	59.5	26.0	33.3	11.3	412.8	361.4	6.7	56.6	33.5	23.1
2040	74.4	46.5	13.6	14.3	65.4	28.5	36.6	9.0	463.4	383.3	6.9	56.3	33.3	23.0
2050	78.8	47.1	15.7	16.0	73.6	32.0	41.4	5.2	529.8	385.0	7.1	56.3	33.3	23.0
2060	82.8	48.9	17.0	17.0	79.4	34.1	45.1	3.4	571.9	365.0	7.2	56.3	33.3	23.0
2070	85.5	49.9	17.5	18.0	85.2	36.1	48.9	0.3	589.5	330.6	6.9	56.3	33.3	23.0
2080	86.3	50.2	17.0	19.1	90.6	38.2	52.2	-4.3	568.8	280.2	6.3	56.3	33.3	23.0
2090	85.9	51.2	15.1	19.7	93.6	39.3	54.0	-7.7	503.4	217.9	5.5	56.3	33.3	23.0
2100	84.6	52.2	12.4	20.0	95.5	40.0	55.2	-10.8	411.5	156.4	4.4	56.3	33.3	23.0
2110	81.4	52.5	8.4	20.5	97.6	41.0	56.4	-16.2	275.3	91.9	3.0	56.3	33.3	23.0
2120	76.6	53.1	2.7	20.8	99.1	41.6	57.3	-22.5	79.2	23.2	1.0	56.3	33.3	23.0

長期の経済前提		
物価上昇率	0.8%	
賃金上昇率(実質<対物価>)	0.5%	
運用 利回り	実質<対物価>	2.2%
	スプレッド<対賃金>	1.7%
経済成長率(実質) 2034年度以降20~30年 <small>※括弧内の数値は人口1人当たり実質経済成長率</small>	-0.1% (0.7%)	

所得代替率	給付水準の 調整終了後	給付水準の 調整終了年度
56.3%	2036	
比例	23.0%	2036
基礎	33.3%	2036

厚生年金の保険料率	18.3%
国民年金の保険料月額 (2004年度価格)	17,000円

(注1) 存続厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

(注2) 「2024年度価格」とは、賃金上昇率により、2024年度の価格に換算したものである。

(注3) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注4) 報酬比例には、厚生年金の独自給付(定額、加給、加算)を含む。

(注5) 所得代替率の計算に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

(注6) 保険料財源比率及び基礎年金部分比率は、5年(財政検証)毎に見直す前提で試算している。

# 国民年金の財政見直し

(令和6(2024)年財政検証 オプション試算)

適用拡大①:

- ・企業規模要件の撤廃
- ・5人以上個人事業所の非適用業種の解消

対象  
90万人

適用拡大①(約90万人)＋基礎年金の給付調整の早期終了

- 人口: 出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数16.4万人
- 経済: 過去30年投影ケース

- ・基礎年金拠出金の仕組みの見直し: 2028年度以降
- ・基礎年金相当部分の保険料: 月額16,600円 (2004年度価格)
- ・保険料財源比率: 61%
- ・基礎年金部分比率: 56%

(参考)

年度	収入合計				支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (2024年度 価格)	積立 度合	所得代替率		
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円					基礎	比例	
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	%	%	%
2024	3.9	1.3	0.7	2.0	3.6	3.5	0.3	14.0	14.0	3.8	61.2	36.2	25.0
2025	3.8	1.3	0.5	2.0	3.6	3.5	0.2	14.2	13.8	3.9	61.0	36.1	24.9
2026	3.8	1.3	0.5	2.0	3.6	3.5	0.2	14.4	13.6	3.9	60.8	36.0	24.8
2027	3.7	1.2	0.4	2.0	3.6	3.5	0.1	14.5	13.6	4.0	60.5	35.8	24.7
2028	3.5	1.2	0.4	1.8	3.2	3.1	0.3	14.8	13.8	4.5	60.0	35.5	24.5
2029	3.5	1.2	0.4	1.8	3.2	3.1	0.3	15.1	13.9	4.6	59.6	35.3	24.3
2030	3.5	1.2	0.5	1.9	3.2	3.1	0.3	15.3	14.1	4.7	59.2	35.0	24.2
2035	3.6	1.1	0.5	2.0	3.4	3.3	0.2	16.7	14.6	4.8	56.6	33.5	23.1
2040	3.9	1.1	0.5	2.2	3.7	3.6	0.1	17.6	14.6	4.7	56.3	33.3	23.0
2050	4.3	1.1	0.5	2.7	4.3	4.2	0.1	18.5	13.4	4.3	56.3	33.3	23.0
2060	4.7	1.1	0.6	3.0	4.7	4.6	0.0	18.9	12.1	4.0	56.3	33.3	23.0
2070	5.0	1.2	0.6	3.2	5.0	4.9	-0.1	18.7	10.5	3.7	56.3	33.3	23.0
2080	5.1	1.1	0.5	3.4	5.2	5.2	-0.2	17.4	8.6	3.4	56.3	33.3	23.0
2090	5.1	1.2	0.5	3.4	5.4	5.3	-0.3	15.1	6.5	2.9	56.3	33.3	23.0
2100	5.1	1.2	0.4	3.5	5.4	5.4	-0.3	12.1	4.6	2.3	56.3	33.3	23.0
2110	5.0	1.2	0.2	3.5	5.5	5.4	-0.5	7.9	2.6	1.5	56.3	33.3	23.0
2120	4.9	1.2	0.1	3.6	5.6	5.5	-0.6	2.3	0.7	0.5	56.3	33.3	23.0

長期の経済前提	
物価上昇率	0.8%
賃金上昇率(実質<対物価>)	0.5%
運用利回り	実質<対物価> 2.2%
	スプレッド<対賃金> 1.7%
経済成長率(実質) 2034年度以降20~30年 <small>※括弧内の数値は人口1人当たり実質経済成長率</small>	-0.1% (0.7%)

所得代替率 (給付水準の 調整終了後)	給付水準の 調整終了年度
所得代替率	56.3% 2036
比例	23.0% 2036
基礎	33.3% 2036

厚生年金の保険料率	18.3%
国民年金の保険料月額 (2004年度価格)	17,000円

(注1) 実際の保険料の額は、2004年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、2024年度における保険料の額は月額16,980円である。

(注2) 「2024年度価格」とは、賃金上昇率により、2024年度の価格に換算したものである。

(注3) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注4) 所得代替率の計算に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものの。

(注5) 保険料財源比率及び基礎年金部分比率は、5年(財政検証)毎に見直す前提で試算している。

(注6) 2120年度における積立度合は0.5であるが、厚生年金と合わせた公的年金全体では1.0となる。

# 基礎年金の財政見通し及び基礎年金拠出金算定対象者数の見通し

(令和6(2024)年財政検証 オプション試算)

厚生年金の保険料率	18.3%
国民年金の保険料月額 (2004年度価格)	17,000円

## 適用拡大①(約90万人)＋基礎年金の給付調整の早期終了

○ 人口:出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数16.4万人

○ 経済:過去30年投影ケース

適用拡大①:

- ・企業規模要件の撤廃
  - ・5人以上個人事業所の非適用業種の解消
- 対象 90万人

長期の経済前提		
物価上昇率	0.8%	
賃金上昇率(実質<対物価>)	0.5%	
運用 利回り	実質<対物価>	2.2%
	スプレッド<対賃金>	1.7%
経済成長率(実質) 2034年度以降20~30年 <small>※括弧内の数値は人口1人当たり実質経済成長率</small>	-0.1% (0.7%)	

所得代替率 (給付水準の 調整終了後)	所得代替率		
	基礎	比例	
給付水準の 調整終了年度	56.3%	33.3%	23.0%
	2036	2036	2036

年度	① 基礎年金 給付費	② 基礎年金 国庫負担	③ 拠出金 算定 対象額 <small>(2004年度 価格)</small>	④ 拠出金 算定 対象者数	⑤ 拠出金単価 (月額) <small>(3)÷(4)÷12 (2004年度 価格)</small>	⑥ 保険料相当額 (月額) <small>⑤×(1-国庫負担割合) (2004年度 価格)</small>	年度 (西暦)	拠出金算定対象者数										
								計	第1号 被保険者	被用者年金計		厚生年金		共済組合				
										第2号 被保険者	第3号 被保険者	第2号 被保険者	第3号 被保険者	第2号 被保険者	第3号 被保険者			
西暦	兆円	兆円	兆円	百万人	円	円	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
2024	26.0	13.2	25.6 (25.6)	54.2	(39,319)	(19,660)	2024	54.2	6.4	41.1	6.7	36.9	6.0	4.2	0.7			
2025	26.7	13.6	26.2 (25.5)	53.9	(39,399)	(19,699)	2025	53.9	6.2	41.2	6.5	37.0	5.9	4.2	0.7			
2026	27.1	13.8	26.6 (25.3)	53.6	(39,274)	(19,637)	2026	53.6	6.1	41.2	6.4	37.0	5.7	4.2	0.6			
2027	27.4	13.9	26.9 (25.3)	53.3	(39,524)	(19,762)	2027	53.3	5.9	41.4	6.0	37.2	5.4	4.2	0.6			
2028	27.6	14.1	27.1 (25.3)	52.8	(39,932)	(19,966)	2028	52.8	5.6	41.5	5.7	37.4	5.1	4.2	0.6			
2029	27.9	14.2	27.3 (25.3)	52.2	(40,379)	(20,190)	2029	52.2	5.5	41.3	5.4	37.1	4.9	4.1	0.5			
2030	28.1	14.3	27.6 (25.3)	51.6	(40,886)	(20,443)	2030	51.6	5.4	40.9	5.2	36.8	4.7	4.1	0.5			
2035	29.3	15.0	28.6 (25.1)	47.9	(43,627)	(21,814)	2035	47.9	4.9	38.5	4.5	34.5	4.0	4.0	0.5			
2040	32.1	16.5	31.3 (25.9)	45.1	(47,907)	(23,953)	2040	45.1	4.4	36.7	3.9	32.9	3.5	3.8	0.4			
2050	36.2	18.7	35.0 (25.5)	40.7	(52,248)	(26,124)	2050	40.7	4.0	33.1	3.6	29.5	3.2	3.5	0.4			
2060	38.7	20.0	37.4 (23.9)	36.9	(53,986)	(26,993)	2060	36.9	3.7	29.9	3.3	26.7	2.9	3.2	0.4			
2070	41.0	21.3	39.6 (22.2)	32.9	(56,332)	(28,166)	2070	32.9	3.3	26.7	2.9	23.8	2.5	2.9	0.3			
2080	43.4	22.4	41.8 (20.6)	29.0	(59,362)	(29,681)	2080	29.0	2.8	23.6	2.6	20.9	2.3	2.6	0.3			
2090	44.6	23.1	43.1 (18.7)	26.2	(59,383)	(29,691)	2090	26.2	2.6	21.3	2.3	18.9	2.1	2.3	0.3			
2100	45.4	23.5	43.8 (16.7)	23.2	(59,794)	(29,897)	2100	23.2	2.3	18.9	2.0	16.8	1.8	2.1	0.2			
2110	46.4	24.0	44.7 (15.0)	20.5	(60,780)	(30,390)	2110	20.5	2.0	16.7	1.8	14.8	1.6	1.9	0.2			
2120	47.1	24.4	45.5 (13.4)	18.3	(60,730)	(30,365)	2120	18.3	1.8	14.9	1.6	13.2	1.4	1.7	0.2			

(注1) ②の基礎年金国庫負担額には、基礎年金拠出金に係る地方負担分を含む。

(注2) ⑥の保険料相当額は、基礎年金給付(国庫負担相当額を除く。)を完全な賦課方式で賄うとした場合に必要となる保険料に相当する。

(注3) 国民年金は、賦課方式を基本としつつ積立金を保有し活用することにより、保険料水準を2017年度以降16,900円(2004年度価格)に固定し、おおむね100年間の財政の均衡を図っている。このため保険料相当額は、2004年度価格で( )内に表示している。また、1号被保険者に対して産前産後期間の保険料免除制度が2019年4月より施行されたことに伴い、2019年度以降2004年度価格で100円引き上がる。このため、2024年度において、国民年金法第87条第3項に規定されている国民年金の保険料は2004年度価格で月額17,000円であり、実際の保険料の額は2004年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであるため月額16,980円となっている。



# 国民年金及び厚生年金の財政見通し

(令和6(2024)年財政検証 オプション試算)

適用拡大②:

- ・企業規模要件の撤廃
- ・5人以上個人事業所の非適用業種の解消
- ・賃金要件の撤廃又は最低賃金の引き上げ

対象  
200万人

適用拡大②(約200万人)＋基礎年金の給付調整の早期終了

○ 人口: 出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数16.4万人

○ 経済: 過去30年投影ケース

(参考)

年度	収入合計					支出合計			収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (2024年度 価格)	積立 度合	所得代替率		
	保険料収入			運用収入	国庫負担	基礎年金	報酬比例	基礎					比例		
	国年	厚年	兆円												
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円			兆円	兆円	兆円		%	%	%
2024	70.6	1.3	41.6	14.1	13.5	56.4	26.0	30.1	14.2	304.7	304.7	5.2	61.2	36.2	25.0
2025	69.7	1.3	42.6	12.0	13.8	57.7	26.7	30.7	12.0	316.8	307.2	5.3	61.0	36.1	24.9
2026	69.4	1.3	43.2	10.9	14.0	58.3	27.1	30.9	11.2	327.9	311.1	5.4	60.8	36.0	24.8
2027	69.6	1.2	43.9	10.2	14.1	58.9	27.4	31.2	10.7	338.6	318.3	5.6	60.5	35.8	24.7
2028	70.3	1.2	44.6	10.2	14.3	59.4	27.6	31.4	11.0	349.6	326.1	5.7	60.0	35.5	24.5
2029	71.1	1.1	45.0	10.6	14.4	59.9	27.9	31.7	11.2	360.8	333.8	5.8	59.6	35.3	24.3
2030	71.9	1.1	45.3	10.9	14.5	60.5	28.2	32.0	11.4	372.2	341.6	6.0	59.3	35.1	24.2
2035	74.7	1.1	45.9	12.6	15.1	63.2	29.4	33.5	11.5	430.1	376.5	6.6	56.9	33.7	23.2
2040	78.5	1.0	46.7	14.2	16.5	69.2	32.1	36.7	9.3	482.5	399.1	6.8	56.2	33.3	23.0
2050	83.4	1.0	47.4	16.3	18.7	78.0	36.2	41.6	5.4	551.4	400.7	7.0	56.2	33.3	23.0
2060	87.9	1.1	49.1	17.6	20.0	84.4	38.7	45.4	3.5	594.9	379.7	7.0	56.2	33.3	23.0
2070	90.8	1.1	50.2	18.2	21.2	90.5	41.0	49.2	0.3	612.9	343.7	6.8	56.2	33.3	23.0
2080	91.7	1.1	50.5	17.6	22.4	96.2	43.4	52.6	-4.5	591.0	291.2	6.2	56.2	33.3	23.0
2090	91.4	1.1	51.4	15.7	23.1	99.4	44.7	54.5	-8.0	522.9	226.3	5.3	56.2	33.3	23.0
2100	90.0	1.2	52.5	12.9	23.5	101.3	45.4	55.6	-11.3	427.0	162.4	4.3	56.2	33.3	23.0
2110	86.7	1.2	52.8	8.7	24.0	103.5	46.4	56.8	-16.8	285.4	95.3	2.9	56.2	33.3	23.0
2120	81.8	1.2	53.4	2.8	24.4	105.1	47.2	57.7	-23.4	81.8	24.0	1.0	56.2	33.3	23.0

長期の経済前提	
物価上昇率	0.8%
賃金上昇率(実質<対物価>)	0.5%
運用 利回り	実質<対物価> 2.2%
	スプレッド<対賃金> 1.7%
経済成長率(実質) 2034年度以降20~30年 <small>※括弧内の数値は人口1人当たり実質経済成長率</small>	-0.1% (0.7%)

所得代替率	所得代替率 (給付水準の 調整終了後)	
	給付水準の 調整終了年度	調整終了年度
所得代替率	56.2%	2037
比例	23.0%	2037
基礎	33.3%	2037

厚生年金の保険料率	18.3%
国民年金の保険料月額 (2004年度価格)	17,000円

(注1) 実際の国民年金の保険料の額は、2004年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、2024年度における保険料の額は月額16,980円である。

(注2) 存続厚生年金基金の代行部分を含む、国民年金及び厚生年金全体の財政見通しである。

(注3) 「2024年度価格」とは、賃金上昇率により、2024年度の価格に換算したものである。

(注4) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注5) 報酬比例には、厚生年金の独自給付(定額、加給、加算)及び国民年金の独自給付(付加年金、寡婦年金、死亡一時金)を含む。

(注6) 所得代替率の計算に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

# 厚生年金の財政見通し

## (令和6(2024)年財政検証 オプション試算)

適用拡大②:

- ・企業規模要件の撤廃
- ・5人以上個人事業所の非適用業種の解消
- ・賃金要件の撤廃又は最低賃金の引き上げ

対象  
200万人

適用拡大②(約200万人) + 基礎年金の給付調整の早期終了

- 人口: 出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数16.4万人
- 経済: 過去30年投影ケース

- ・基礎年金拠出金の仕組みの見直し: 2029年度以降
- ・基礎年金相当部分の保険料: 月額16,600円 (2004年度価格)
- ・保険料財源比率: 61%
- ・基礎年金部分比率: 55%

(参考)

年度	収入合計				支出合計			収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (2024年度 価格)	積立 度合	所得代替率		
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円					基礎	比例	%
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円		%	%	%
2024	66.7	41.6	13.5	11.5	52.8	22.5	30.0	13.9	290.7	290.7	5.2	61.2	36.2	25.0
2025	65.9	42.6	11.5	11.8	54.1	23.2	30.6	11.8	302.5	293.4	5.4	61.0	36.1	24.9
2026	65.6	43.2	10.4	12.0	54.6	23.6	30.8	11.0	313.5	297.4	5.5	60.8	36.0	24.8
2027	65.9	43.9	9.8	12.2	55.3	24.0	31.1	10.6	324.1	304.7	5.7	60.5	35.8	24.7
2028	66.8	44.6	9.8	12.3	55.9	24.3	31.3	10.9	335.0	312.5	5.8	60.0	35.5	24.5
2029	67.7	45.0	10.1	12.6	56.8	24.9	31.7	10.9	345.9	320.0	5.9	59.6	35.3	24.3
2030	68.4	45.3	10.4	12.7	57.3	25.1	31.9	11.1	357.0	327.6	6.0	59.3	35.1	24.2
2035	71.2	45.9	12.1	13.1	59.9	26.1	33.4	11.3	413.7	362.2	6.7	56.9	33.7	23.2
2040	74.7	46.7	13.7	14.3	65.5	28.6	36.7	9.2	465.2	384.8	7.0	56.2	33.3	23.0
2050	79.1	47.4	15.8	16.0	73.8	32.0	41.5	5.3	533.2	387.5	7.1	56.2	33.3	23.0
2060	83.3	49.1	17.1	17.1	79.8	34.2	45.3	3.5	576.4	367.9	7.2	56.2	33.3	23.0
2070	86.0	50.2	17.7	18.1	85.7	36.2	49.2	0.3	594.7	333.5	6.9	56.2	33.3	23.0
2080	86.8	50.5	17.1	19.2	91.2	38.3	52.6	-4.4	574.1	282.8	6.3	56.2	33.3	23.0
2090	86.4	51.4	15.2	19.7	94.2	39.5	54.4	-7.8	508.1	219.9	5.5	56.2	33.3	23.0
2100	85.1	52.5	12.5	20.1	96.1	40.2	55.6	-11.0	415.1	157.8	4.4	56.2	33.3	23.0
2110	81.8	52.8	8.5	20.5	98.1	41.1	56.8	-16.3	277.5	92.7	3.0	56.2	33.3	23.0
2120	77.0	53.4	2.7	20.9	99.7	41.8	57.7	-22.7	79.5	23.3	1.0	56.2	33.3	23.0

(注1) 存続厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

(注2) 「2024年度価格」とは、賃金上昇率により、2024年度の価格に換算したものである。

(注3) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注4) 報酬比例には、厚生年金の独自給付(定額、加給、加算)を含む。

(注5) 所得代替率の計算に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

(注6) 保険料財源比率及び基礎年金部分比率は、5年(財政検証)毎に見直す前提で試算している。

長期の経済前提		
物価上昇率	0.8%	
賃金上昇率(実質<対物価>)	0.5%	
運用 利回り	実質<対物価>	2.2%
	スプレッド<対賃金>	1.7%
経済成長率(実質) 2034年度以降20~30年 <small>※括弧内の数値は人口1人当たり実質経済成長率</small>	-0.1% (0.7%)	

所得代替率 (給付水準の 調整終了後)	給付水準の 調整終了年度
所得代替率	56.2% 2037
比例	23.0% 2037
基礎	33.3% 2037

厚生年金の保険料率	18.3%
国民年金の保険料月額 (2004年度価格)	17,000円

# 国民年金の財政見直し

## (令和6(2024)年財政検証 オプション試算)

適用拡大②：

- ・企業規模要件の撤廃
- ・5人以上個人事業所の非適用業種の解消
- ・賃金要件の撤廃又は最低賃金の引き上げ

対象  
200万人

適用拡大②(約200万人)＋基礎年金の給付調整の早期終了

- 人口：出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数16.4万人
- 経済：過去30年投影ケース

- ・基礎年金拠出金の仕組みの見直し：2029年度以降
- ・基礎年金相当部分の保険料：月額16,600円 (2004年度価格)
- ・保険料財源比率：61%
- ・基礎年金部分比率：55%

(参考)

年度	収入合計				支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (2024年度 価格)	積立 度合	所得代替率		
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円					基礎	比例	
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	%	%	%
2024	3.9	1.3	0.7	2.0	3.6	3.5	0.3	14.0	14.0	3.8	61.2	36.2	25.0
2025	3.8	1.3	0.5	2.0	3.6	3.5	0.2	14.2	13.8	3.9	61.0	36.1	24.9
2026	3.8	1.3	0.5	2.0	3.6	3.5	0.2	14.4	13.6	3.9	60.8	36.0	24.8
2027	3.7	1.2	0.4	2.0	3.6	3.4	0.1	14.5	13.6	4.0	60.5	35.8	24.7
2028	3.6	1.2	0.4	1.9	3.4	3.3	0.1	14.6	13.7	4.2	60.0	35.5	24.5
2029	3.4	1.1	0.4	1.8	3.2	3.0	0.3	14.9	13.8	4.6	59.6	35.3	24.3
2030	3.4	1.1	0.4	1.8	3.2	3.1	0.3	15.2	13.9	4.7	59.3	35.1	24.2
2035	3.6	1.1	0.5	2.0	3.3	3.2	0.2	16.4	14.4	4.8	56.9	33.7	23.2
2040	3.8	1.0	0.5	2.2	3.6	3.5	0.1	17.3	14.3	4.7	56.2	33.3	23.0
2050	4.2	1.0	0.5	2.6	4.2	4.1	0.0	18.2	13.2	4.3	56.2	33.3	23.0
2060	4.6	1.1	0.5	2.9	4.6	4.5	0.0	18.5	11.8	4.0	56.2	33.3	23.0
2070	4.8	1.1	0.5	3.1	4.9	4.8	-0.1	18.2	10.2	3.7	56.2	33.3	23.0
2080	4.9	1.1	0.5	3.3	5.1	5.0	-0.2	16.9	8.3	3.4	56.2	33.3	23.0
2090	5.0	1.1	0.4	3.4	5.2	5.2	-0.2	14.8	6.4	2.9	56.2	33.3	23.0
2100	4.9	1.2	0.4	3.4	5.3	5.2	-0.3	11.9	4.5	2.3	56.2	33.3	23.0
2110	4.9	1.2	0.2	3.4	5.3	5.3	-0.5	7.8	2.6	1.6	56.2	33.3	23.0
2120	4.8	1.2	0.1	3.5	5.4	5.4	-0.6	2.3	0.7	0.5	56.2	33.3	23.0

長期の経済前提	
物価上昇率	0.8%
賃金上昇率(実質<対物価>)	0.5%
運用 利回り	実質<対物価> 2.2%
	スプレッド<対賃金> 1.7%
経済成長率(実質) 2034年度以降20~30年 <small>※括弧内の数値は人口1人当たり実質経済成長率</small>	-0.1% (0.7%)

所得代替率 (給付水準の 調整終了後)	給付水準の 調整終了年度
所得代替率	56.2% 2037
比例	23.0% 2037
基礎	33.3% 2037

厚生年金の保険料率	18.3%
国民年金の保険料月額 (2004年度価格)	17,000円

(注1) 実際の保険料の額は、2004年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、2024年度における保険料の額は月額16,980円である。

(注2) 「2024年度価格」とは、賃金上昇率により、2024年度の価格に換算したものである。

(注3) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注4) 所得代替率の計算に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したものの。

(注5) 保険料財源比率及び基礎年金部分比率は、5年(財政検証)毎に見直す前提で試算している。

(注6) 2120年度における積立度合は0.5であるが、厚生年金と合わせた公的年金全体では1.0となる。

# 基礎年金の財政見通し及び基礎年金拠出金算定対象者数の見通し

(令和6(2024)年財政検証 オプション試算)

厚生年金の保険料率	18.3%
国民年金の保険料月額 (2004年度価格)	17,000円

適用拡大②(約200万人)＋基礎年金の給付調整の早期終了

○ 人口:出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数16.4万人

○ 経済:過去30年投影ケース

適用拡大②:

- ・企業規模要件の撤廃、・5人以上個人事業所の非適用業種の解消
- ・賃金要件の撤廃又は最低賃金の引き上げ

対象  
} 200万人

長期の経済前提		
物価上昇率	0.8%	
賃金上昇率(実質<対物価>)	0.5%	
運用 利回り	実質<対物価>	2.2%
	スプレッド<対賃金>	1.7%
経済成長率(実質) 2034年度以降20~30年 <small>※括弧内の数値は人口1人当たり実質経済成長率</small>	-0.1% (0.7%)	

所得代替率	基礎		比例
	2037	2037	2037
所得代替率 (給付水準の 調整終了後)	56.2%	33.3%	23.0%
給付水準の 調整終了年度	2037	2037	2037

年度	① 基礎年金 給付費	② 基礎年金 国庫負担	③ 拠出金 算定 対象額 <small>(2004年度 価格)</small>	④ 拠出金 算定 対象者数	⑤ 拠出金単価 (月額) $(③ \div ④) \div 12$ <small>(2004年度 価格)</small>	⑥ 保険料相当額 (月額) $⑤ \times (1 - \text{国庫負担割合})$ <small>(2004年度 価格)</small>	年度 (西暦)	拠出金算定対象者数									
								計	第1号 被保険者	被用者年金計		厚生年金		共済組合			
										第2号 被保険者	第3号 被保険者	第2号 被保険者	第3号 被保険者	第2号 被保険者	第3号 被保険者		
西暦	兆円	兆円	兆円	百万人	円	円	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
2024	26.0	13.2	25.6 (25.6)	54.2	(39,319)	(19,660)	2024	54.2	6.4	41.1	6.7	36.9	6.0	4.2	0.7		
2025	26.7	13.6	26.2 (25.5)	53.9	(39,399)	(19,699)	2025	53.9	6.2	41.2	6.5	37.0	5.9	4.2	0.7		
2026	27.1	13.8	26.6 (25.3)	53.6	(39,274)	(19,637)	2026	53.6	6.1	41.2	6.4	37.0	5.7	4.2	0.6		
2027	27.4	13.9	26.9 (25.3)	53.4	(39,473)	(19,736)	2027	53.4	5.8	41.9	5.7	37.7	5.2	4.2	0.6		
2028	27.6	14.1	27.1 (25.3)	52.9	(39,841)	(19,920)	2028	52.9	5.5	42.4	5.1	38.2	4.6	4.2	0.5		
2029	27.9	14.2	27.3 (25.3)	52.3	(40,306)	(20,153)	2029	52.3	5.3	42.1	4.9	38.0	4.4	4.1	0.5		
2030	28.2	14.4	27.6 (25.4)	51.7	(40,859)	(20,429)	2030	51.7	5.2	41.8	4.7	37.7	4.2	4.1	0.5		
2035	29.4	15.0	28.7 (25.1)	48.0	(43,680)	(21,840)	2035	48.0	4.8	39.3	3.9	35.3	3.5	4.0	0.4		
2040	32.1	16.5	31.3 (25.9)	45.2	(47,771)	(23,886)	2040	45.2	4.3	37.5	3.4	33.7	3.1	3.8	0.4		
2050	36.2	18.6	35.0 (25.5)	40.7	(52,102)	(26,051)	2050	40.7	3.8	33.8	3.1	30.3	2.8	3.5	0.3		
2060	38.7	20.0	37.4 (23.9)	37.0	(53,843)	(26,921)	2060	37.0	3.5	30.6	2.8	27.4	2.5	3.2	0.3		
2070	41.0	21.2	39.6 (22.2)	32.9	(56,204)	(28,102)	2070	32.9	3.1	27.3	2.5	24.4	2.2	2.9	0.3		
2080	43.4	22.4	41.8 (20.6)	29.0	(59,258)	(29,629)	2080	29.0	2.7	24.1	2.2	21.5	2.0	2.6	0.3		
2090	44.7	23.1	43.1 (18.7)	26.2	(59,296)	(29,648)	2090	26.2	2.5	21.7	2.0	19.4	1.8	2.3	0.2		
2100	45.4	23.5	43.9 (16.7)	23.3	(59,715)	(29,857)	2100	23.3	2.2	19.3	1.8	17.2	1.6	2.1	0.2		
2110	46.4	24.0	44.8 (15.0)	20.6	(60,701)	(30,351)	2110	20.6	1.9	17.0	1.6	15.2	1.4	1.9	0.2		
2120	47.2	24.4	45.5 (13.4)	18.4	(60,652)	(30,326)	2120	18.4	1.7	15.2	1.4	13.6	1.2	1.7	0.2		

(注1) ②の基礎年金国庫負担額には、基礎年金拠出金に係る地方負担分を含む。

(注2) ⑥の保険料相当額は、基礎年金給付(国庫負担相当額を除く。)を完全な賦課方式で賄うとした場合に必要となる保険料に相当する。

(注3) 国民年金は、賦課方式を基本としつつ積立金を保有し活用することにより、保険料水準を2017年度以降16,900円(2004年度価格)に固定し、おおむね100年間の財政の均衡を図っている。このため保険料相当額等は、2004年度価格で( )内に表示している。また、1号被保険者に対して産前産後期間の保険料免除制度が2019年4月より施行されたことに伴い、2019年度以降2004年度価格で100円引き上がる。このため、2024年度において、国民年金法第87条第3項に規定されている国民年金の保険料は2004年度価格で月額17,000円であり、実際の保険料の額は2004年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであるため月額16,980円となっている。